

令和 8 年度
法務省事後評価実施結果報告書

令和 8 年 9 月
法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定により作成した令和8年度法務省事後評価の実施に関する計画（令和8年3月11日決定）に掲げる政策について、事後評価を実施した結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、法務省政策評価有識者会議委員の意見等を参考とした。

令和 8 年度法務省事後評価実施結果報告書

目次

1	法務省の政策体系、政策パッケージ及びロジックモデル・・・・・・・・	1
2	令和 8 年度事後評価実施結果報告書	
(1)	総合評価方式（政策評価書）	
ア	法教育の推進・・・・・・・・	29
イ	法曹養成制度の充実・・・・・・・・	50
(2)	事業評価方式	
ア	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 （女性と犯罪に関する研究）・・・・・・・・	74
イ	宇都宮法務総合庁舎整備事業・・・・・・・・ （宇都宮法務総合庁舎整備事業評価資料）	97
ウ	駿府学園整備事業・・・・・・・・ （駿府学園整備事業評価資料）	104
 (参考)		
1	法務省大臣官房施設課における事業評価システム・・・・・・・・	111
2	令和 8 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する 質問・意見及び回答・・・・・・・・	129
3	モニタリングのために作成した資料	
(1)	付属表・・・・・・・・	131
(2)	令和 8 年度法務省行政事業レビューシート 法務省ホームページ「令和 8 年度行政事業レビュー」のページに掲載 URL https://www.moj.go.jp/kaikei/bunsho/kaikei03_00205.html	

政 策 体 系

基本政策		
	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備		
	1 基本法制の維持及び整備 （事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）
	2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）	(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。） (2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。） (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。） (4) 法教育の推進（国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。） (5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段としてグローバルスタンダードとなっている国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）
	3 法務に関する調査研究 （内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）	

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

4 再犯の防止等の推進（再犯の防止等の推進に関する法律、第二次再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組等の実施**（再犯の防止等の推進に関する法律、第二次再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組を実施し、地域による包摂の推進を図る。）

5 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、国民生活の安全・安心に寄与し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

6 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。）

7 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備
	13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。） (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）
VI	法務行政における国際化対応・国際協力
	14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。） (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。） (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。）
VII	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営
	15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。） (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。） (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。） (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。） (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

政策パッケージ及び ロジックモデル

目指すべき姿

法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。

施策群と施策

1. 学校現場等への支援

- ・法教育セミナー等の企画及び実施
- ・法教育教材や法教育関連情報の提供
- ・教育関係者と法律実務家との連携関係の構築



法教育推進協議会作成の各種法教育教材

2. 法教育に関する情報発信等

- ・法教育イベントやSNS、ホームページ等を利用した法教育に関する情報発信
- ・マスコットキャラクターを活用した広報活動

法教育マスコットキャラクター
ホウリス君

3. 有為な法曹人材の確保に向けた取組

- ・法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信の強化
- ・法曹人口の在り方に関するデータの集積及び分析



4. 活動領域の拡大に向けた環境整備

- ・法曹養成制度改革連絡協議会の開催
- ・法曹有資格者による企業分野・海外展開分野・国、自治体、福祉等分野等への進出を支援

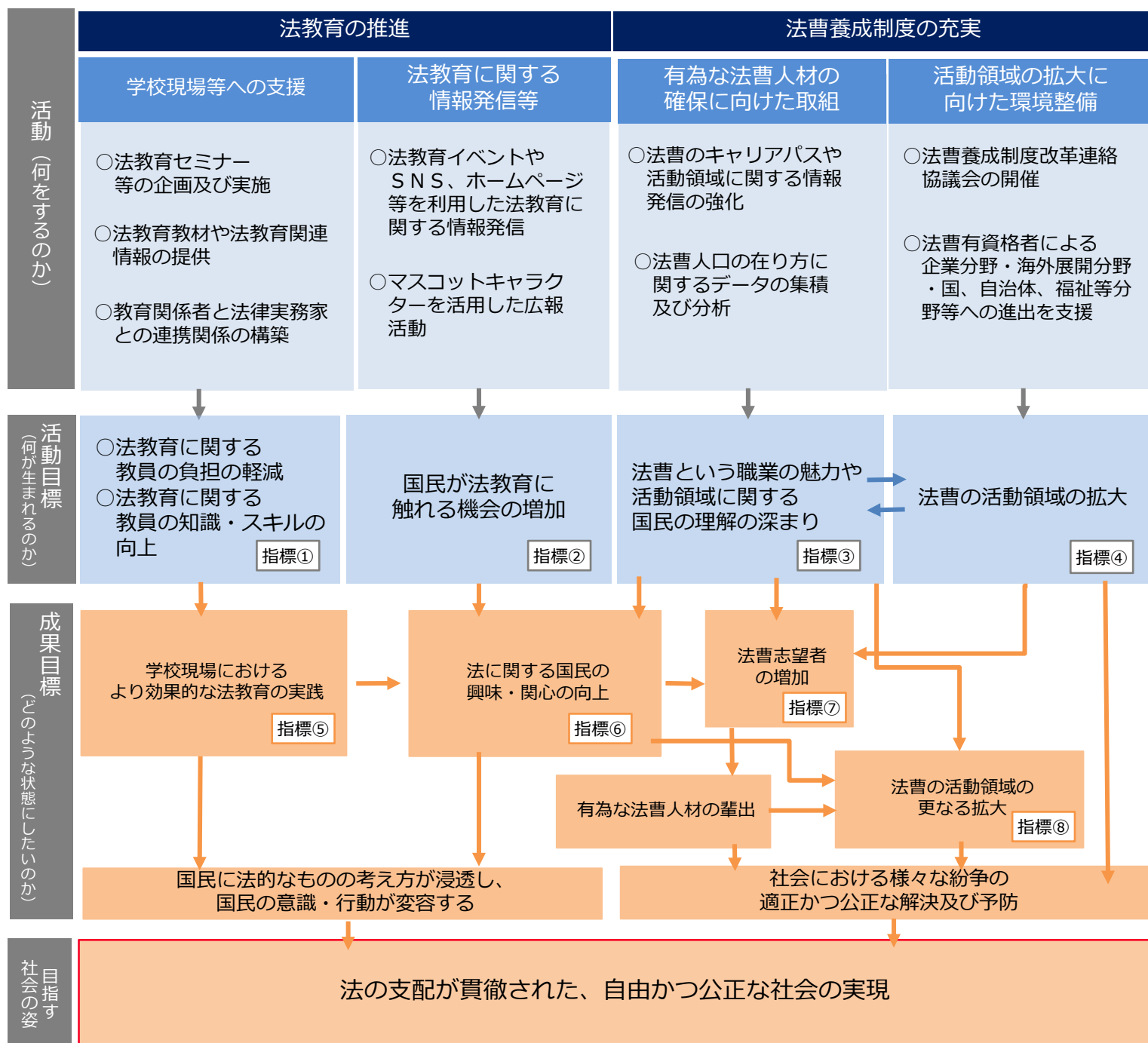
その他政策評価に当たり把握する事項

- ・法教育、法曹養成に係る予算額

1 自由かつ公正な社会の実現に向けた取組

法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。

課題	共生社会の実現を支える 国民の意識の変容	学校現場における より充実した法教育の実践	質の高い 法曹の養成	多様化する 法的ニーズへの対応
	価値観が多様化し、複雑化した現代社会においては、国民に対する法教育や質の高い法曹の養成等による人的基盤の強化が不可欠である。しかし、学校現場の余裕の無さや教員の法教育スキルの未熟さにより、学校現場等における法教育の実践が十分とはいえない場合があるため、これに対する支援等を行う必要がある。また、かつてと比べ法曹を将来の職業として志望する者が減少していることから、より多くの有為な法曹の輩出に向けた取組を行っていく必要がある。			



測定指標（指標①～⑧）は付属表に記載

目指すべき姿 裁判外紛争解決手続（ADR）の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。

裁判外紛争解決手続（ADR）とは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続。裁判と異なり、利用者の自主性をいかした解決を図ることができるなど、柔軟な対応が可能な制度。ADRを実施する民間事業者はその業務について法務大臣の認証を受けることができ、認証を受けた業務として行われる民間紛争解決手続は認証紛争解決手続（認証ADR）となる。なお、デジタル技術を活用したオンライン上でのADRのことをODRという。

施策群と施策

1. ODRの推進

ODR参入支援・認知度向上のため、次の取組を実施

- ①情報基盤の整備
- ②相談からODRへの導線確保
- ③ODR事業への参入支援
- ④国民向けODR情報発信

質の高いODRの社会実装を目指し、次の取組を実施

- ①相談・交渉・調停のワンストップ化に向けた環境整備
- ②トップレベルのODRが提供される環境整備
- ③AI技術活用に向けた基盤整備

2. 認証ADR制度の適正運用

以下の認証審査・監督業務等を適切に実施

- ・法定の基準・要件の適合性審査
- ・法定の基準・要件の適合性維持に係る監督
- ・認証申請を検討する事業者からの事前相談受付

ADR制度利用の促進のため、以下の取組を実施

- ・認証ADRへの新規参入の促進
- ・国民へ利用促進のための広報活動



その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ODRの推進、ADR認証制度運用に係る予算額

2 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化

裁判外紛争解決手続（ADR）の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。

裁判外紛争解決手続（ADR）とは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続。裁判と異なり、利用者の自主性をいかにした解決を図ることができるなど、柔軟な対応が可能。ADRを実施する民間事業者はその業務について法務大臣の認証を受けることができ、認証を受けた業務として行われる民間紛争解決手続は認証紛争解決手続（認証ADR）となる。なお、デジタル技術を活用したオンライン上でのADRのことをODRという。

利便性向上のためのデジタル化への対応

認証ADR制度の適正な運用による利用促進

手続の多様性、簡易・迅速性、非公開性等の特長を持つADRの可能性を広げ、利便性の向上、更には制度全体の利用を促進することが期待されるデジタル技術を活用したODRの導入がごく一部の事業者にとどまっており、制度本来のメリットを発揮できていない。

ADRのデジタル化（ODR）の推進

情報基盤の整備
・ ODR機関検索の利便化
相談からODRへの導線確保
・ 相談機関からODR機関への紹介
ODR事業への参入支援
・ 認証手続の迅速化
国民向けODR情報発信
・ ADRの日（週間）の設定
・ 企業の苦情担当者、相談員への周知
・ 紛争解決事例の見える化

相談・交渉・調停のワンストップ化に向けた環境整備
・ データフォーマットの在り方検討
トップレベルのODRが提供される環境整備
・ 世界最先端ODR技術の調査研究
・ ODR実証実験
・ 諸外国ODR機関等ネットワークへの参画
AI技術活用に向けた基盤整備
・ データベースの検証
・ AI技術活用と倫理等の課題検討

認証ADR制度の適正運用

適切な認証審査・監督業務の実施
・ 法定の基準・要件の適合性審査
・ 法定の基準・要件の適合性維持に係る監督
・ 認証申請を検討する事業者からの事前相談受付
ADR制度利用の促進
・ 認証ADRへの新規参入の促進
・ 国民へ利用促進のための広報活動

事業者がODRに参入しやすい環境（情報基盤、手続、認知度）を整備する

指標①

データ連携やAI、最先端技術を活用したODRの導入に係る課題等を調査し、整理する

指標②

・ ADR認証申請の迅速な処理
・ 認証事業者に対する監督の実施

指標③

国民向け広報活動の実施

指標④

・ 認知度が向上する
・ ODRを実施、新規参入する認証事業者が増加する

指標⑤

最先端技術を活用したODRの社会実装に必要な条件等が明らかになる

指標⑥

認証事業者の質が担保され、ADRによる紛争解決に的確に対応する

情報基盤サイトへのアクセス数が増加する

指標⑧

ODRにより解決される紛争が増加する

指標⑦

最先端技術の活用、手続の整備等により、ODRの利便性が向上する

受案件数や申立てに対する応諾率が増加する

指標⑨

身近なデバイスがあれば、いつでもどこでもだれでも紛争解決を試みることができるようになる

ADR認証制度の信頼性確保

国民が自らの紛争を解決しようとしたとき、ふさわしい解決手続を容易に選択できるようにする

測定指標（指標①～⑨）は付属表に記載

目指すべき姿

国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段としてグローバルスタンダードとなっている国際仲裁を活性化させることにより、国際的な法の支配を促進し、司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上させるとともに、我が国の経済成長に貢献する。

施策群と施策

1. 仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成

国際仲裁に関わる人材の裾野拡大及び国際舞台で活躍できる仲裁人・仲裁代理人となり得る法務人材の育成

- ① 大学教育との連携
- ② 司法修習生への選択型実務修習プログラムの提供
- ③ 実務家層を対象とする人材育成機関等と連携した研修等の実施

2. 国内外の企業・法律実務家等に対する周知啓発

- ・ 国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解の浸透
- ・ 我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼の獲得

- ① 国内外の企業・法律実務家等を対象とし、国内外の仲裁関係機関及び国際機関等と連携したイベントの実施・参加
- ② 最新の国際水準を備えた仲裁法制を含む、我が国の法制度等に関する情報の発信



その他政策評価に当たり把握する事項

国際仲裁活性化の基盤整備に係る予算額

3 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備

国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段としてグローバルスタンダードとなっている国際仲裁を活性化させることにより、国際的な法の支配を促進し、司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上させるとともに、我が国の経済成長に貢献する。

課題

国際仲裁に精通した人材の不足

国内外の企業・法律実務家等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が不十分

我が国の法制度に関する海外ユーザーからの信頼や認知度が不十分

我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼が不十分

活動
(何をするのか)

仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成

- 大学教育との連携
- 司法修習生への選択型実務修習プログラムの提供
- 実務家層を対象とする人材育成機関等と連携した研修等の実施

国内外の企業・法律実務家等に対する周知啓発

- 国内外の企業・法律実務家等を対象とし、国内外の仲裁関係機関及び国際機関等と連携したイベントの実施・参加
- 最新の国際水準を備えた仲裁法制を含む、我が国の法制度等に関する情報の発信

活動目標
(何が生まれるのか)

国際仲裁に関わる人材の裾野拡大及び国際舞台で活躍できる仲裁人・仲裁代理人となり得る法務人材育成施策を実施する

指標①

国内外の企業・法律実務家等に対し、効果的な周知啓発施策を実施する

指標②

成果目標
(どのような状態にしたいのか)

国際仲裁に携わるために必要な基礎的素養を身に着けた人材及び国際仲裁に精通した人材が育成される

指標③

国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が進み、我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼が醸成される

指標④

- 国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた国際法務人材が増加する
- 日本企業の海外進出時における法的紛争解決の選択肢を与えると同時に海外からの対日投資の呼び込みのための基盤整備に貢献する

指標⑤

社会の姿
目指す

- 国際的な法の支配の促進及び司法分野における我が国の国際的プレゼンス向上
- 我が国の経済成長に貢献

測定指標

測定指標（指標①～⑤）は付属表に記載

目指すべき姿

検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。

施策群と施策

1. 捜査・公判能力の向上

情報通信技術の進展や犯罪のボーダレス化等に伴い、複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための知識・技能を習得し、捜査・公判能力の向上を図る。

2. 犯罪被害者等の保護・支援

- ①犯罪被害者等の保護・支援を担当する職員の対応能力の向上を図る。
- ②犯罪被害者等の保護・支援に関する情報提供を充実させる。



3. 広報活動の実施

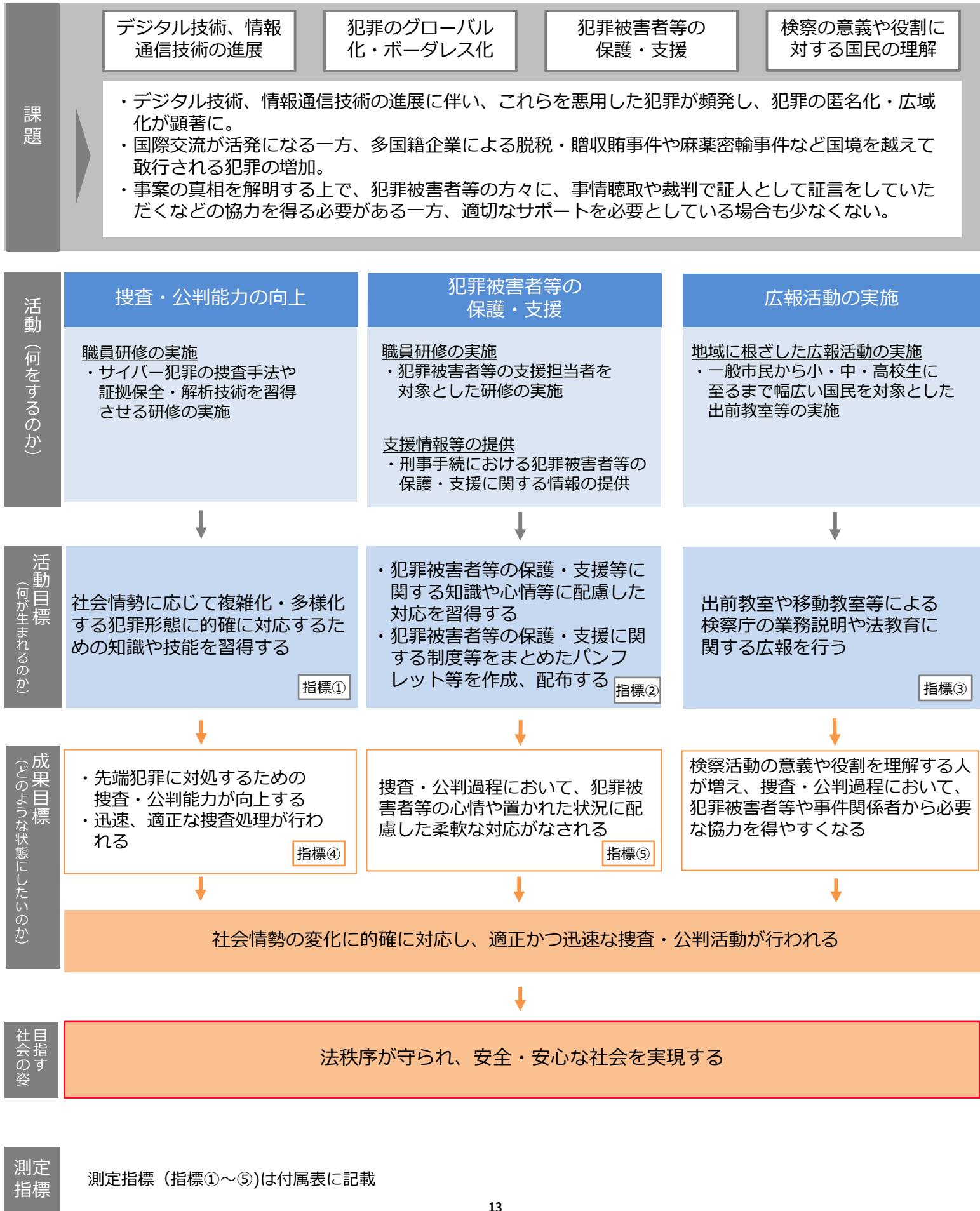
一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に検察の意義・役割や法教育に関する授業を実施するなど、地域に密着した広報活動を実施する。



その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ 施策の予算額
- ・ 検察組織の定員（検事・事務官）
- ・ 新規採用者数と性別割合（検事・事務官）
- ・ 職員の平均年次休暇取得日数
- ・ 職員の育児休業取得率

検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。



目指すべき姿

被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせない。

施策群と施策

1.改善更生・円滑な社会復帰に向けた矯正処遇の実施

- アセスメント機能の充実強化（④）
- 刑務作業・職業訓練等の実施（①）
- 特性に応じた指導・教育の実施（④）
- 処遇体制の充実（④）
- 効果検証・調査研究の実施（④）

2.多機関連携による社会復帰支援の実施

- 就労に向けた相談・支援の充実（①）
- 福祉関係機関等と連携した支援・調整の実施（②）
- 学校等と連携した修学支援（③）

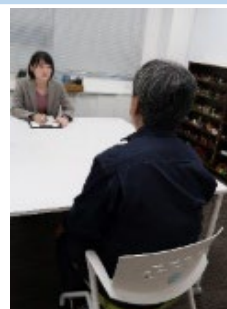


3.適正な矯正処遇のための基盤・環境の整備

- 組織風土の変革
- 矯正施設の適正な管理運営（⑦）
 - ・ 耐震対策等の収容環境の整備
 - ・ サポート体制・マネジメント体制の充実
 - ・ 警備用機器の整備、効果的な活用
 - ・ 刑事施設職員の人材育成の充実を始めとした矯正職員の職務執行能力の向上（⑦）
 - ・ 業務効率化、省力化（⑦）
- 不服申立制度の運用改善
- 適正な保健医療提供体制の確保・整備（⑦）

4.開かれた矯正に向けた取組の推進

- 地域と連携した取組の推進（⑥）
 - ・ 災害発生時の支援活動
 - ・ 矯正施設と自治体等との連携
 - ・ 法務少年支援センターによる地域援助の実施
- 適正な運営の確保
 - ・ 視察委員会制度の運用改善



※（）内の番号は再犯防止推進計画における7つの重点課題の項番に該当

その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、再犯防止推進白書等も活用

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ・ 矯正予算の金額 | ・ 矯正職員を志望した者の数 |
| ・ 矯正官署の数・職員定員（刑・少・鑑） | ・ 職員の年次休暇取得日数 |
| ・ 新規採用者数とこれに占める女性の割合（刑・少・鑑） | ・ 職員の育児休業取得日数、割合 |

5 矯正処遇の適正な実施

被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせない。

責務

収容の確保

再犯・再非行の防止

関係機関との連携

地域との共生

拘禁刑下において、矯正施設の適正な収容環境を保持しつつ、「一人の人間」としての被収容者に正面から向き合い、更生に導くことで、国民生活の基盤である国の治安を支える責務

活動（何をやるのか）

矯正処遇の基盤・環境の整備

組織風土の変革

矯正施設の適正な管理運営/計⑦

- ・耐震対策等の収容環境の整備
- ・サポート体制、マネジメント体制の充実
- ・警備用機器の整備、効果的な活用
- ・刑事施設職員の人材育成の充実を始めとした矯正職員の職務執行能力の向上/計⑦
- ・業務効率化、省力化/計⑦

不服申立制度の運用改善

適正な保健医療提供体制の確保・整備/計⑦

- ・医師等の医療従事者の確保、育成
- ・外部医療機関との関係構築

改善更生・円滑な社会復帰に向けた矯正処遇

アセスメント機能の充実強化/計④

刑務作業・職業訓練等/計①

特性に応じた指導・教育/計④

処遇体制の充実/計④

効果検証・調査研究/計④

多機関連携による社会復帰支援

就労に向けた相談・支援/計①

福祉機関等と連携した支援・調整/計②

学校等と連携した修学支援/計③

開かれた矯正に向けた取組の推進

地域と連携した取組の推進/計⑥

- ・災害発生時の支援活動
- ・矯正施設と自治体等との連携
- ・法務少年支援センターによる地域援助の実施

適正な運営の確保

- ・視察委員会制度の運用改善

活動目標（何が生まれるか）

- ・収容を確保し、安全で、改善更生に向けた処遇に必要な機能を備え、規律偏重に陥らない風通しの良い職場環境を整備する

- ・人権意識、矯正処遇に必要な専門性を身に付けた職員を育成し、配置する

- ・不適正な処遇の早期発見、処遇の適正化等を図るための取組を進める

- ・社会一般と同程度の医療水準を確保する

指標①

- ・受刑者等一人一人の特性を把握し、専門的な知見・分析等に基づく処遇等の計画を作成し、組織内で共有する
- ・処遇計画等に基づき、職員が外部専門職等とも連携しながら、改善更生や円滑な社会復帰に向けた生活指導、教育・訓練を行う
- ・円滑な社会復帰に必要な支援（就労・住居・福祉等）に応じて、関係機関・団体等との調整を行い、必要な支援体制を構築する
- ・専門的な知見や効果検証等を踏まえた処遇等を実施する

指標②・③

- ・地域のニーズ、課題を把握する
- ・ニーズ等に対応した取組を矯正施設と地域が連携して進める

指標④

- ・視察委員会等を通じて、矯正施設の運営に第三者の視点や意見を取り入れる

指標⑤

成果目標（どんな状態にしたいか）

矯正施設に収容されている者の処遇が適切に行われ、安定的に施設が運営される

指標⑥

関係機関や地域等の理解や協力も得ながら、専門性に裏付けられた知見に基づき、受刑者等が再犯・再非行防止に向けた教育や社会復帰のための支援を受ける

指標⑦

施設運営の透明性が確保され、その改善が図られる

指標⑨

関係機関や国民が、施設の実情・取組等を知る機会が増加する

受刑者等が自らの犯罪の責任を自覚し、社会生活を送る上で必要な知識・技能の習得など、改善更生・社会復帰に向けて取り組む

個々の受刑者等の状況に応じて、出所（院）後を見据えた社会における就労・住居等の生活環境が整えられる

指標⑧

効果検証等を通じて矯正施設の取組の意義や効果が国民に明らかとなる

受刑者等が円滑に社会復帰でき、再犯・再非行することなく社会生活を送ることができるようになる

指標⑩

幅広い国民から、矯正施設を含む刑事司法制度や再犯防止・更生支援に対する理解・協力を得られるようになる

安全・安心な社会の実現

目指す社会の姿

測定指標

測定指標（KPI①～⑩）は付属表に記載

目指すべき姿 犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会をつくる。

施策群と施策

1. 矯正施設収容中の生活環境の調整等

①生活環境の調整

- ・受刑者等の状況に応じた帰住先、支援等の調整

②仮釈放等の審理

- ・生活環境の調整等の充実を通じた仮釈放等の審理の円滑化

③住居の確保

- ・更生保護施設の受入れ機能の充実
- ・自立準備ホームの確保・活用
- ・公営住宅、賃貸住宅等への居住支援

2. 対象者の特性等を踏まえた保護観察等の実施

①特性に応じた専門的な処遇

- ・適切なアセスメントに基づく保護観察の実施
- ・薬物事犯者、性犯罪者等に対する専門的処遇プログラムの実施
- ・保健・医療等の専門的な援助を行う関係機関との連携強化

②就労支援

- ・関係機関と連携した就労支援の実施
- ・就労後の職場定着への支援
- ・多様な業種の就労先の確保

③満期釈放者等への“息の長い”支援

- ・更生緊急保護の実施
- ・更生保護施設退所者等の社会復帰支援の充実
- ・刑執行終了者等に対する援助の実施
- ・更生保護に関する地域援助の実施

3. 犯罪被害者等の支援等

○犯罪被害者等の意見等の聴取等

- ・意見等の聴取、心情等の聴取・伝達、相談・支援等の実施
- ・意見又は心情等を踏まえた生活環境の調整、保護観察等の実施

4. 地域における理解・協力の確保

①犯罪予防活動の実施

- ・社会を明るくする運動を始めとする各種団体等と連携した更生保護に関する広報啓発活動等の実施

②民間協力者の確保・支援

- ・保護司会等に係る活動拠点整備、助成、表彰等の活動支援
- ・保護司活動のデジタル化の推進

③地方公共団体との連携

- ・地域再犯防止推進計画の策定等の促進
- ・地域のネットワークにおける取組支援

5. 医療観察対象者の社会復帰支援

①精神保健観察等の実施

- ・精神保健観察の実施
- ・生活環境の調査・調整の実施

②関係機関相互の緊密な連携の確保

- ・ケア会議の実施等を通じた、自治体、医療機関等との緊密な連携の確保
- ・障害福祉サービス事業者等の理解促進

その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、犯罪白書や再犯防止推進白書等も活用

保護観察等の概要を示すデータ

- ①保護観察開始人員の推移
- ②罪名別・年齢層別構成比
- ③出所受刑者人員の推移

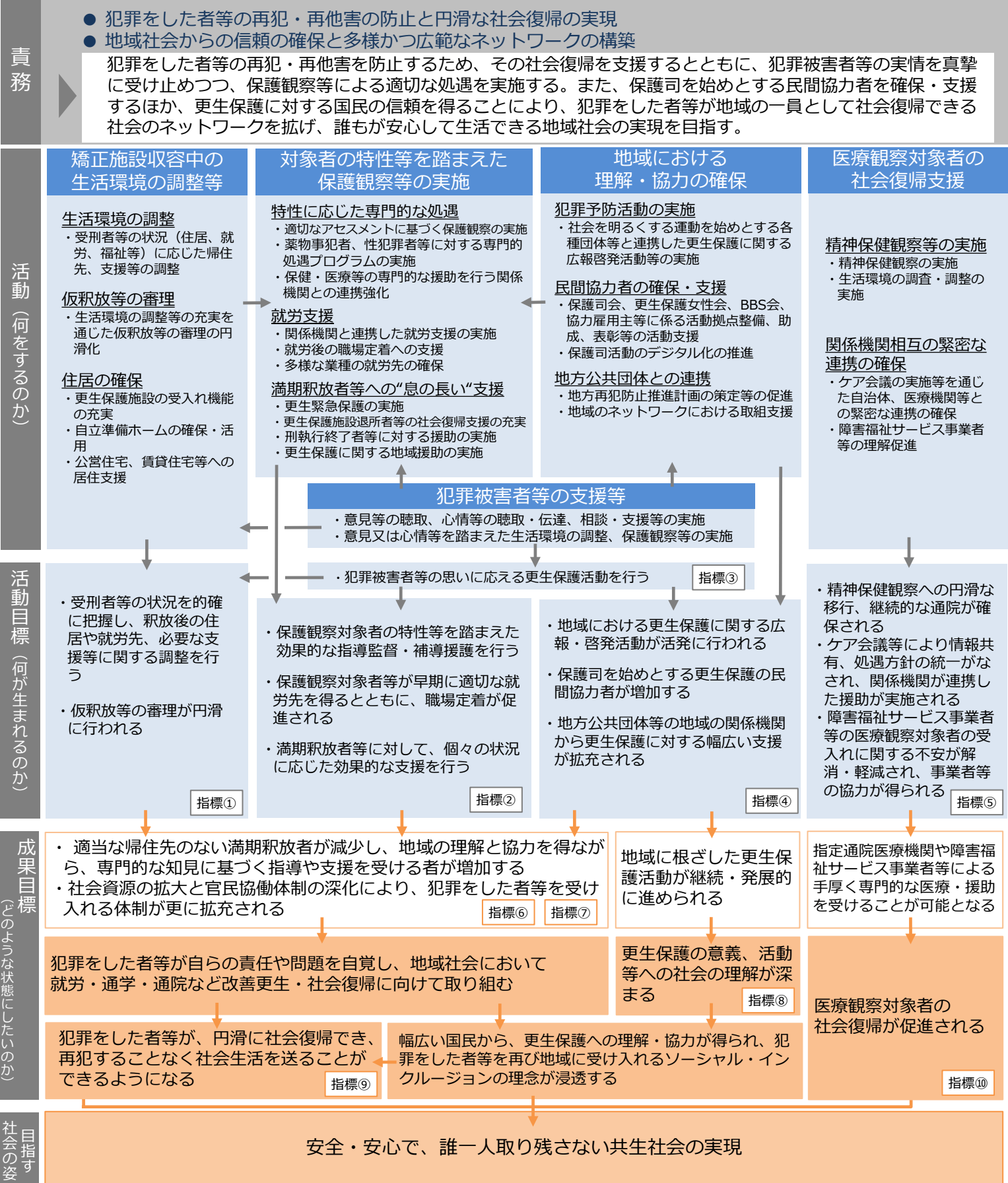
組織運営に関するデータ

- ①更生保護官署職員の定員の推移
- ②更生保護関連予算の推移

更生保護に関連する制度・事業の導入、改正等の概要

6 更生保護活動の適切な実施

犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会をつくる。



測定指標

測定指標（指標①～⑩）は付属表に記載

7 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等

令和10年度

目指すべき姿
(実施庁の評価における達成すべき目標)

破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。

また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これらの活動により、公共の安全の確保を図る。

施策群と施策

1. 国内外の諸動向に関する情報の収集・分析

- ①インテリジェンス機能の強化
 - ・情報収集・分析に係る体制・基盤の整備、職員の確保と育成
 - ・関係機関との連携強化
- ②情報収集・分析
 - ・我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の諸動向について幅広く情報を収集・分析



2. 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく団体規制

- ①破壊活動防止法及び団体規制法に基づく調査等
 - ・破壊的団体等の規制に関する公安調査官による調査等
- ②団体規制法に基づく規制
 - ・いわゆるオウム真理教に対する観察処分の実施



3. 我が国の公共の安全に影響を及ぼし得る情報の関係機関及び国民への提供

- ①官邸や内閣官房を始めとする関係機関への情報貢献
 - ・国内外の諸動向に関する情報の収集・分析によって得られた成果を関係機関に提供
- ②情報発信・啓発
 - ・技術・データ・製品等の流出防止に向けた情報発信・啓発
 - ・テロやサイバー攻撃の動向等やいわゆるオウム真理教に関する情報発信
 - ・いわゆるオウム真理教に関する調査結果の関係地方公共団体への提供及び地域住民との意見交換会の開催

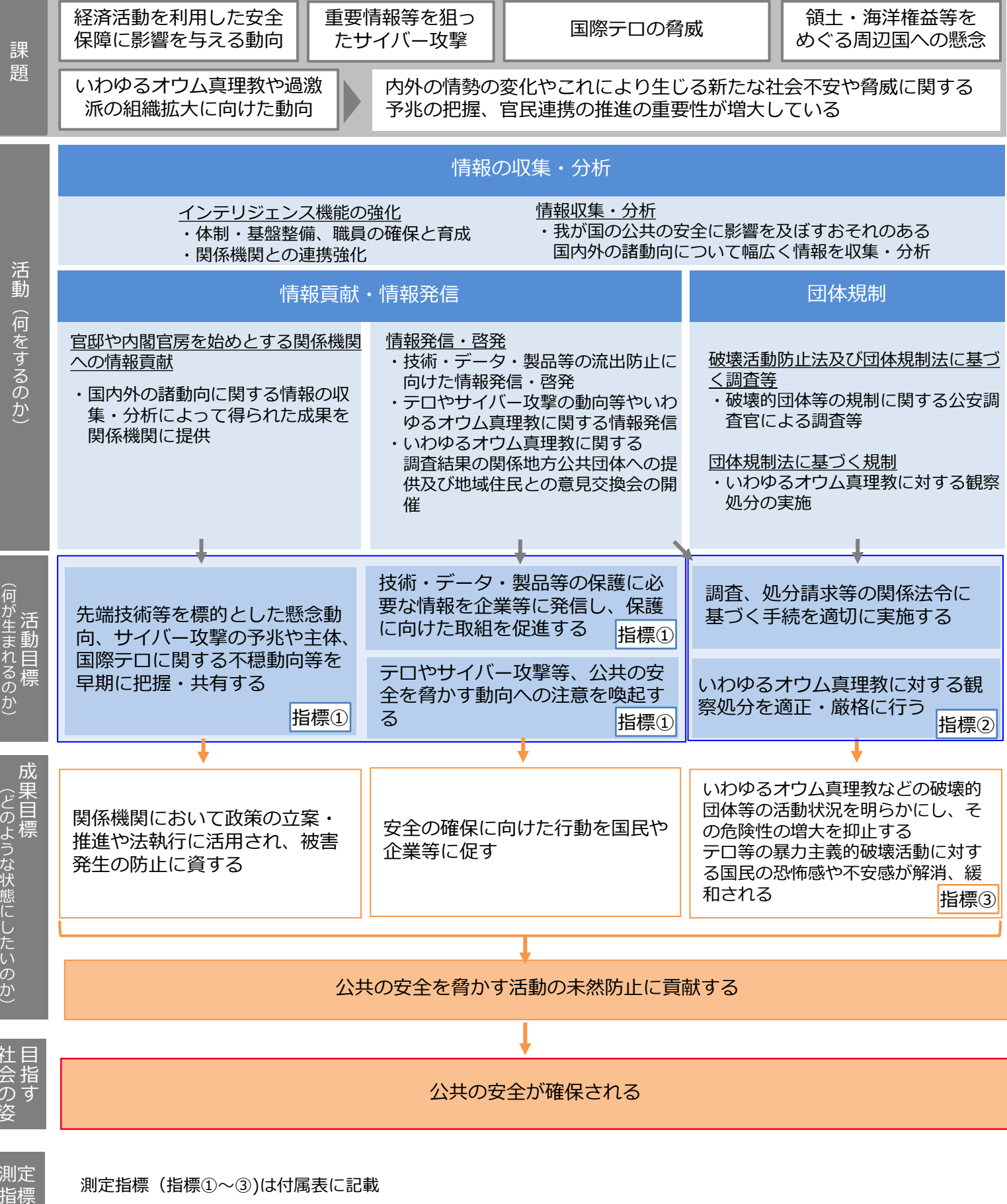


その他政策評価に当たり把握する事項

- ・団体規制及び情報貢献に係る予算額
- ・職員の年次休暇取得日数
- ・公安調査庁の業務に従事する職員の性別ごとの割合
- ・職員の育児休暇取得日数、割合

破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。

また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これらの活動により、公共の安全の確保を図る。



目指すべき姿

登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に実施することで、取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。

施策群と施策

1. 登記事務の適正円滑な実施

- ・ 登記事務の処理
- ・ 登記情報システム等の維持管理

不動産登記

所有者不明土地問題への対応

- ・ 長期相続登記等未了土地解消事業の実施
- ・ 表題部所有者不明土地解消事業の実施
- ・ 相続土地国庫帰属制度の実施
- ・ 相続登記の義務化
- ・ 住所等変更登記の義務化

筆界の明確化

- ・ 法務局地図作成事業の計画的な実施
- ・ 筆界特定制度の実施

商業・法人登記

会社設立登記手続の円滑化

- ・ 設立登記の優先的処理
- ・ 設立登記のオンラインワンストップ化

電子認証制度の普及

- ・ 会社・法人の代表者等の電子証明書の普及促進

2. 戸籍・国籍事務の適正円滑な実施

戸籍事務

市区町村への指導・助言

- ・ 市区町村への指導
- ・ 市区町村からの照会対応

無戸籍者問題解消に向けた取組の推進

- ・ 市区町村や行政機関等と連携した情報把握
- ・ 無戸籍者の実情に応じた支援の実施

国籍事務

国籍事務の処理

- ・ 帰化許可申請や国籍取得届等に対する審査処分



無戸籍者解消ポスター

帰化相談リーフレット

帰化による
日本国籍の取得

申請手続のご案内

法務省民事局

3. 社会情勢への対応

デジタル社会への対応

登記・供託手続のオンライン化の推進

- ・ 登記・供託オンライン申請システムのウェブサービスの改善

情報連携の推進

- ・ 登記情報の行政機関間の連携の推進
- ・ 戸籍事務におけるマイナンバー制度に基づく情報連携

新たな社会課題への対応

相続手続の円滑化

- ・ 遺言書保管制度の実施

所有者不明土地問題への対応（再掲）

不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

登記事項証明書のオンライン請求

遺言書ほかんガルー

その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ 民事行政に係る予算額
- ・ 法務局職員定員
- ・ 法務局職員に占める女性職員の割合

登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に実施することで、取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。



9 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防

令和10年度

目指すべき姿

人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に寄与する。

施策群と施策

1. 人権啓発

①国民の理解を深めるための啓発活動の実施

- ・全国中学生人権作文コンテストや小中学生等を対象とした人権教室、企業経営者や従業員を対象とした大人の人権教室、人権シンポジウム等、人権への理解を深めるための各種啓発活動を実施する
- ・人権啓発教材・動画を作成し、広く国民に提供する



②各種媒体を活用した広報の展開

インターネット広告等各種媒体を活用し、各種啓発活動について幅広い国民に向けた広報を展開する



2. 人権相談

①相談体制の整備（相談方法の多様化）

面談、電話、インターネット、手紙、チャットなど相談窓口を充実・多様化させる

②対象に応じた相談窓口の周知

子ども、女性など対象に応じた広報媒体を活用して、人権相談窓口の周知・広報を図る

③地域に根ざした人権相談活動の実施

地域に配置された人権擁護委員による地域住民を対象とした活動を実施する



3. 人権侵害事件の調査救済

①調査救済体制の整備

人権擁護委員の確保、調査救済事務に従事する法務局職員に対する研修等の体制を整備する

②調査救済活動の実施

人権相談や関係機関の取組により把握した人権侵害の疑いのある事案について、当事者の意向等を踏まえ速やかに調査救済手続に移行させる

③人権侵害による被害者救済活動の実施

児童虐待など緊急対応を要する事案について、速やかに学校や児童相談所などの関係機関と連携を図るなど事案に応じた適切な措置を講じる



その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、人権教育・啓発白書も活用

- ・人権擁護委員の人数及び平均年齢
- ・人権啓発及び人権相談・調査救済に係る予算額

人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に寄与する。

課題

こども・高齢者・障害のある人への虐待や配偶者等からの暴力、いじめなど、後を絶たない人権侵害事案

・ インターネット上の人権侵害など新たな問題
・ 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり

・ 社会の価値観が変化していく中であって、普遍的な人権尊重思想を普及高揚させる。
・ 新たな人権課題についても適切に対応して、人権の擁護を積極的に行う。

活動（何をやるのか）

人権啓発

国民の理解を深めるための啓発活動の実施

・ 全国中学生人権作文コンテストや小中学生等を対象とした人権教室、企業経営者や従業員を対象とした大人の人権教室、人権シンポジウム等、人権への理解を深めるための各種啓発活動を実施する
・ 人権啓発教材・動画を作成し、広く国民に提供する

各種媒体を活用した広報の展開

インターネット広告等各種媒体を活用し、各種啓発活動について幅広い国民に向けた広報を展開する

人権相談

相談体制の整備（相談方法の多様化）

面談、電話、インターネット、手紙、チャットなど相談窓口を充実・多様化させる

対象に応じた相談窓口の周知

こども、女性など対象に応じた広報媒体を活用して、人権相談窓口の周知・広報を図る

人権擁護委員による地域に根ざした人権相談活動の実施

地域に配置された人権擁護委員による地域住民を対象とした人権相談活動を実施する

人権侵害事件の調査救済

調査救済体制の整備

人権擁護委員の確保、調査救済事務に従事する職員に対する研修等の体制を整備する

調査救済活動の実施

人権相談や関係機関の取組により把握した人権侵害の疑いのある事案について、当事者の意向等を踏まえ速やかに調査救済手続に移行させる

人権侵害による被害者救済活動の実施
学校や児童相談所などの関係機関と連携を図るなど事案に応じた適切な措置を講じる

活動目標（何が生まれるのか）

○国民の人権に関する関心や理解の度合いに応じ、効果的・効率的に人権啓発を実施する

指標①

○児童虐待など身近な者にも助けを求めがたい被害者を含む全ての人にとってアクセスしやすい相談体制を構築する

指標②

○人権擁護委員による地域に根ざした活動を通じて、地域住民から寄せられる相談に対応する

指標③

○人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた措置を迅速・的確に講じる

指標④

成果目標（どのような状態にしたいのか）

関心・理解の度合いが低い層に対し、人権問題についての興味・関心を呼び起こすとともに、理解を深め、高い層に対しては、人権問題についての理解を更に深める

指標⑤

気軽に相談できる機会が提供されることにより、人権侵害の疑いがある事案を幅広く把握し、被害者の救済を図ることができるようになる

指標⑥

人権尊重思想の高まりにより、人権侵害事案の発生が抑制されるとともに、人権侵害の疑いがある事案について相談しやすくなることで、より早期の被害の救済・予防が図られる

社会の姿
目指す

全ての人々の人権が尊重される社会の実現

測定指標

測定指標（指標①～⑥）は付属表に記載

目指すべき姿

国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。

施策群と施策

1. 訴訟追行能力の向上

専門的能力を有する職員の育成

- ・ 訟務担当職員に対する研修の実施

本省と地方の円滑な意思疎通

- ・ 会同の開催による情報の共有
- ・ 法務局・地方法務局に対する事務調査等の実施による指導・助言



2. 裁判の迅速化への対応

訟務事務の効率化・環境整備

- ・ 民事裁判手続のデジタル化のための環境整備

3. 予防司法支援の充実

予防司法支援制度の周知・活用

- ・ 予防司法支援制度を行政機関に周知し、活用を促す。
- ・ 法務局・地方法務局に対する予防事務調査等の実施による指導・助言

その他政策評価に当たり把握する事項

○訟務統計の活用

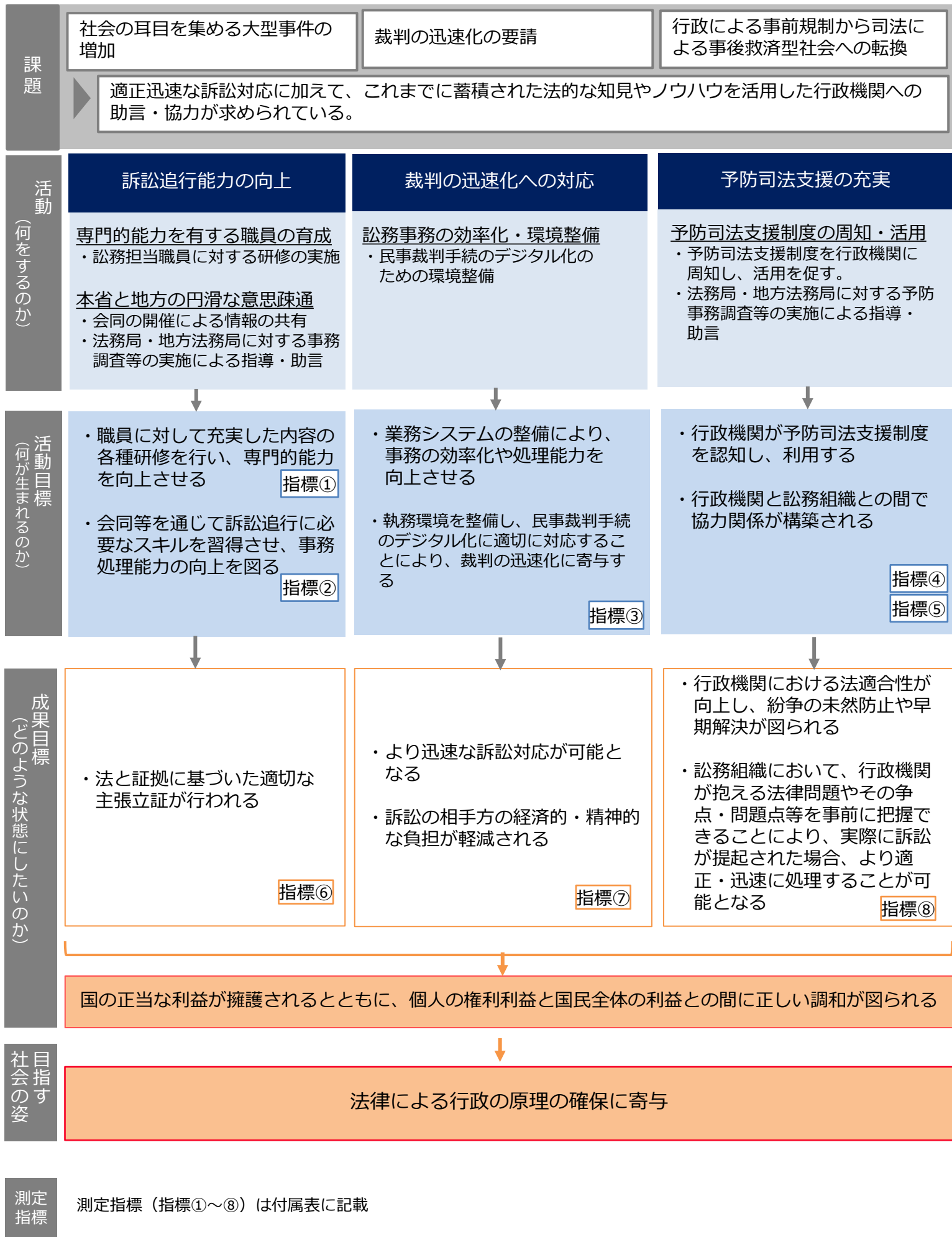
- ・ 新規事件受理件数
- ・ 事件終了件数（和解等判決以外も含む）
- ・ 未済件数

○アンケート結果の活用

○施策の予算額

10 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理

国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。



目指すべき姿 アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治（グッドガバナンス）の実現に向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。

施策群と施策

1. 法制度整備支援事業の実施

相手国の要請等に応じ、次のような支援を実施

- ・ 裁判官、検事、弁護士等の専門家の派遣
- ・ 各種研修、現地セミナーの実施
- ・ 共同調査研究の実施



2. 法制度整備支援事業の基盤強化

- ① 国内における国際法務人材の育成
- ② 支援効果向上に向けた調査・研究活動等の実施
- ③ 関係機関等との連携強化・情報共有、広報活動・

3. 国際研修・セミナー等の実施

- ① 国際研修・国際高官セミナーの実施
- ② 地域別研修の実施
- ③ 二国間研修等による技術協力



4. 国際連合等の国際機関との連携・協力

- ① 国際連合主催の会議への参加、ワークショップの企画・運営
- ② その他国際機関等主催の国際会議への参加
- ③ 国際機関等との協力覚書等の締結



その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、研修所が発行する出版物のほか、専用ホームページも活用

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・ 国際研修、法制度整備支援に係る予算額 | ・ 職員の年次休暇取得日数 |
| ・ 関係職員定員 | ・ 職員の育児休暇取得日数、割合 |
| ・ 国際関係業務に従事する職員の男女別の割合 | |

11 法務行政における国際協力の推進

アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治（グッドガバナンス）の実現に向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。

課題

アジア等の開発途上国において、法令や制度運用の不備、法律実務家の人材育成の遅れなどにより、社会・経済の円滑な発展が阻害されている。

アジア等の開発途上国において、捜査・裁判・犯罪者処遇等に係る法令や実務的な運用の不備等により、犯罪防止対策が不十分となっている。

- ・ 開発途上国の文化・状況等を理解し、現状や問題点を把握した上で、適切に法制度整備支援を推進していく必要がある。
- ・ 国際連合を始めとした国際機関等と連携して、国際社会に共通する刑事司法分野の課題に対応する必要がある。

活動

（何をやるのか）

開発途上国の
法制度整備支援

相手国の要請等に応じた支援

- ・ 裁判官、検事、弁護士等の専門家の派遣
- ・ 各種研修、現地セミナーの実施
- ・ 共同調査研究の実施

法制度整備支援の
基盤強化

国際法務人材の育成

- ・ 人材発掘、育成研修の実施
- 調査・研究活動の実施**
- 関係機関との連携強化等**
- ・ 専門家会議の開催
- ・ 法制度整備支援に関する情報の共有、広報

国際研修の実施

**国連アジア極東犯罪防止
研修所を通じた国際研修**

- 各国の捜査・検察・裁判・矯正・保護の実務家を対象とした刑事司法分野の研修・セミナーを実施

国連等との連携・協力

国際連合等との連携・協力

- ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所の運営
- ・ 国連等主催の会議への参加、ワークショップの企画運営
- ・ 国際機関等との関係構築

活動目標

（何が生まれるのか）

- 派遣した専門家等により
- ・ 法令の整備
- ・ 法執行機関の強化を含む法制度の運用改善
- ・ 法律実務家の人材育成など各国の実情に応じた支援を行う

指標①

- ・ 法制度整備支援や国際法務に関心のある国際法務人材を確保、育成する
- ・ 多様なニーズに応える法制度整備支援の基盤を作る

指標②

- ・ 各国の実務家を対象に、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題について、国際研修を実施する
- ・ 研修参加者のネットワークを活用した情報共有を行う

指標③

- ・ 国連等の国際機関の主催する会議に参加し、国際機関や参加国の関係者等との協力関係を構築する
- ・ 会議等を通じて最新の国際的動向に関する情報を収集するとともに、我が国の知見や経験、考え方を他国に発信する

指標④

成果目標

（どのような状態にしたいのか）

支援対象国において、基本法令とそれを運用する司法関係機関の制度が整備されるとともに、法曹実務家等の人材が増加する

指標⑤

法制度整備支援に対する理解・関心が高まる

法制度整備支援のノウハウが国内で共有される（オールジャパンの体制構築）。

指標⑥

研修等に参加した各国の刑事司法実務家の能力が向上する

指標⑦

研修参加者のネットワークを土台とする日本と諸外国との良好な関係が構築される

指標⑧

諸外国、国際機関等との関係の構築により国際協力の基盤が醸成され、刑事に関する知見・経験が共有されるとともに、協力関係に基づく活動等を通じて、刑事に関する国際的な政策形成に貢献する

指標⑨

支援対象国の法制度・運用の持続的発展に貢献する

法制度整備支援の持続的な実施を可能とする体制・関係性が構築される

刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成が促進され、国際的な刑事司法制度の効果的な運用や発展に寄与するとともに、我が国を含む国際的なネットワークが構築・維持・改善される

より多くの支援対象国において法制度整備支援が行われ、社会経済が発展する

目指す
社会の姿

法の支配の推進とグッドガバナンスの促進による国際社会の平和と安全の実現

測定
指標

測定指標（指標①～⑨）は付属表に記載

【令和 8 年度事後評価実施結果報告書】

総合評価方式 (政策評価書)

自由かつ公正な社会の実現に向けた取組
～法教育の推進～

令和 8 年度法務省政策評価書

～令和 4 年度から 7 年度までの活動状況と今後の方向性～

令和 8 年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省大臣官房司法法制部
司法法制課

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

目次

- 1 評価の概要
- 2 法教育の推進に向けた取組
 - － 法教育の推進に向けた取組の背景
 - － 法教育の推進に向けた取組の全体像と目的
- 3 学校現場等への支援
- 4 法教育に関する情報発信等
- 5 全体の状況・今後の方向性

1

評価の概要



<法教育の目標>

自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」を広く国民に浸透させる。

法教育の推進に関して、次のような成果の兆しが見られる。

- 学校現場における法教育の重要性については、一定程度認識されている。[p.12]
- 法に関する国民の興味・関心は高まっており、法教育の需要は高まっている。[p.19]

一方、今後の法教育の推進に向けては**次のような課題**が明らかになりつつある。

課題① 学校現場等へ の支援

・法教育の重要性は学校現場の教員において認識されている一方、法教育の意義・目的・学習指導要領上の位置づけについては、十分に伝えることができていない。[p.13]

→ 法教育の意義・目的・学習指導要領上の位置づけを的確に認識してもらうための取組、たとえばより広く、多くの教員等にアプローチできる法教育セミナーの企画・実施などが必要

課題② 法教育に関する 情報発信等

・SNS等の情報発信を行っているものの、Xのフォロワー数やホームページのアクセス総数では、法に関する国民の興味・関心が向上しているかどうかを評価することは困難である。[p.19]

→ 法教育を実践する教員、法教育を受ける児童・生徒、法教育施策を企画・提供する法務省という3つの視点から、法に関する国民の興味・関心が向上しているかを測定し、分析を行うことができる方策を検討する必要がある。

2

法教育の推進に向けた取組



一 法教育の推進に向けた取組の背景

法教育とは

- ・法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

法教育の推進に向けたこれまでの背景

司法制度改革における条件整備（平成11年7月～）

- ・司法の国民的基盤を確立するための条件整備の一つとして、国民に対する司法教育の充実が指摘

司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)

- ・法務省及び文部科学省に対し、学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずることとされた。

法教育研究会(平成15年～16年)

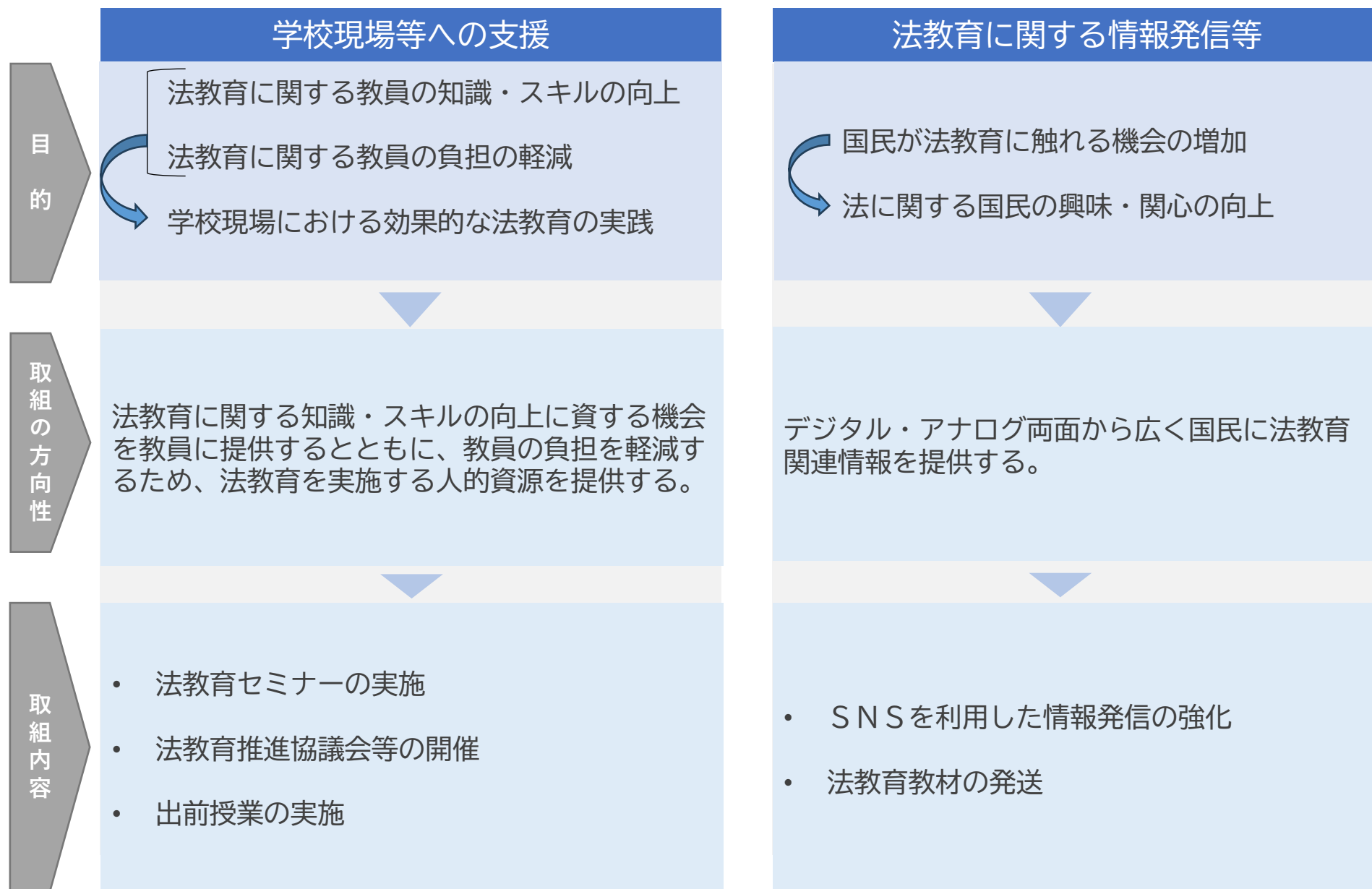
- ・法務省に、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育研究会を発足させ、調査・研究・検討を開始
- ・平成16年11月4日、法教育を更に普及・発展させていく一つの方向性を指し示すため、「報告書」を取りまとめ、「報告書」の内容を具体化した四つの教材例（「ルールづくり」、「私法と消費者保護」、「憲法の意義」及び「司法」）を作成

法教育推進協議会(平成17年5月～)

- ・法教育を継続して普及・推進していく必要があることから、法務省に、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会を新たに発足
- ・法と社会・経済・政治との関係を踏まえた学校教育における法教育の位置づけ、法教育研究会で作成した教材に基づく授業の実践状況を踏まえた教材の主題・内容の在り方、法教育実践のための関係者の連携の在り方等について検討、法教育の更なる推進に向けた施策について協議を行っている。

一 法教育の推進に向けた取組の全体像と目的

法教育の推進の全体像と目的は以下のとおり。



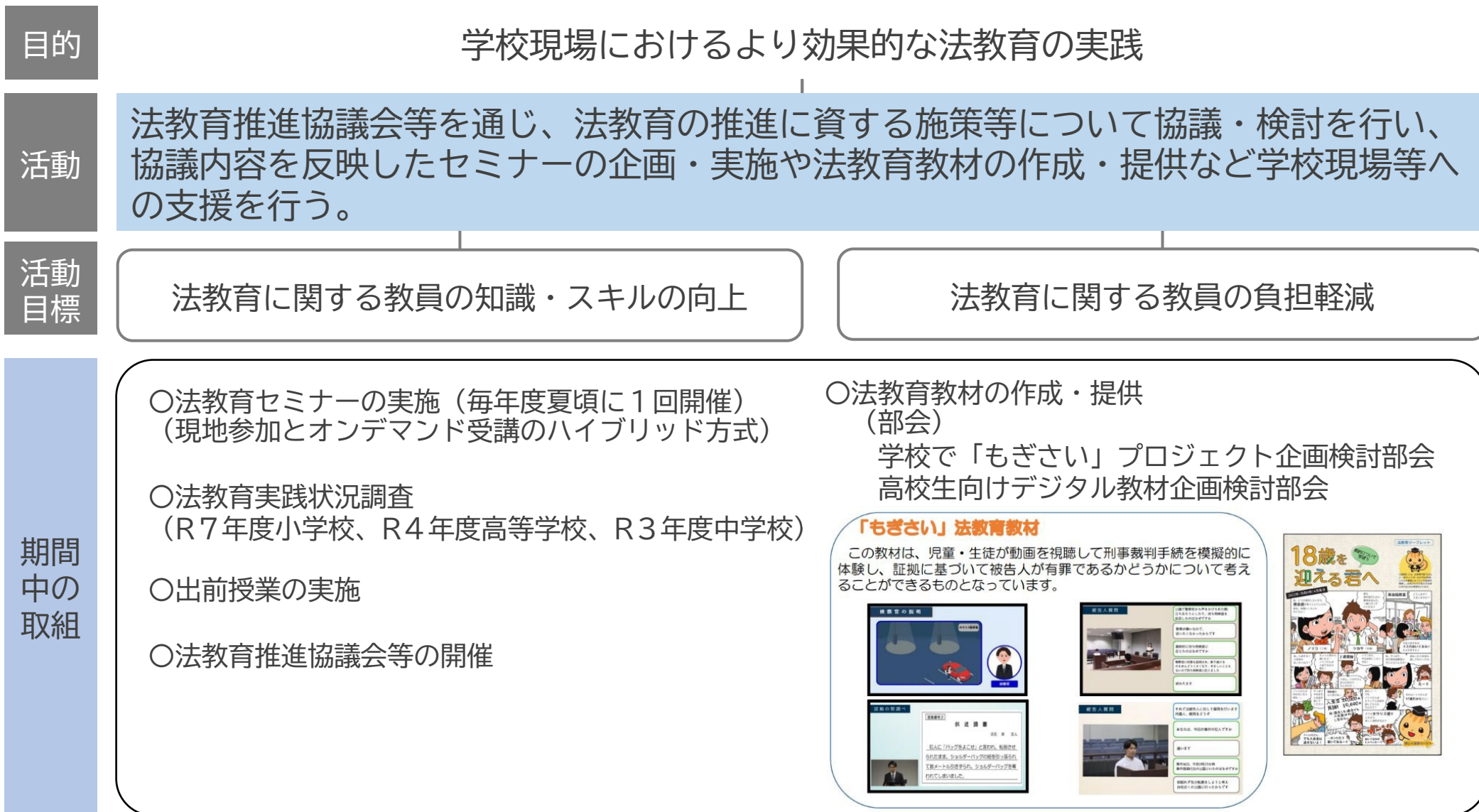
3

学校現場等への支援



一 学校現場等への支援の目的と取組

学校現場における法教育の充実を図り、児童生徒が自由で公正な社会の担い手として成長するための基盤を整えるため、知識・スキル向上を支援し、法教育を実践する教員の負担を軽減することで、学校現場における法教育の質と持続性を高める必要がある。



一 学校現場等への支援の取組状況

担い手育成のための法教育セミナーを実施するとともに、有識者会議での協議内容を反映させた法教育教材の作成・提供や出前授業の実施による学校現場等への支援を行っている。

狙い

教員等の法教育に関する担い手に対して、法教育授業の実践方法等について習得してもらうとともに、法教育授業の実施に役立つ人的・物的資源を提供することで、学校現場におけるより充実した法教育の実践環境を整備する。

指標

法教育セミナーの開催

法教育担い手育成の観点から、法教育の重要性、法教育教材を活用した具体的な法教育授業の実践方法等習得などを目的として実施

年度	対象	現地	オンデマンド
令和4年度	教員	約50名	約100名
令和5年度	教員	約70名	約200名
令和6年度	教職課程の学生、その他	約60名	約140名
令和7年度	教員、教職課程の学生、その他	約35名	約290名

法教育推進協議会等の活動

法教育の取組等に関する情報交換及び今後の在り方を検討し、施策に反映、教材作成

年度	協議会	部会
令和4年度	2回	4回
令和5年度	2回	8回
令和6年度	2回	4回
令和7年度	2回	—

出前授業の実施

学校現場を含む教育関係機関や様々な団体からの依頼に基づき、法務本省及び各局部課の地方機関で実施

年度	実施回数	参加人数
令和4年度	3,532回	209,927人
令和5年度	5,319回	235,987人
令和6年度	6,264回	314,641人

ー 学校現場等への支援のアウトカム：学校現場における効果的な法教育の実践は、一定程度向上

法教育セミナーにおける法教育授業の実践例の紹介などが、法教育授業を実践する際の参考になっていることや教員のスキル向上に貢献していることが示唆されている。また、高校生向けリーフレット等の教材の全国高校への送付や出前授業の実施は、教員の負担軽減に大きく貢献していることが示唆されている。

教員のスキル向上

教員のスキルとしては、セミナー参加者からは授業の実践事例などの紹介により、今後の授業の参考になったという声が聞かれた。

- ・ 小学6年での実践例、参考になりました。当事者意識をもたせるための工夫、とり入れさせていただきます。
- ・ 実際に中学校で行われている授業案について紹介いただくことで、今後の授業案作成において大変刺激を受けた。
- ・ 模擬裁判の具体的な事例と授業を行った際のポイントを考えることができた。
- ・ 「もぎさい」を実践し、とても盛り上がった。実際授業で取り組みたいと思いました。

出典) 法教育セミナーアンケート

教員の負担減少

教員の負担減少については、社会情勢に合ったリーフレット等の送付は大変助かるという声が聞かれた。

- ・ 必要最小限となっており、具体的であるので、生徒に理解させやすい。
- ・ 授業をやって確認テストができたので興味を持って取り組んでくれた。
- ・ カラーと漫画で見易く、授業での生徒の反応が良かった。
- ・ 成年年齢引下げについての授業は計画していなかったので、大変助かりました。
- ・ 出前授業等でさらに説明していただけたらと考えています。

出典) 高校生向けリーフレット発送校からのアンケート

一 学校現場等への支援のアウトカム：学校現場における効果的な法教育の実践が一定程度、実現

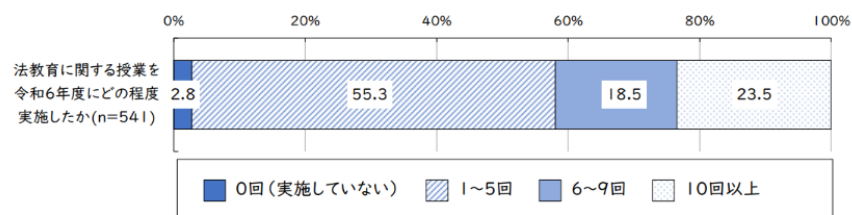
法教育の実施状況について、多くの小学校で実施されていることが分かる。背景には、裁判員対象年齢及び成年年齢の引下げや新学習指導要領への移行によって、学校現場において法教育が重要だと認識している教員が増加していると考えられる。

一方、法務省の法教育教材を利用した授業の実施状況については、伸び悩んでいることが分かる。

法教育授業の実施状況

法教育に関する授業を実施していないとの回答割合は2.8%であり、ほとんどの小学校が1回以上、法教育に関する授業を実施している。

図表 2-1-1-1 法教育に関する授業の実施の有無・実施の程度【問1】

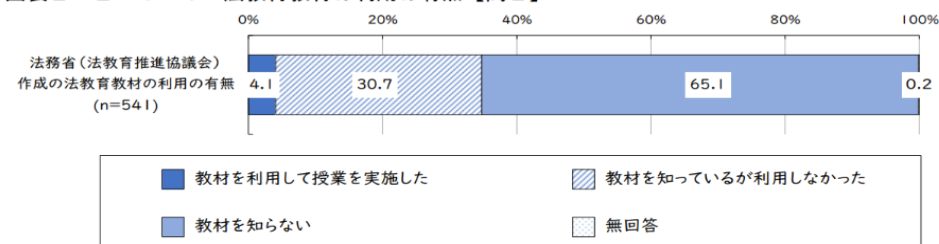


出典) 小学校における法教育の実践状況に関する調査調査研究報告書
(令和7年度)

法教育教材の利用状況

法務省(法教育推進協議会)作成の法教育教材の利用について、「教材を利用して授業を実施した」との回答割合は4.1%にとどまっている。

図表 2-2-1-1 法教育教材の利用の有無【問2】



出典) 小学校における法教育の実践状況に関する調査調査研究報告書
(令和7年度)

【教員の声】

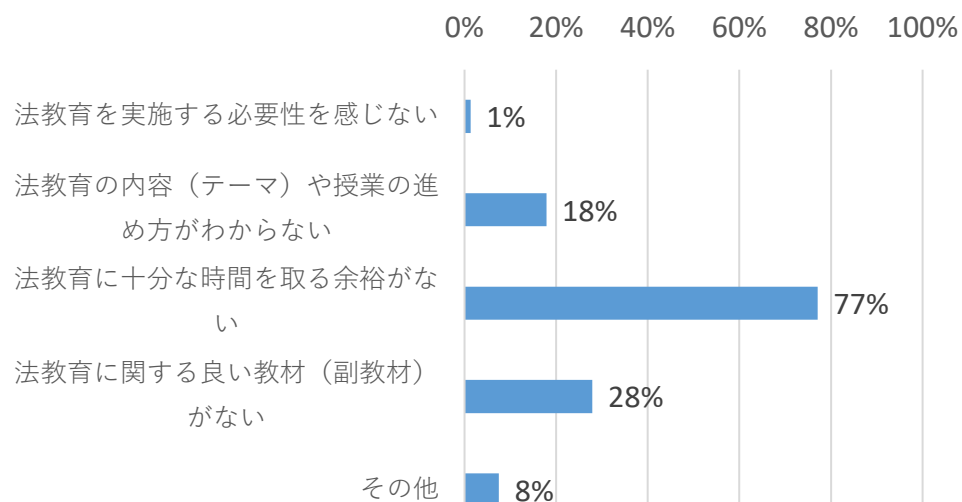
「法教育の重要性は理解している」という回答が多く寄せられている。

一 学校現場等への支援のアウトカム：学校現場における法教育の実施上の課題

学校現場における法教育の実施においては、十分な時間がない・法教育の内容や授業の進め方がわからない等の課題が挙げられている。

高等学校における法教育の課題

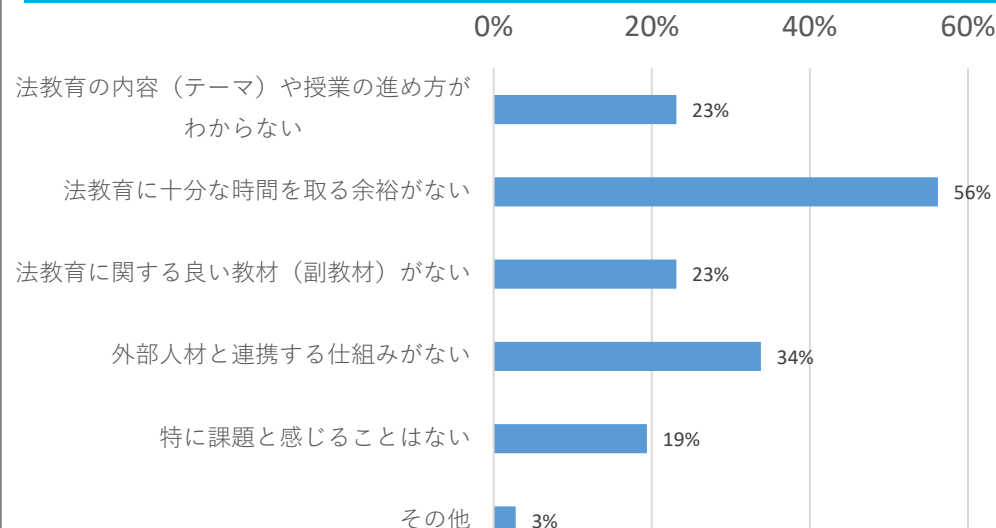
法教育への時間確保、教材、内容や方法などに課題を感じているという声が聞かれた。



出典）高等学校における法教育の実践状況に関する調査調査研究報告書（令和4年度）

小学校における法教育の課題

法教育への時間確保、教材、内容や方法に加え、外部人材との連携する仕組みについての課題も見られた。



出典）小学校における法教育の実践状況に関する調査調査研究報告書（令和7年度）

【教員の声】

「（法教育を）社会でやるのか、道徳でやるのか、どの教科で実践すると有効なのかが分からない。」
「具体的に指導するに当たり、教科など明確にしなければ指導できないと思う。」
「（法教育以外の）“〇〇教育”の実施が求められ、学校現場に時間的余裕がない。」

- ・ 学校現場等への支援、法教育に関する情報発信等も引き続き重要
- ・ 各教科・教育課程での位置付けについて、考え方やモデルを示すことの検討が必要

一 学校現場等への支援のアウトカム：法務省作成の法教育教材の課題

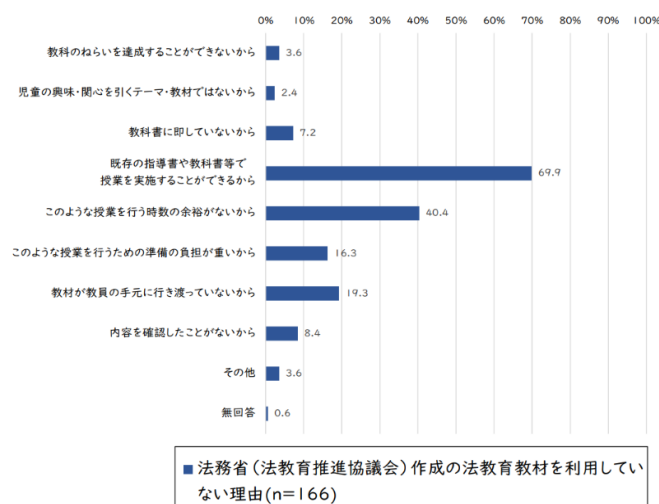
法務省の法教育教材の利用が伸び悩む背景については、法教育が既存の指導書・教科書で実施できるとする回答が多くなっている。

一方、学校現場からは動画やデジタル教材への需要があることが分かった。

法教育教材を使わない理由

「教材を知っているが利用しなかった」と回答した理由としては、「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」との回答割合が69.9%と最も高くなっている。

図表 2-2-4-1 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用しなかった理由【問4】



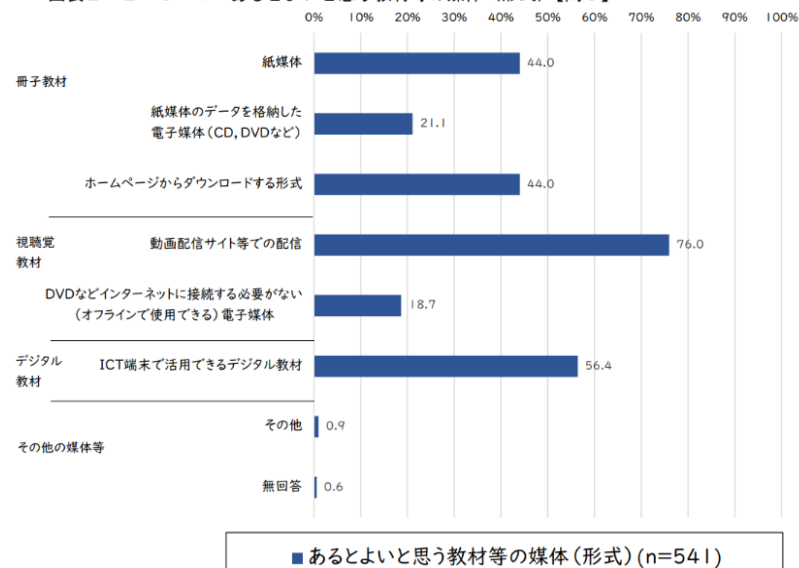
※「教材を知っているが利用しなかった」と回答した学校数を分母とした集計

出典) 小学校における法教育の実践状況に関する調査調査研究報告書 (令和7年度)

法教育教材への要望

あるとよいと思う教材等の媒体（形式）については、視聴覚教材で「動画配信サイト等での配信」の回答割合が76.0%と最も高く、次いで「ICT端末で活用できるデジタル教材」が56.4%となっている。

図表 2-2-5-1 あるとよいと思う教材等の媒体（形式）【問5】



出典) 小学校における法教育の実践状況に関する調査調査研究報告書 (令和7年度)

- ・ 法務省作成の法教育教材等などの周知が不十分との声もあり、周知方法等について検討が必要
- ・ 学校現場のニーズを拾い上げ、今後の教材のあり方自体について検討が必要

4

法教育に関する情報発信等



一 法教育に関する情報発信等の目的と取組

教員や教育関係者を含め広く広報を実施することで、国民の法教育に対する理解を促進させることが必要である。

目的

法に関する国民の興味・関心の向上

活動

法務省ホームページにおける法教育関連ページにおいて、法教育に関する取組（法教育教材、出前授業・講師派遣等）を掲載するほか、SNS等を利用した広報活動等を行うことで、国民に対して法教育に関する情報発信を行う。

活動目標

国民が法教育に触れる機会の増加

期間中の取組

ホームページでのモデル授業例の公開等

学校現場における法教育授業の実践を促進し、法教育の更なる普及を進めることを目的として、法教育教材を用いたモデル授業の実践内容とその成果について実践報告として公開

- ・小学生向け冊子教材
- ・中学生向け冊子教材
- ・高校生向け冊子教材
- ・高校生向けリーフレット

SNS等による法教育関連情報の発信

法務省ホームページやSNS（法教育マスコットキャラクターハウリス君のX）により法教育関連イベントや法教育教材の周知など法教育に関する情報を発信したり、教育関連の新聞による広告媒体等を介して法教育セミナーなどのイベントを紹介



一 法教育に関する情報発信等の取組状況

法務省ホームページにおける法教育関連ページにおいて、法教育に関する取組（法教育教材、出前授業・講師派遣等）掲載、SNS等を利用した広報活動等を行うことで、国民に対して法教育に関する情報発信を行う。

狙い

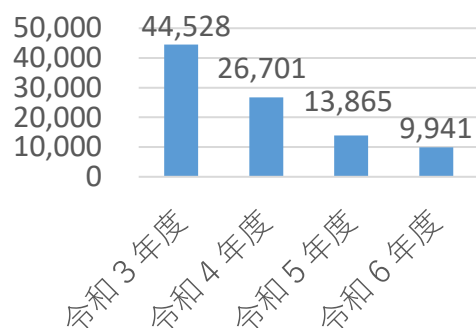
国民が法教育に接する機会の増加や、司法への国民の意識醸成につなげ、法に関する国民の興味・関心を向上させる。

指標

教材の発送件数

令和3年度は高校生リーフレット作成年度で全国に発送したため発送多数、その後減少傾向。令和6年度は依頼があった場合のみ発送を行うように変更している。

(単位：件)



出前授業の実施（再掲）

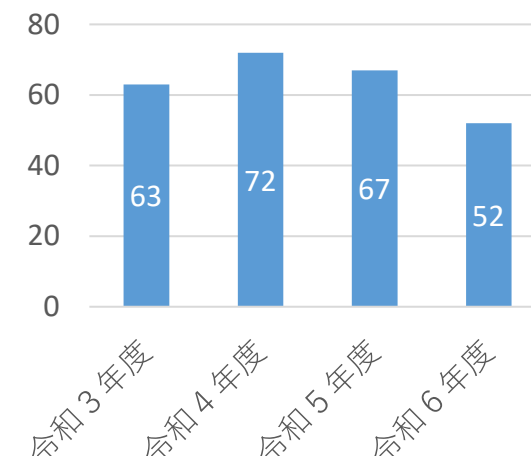
学校現場を含む教育関係機関や様々な団体からの依頼に基づき、法務本省及び各局部課の地方機関で実施。

年度	実施回数	参加人数
令和4年度	3,532回	209,927人
令和5年度	5,319回	235,987人
令和6年度	6,264回	314,641人

X投稿回数

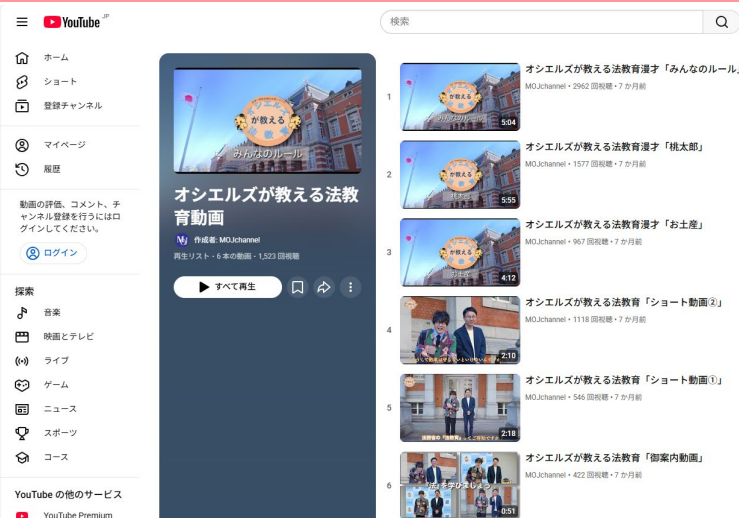
令和4年度をピークに足元では減少傾向が続く。

(単位：回)



一 法教育に関する情報発信等のその他の取組状況

①日本一学校を回るお笑いコンビ「オシエルズ」とコラボした法教育動画を法務省YouTubeチャンネル上に公開



②法教育広報グッズの配布



③ホウリス君のイベント参加（X投稿より抜粋）



10月4日に「法の日フェスタ in 赤レンガ」を開催したよ！
イベントでは模擬裁判などをしたんだ～
みんなに法教育を知ってほしくて張り切っちゃった😄
法の役割や意義を考えるきっかけになってくれたら嬉しいな！
#法の日 #法の日フェスタ #法の日週間

QRコード



①リンク先

https://www.youtube.com/playlist?list=PLSmkcN62qni75HtnWQcZSgh64RuY_m6a

左上：消しゴム、右上：キーホルダー
左下：紙クリップ、右下：ハンカチ

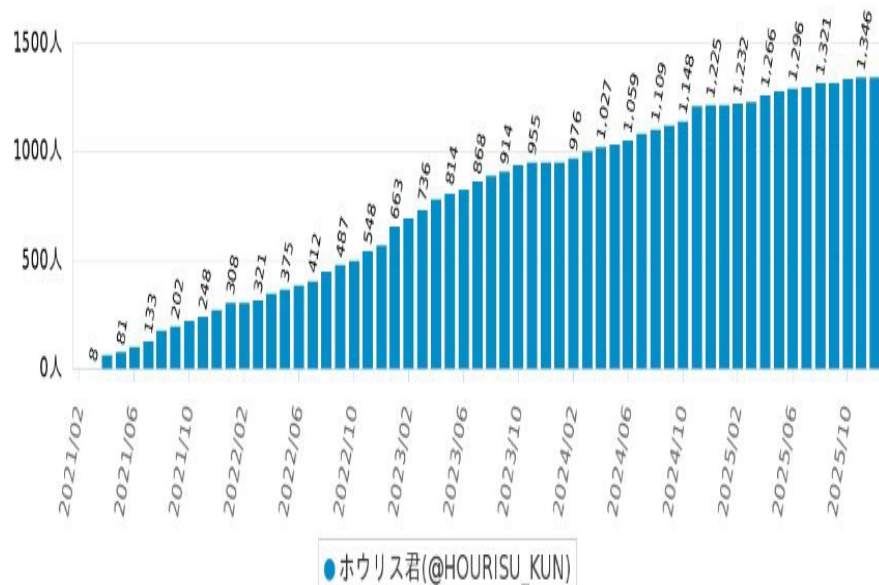
一 法教育の情報発信等のアウトカム：法に関する国民の興味・関心は一定程度、向上

ホウリス君Xを通じた投稿による国民への浸透状況について、参考値として「Xにおけるフォロワー数の推移」を確認したところ、令和3年度以降緩やかではあるが増加傾向にある。

また、国民が法教育への関心を持った結果、法務省の法教育関連のウェブサイト継続的に毎月1,000～3,000件程度のアクセスがあることは、法教育の関心を持っている国民が相当数いることを示唆している。これらの指標からは、法に関する国民の興味・関心は一定程度、向上していることがうかがわれる。

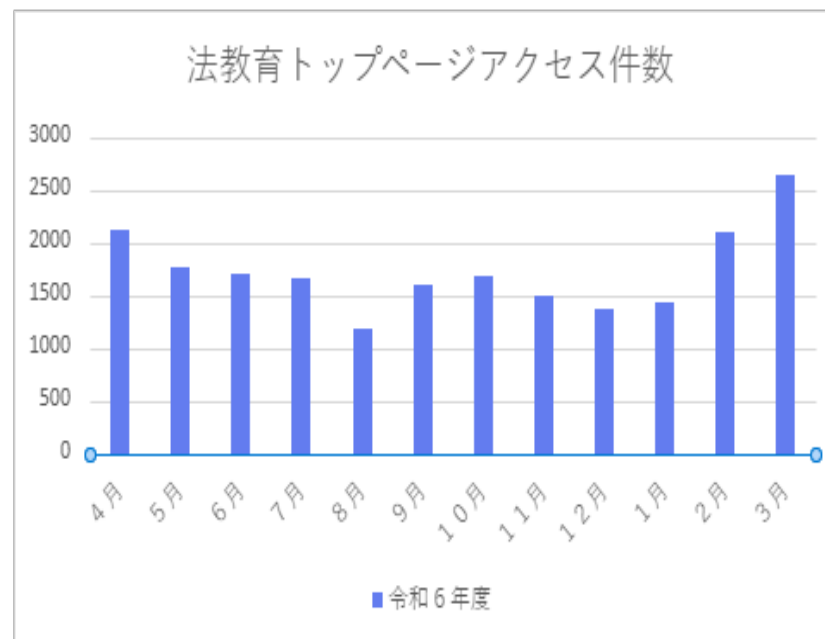
ホウリス君Xへの市民の反応

参考：フォロワー数の推移



法教育の関連ページへのアクセス件数

法教育トップページアクセス件数の推移



➡一方、効果的な発信によって、法に関する国民の関心向上につながっているのかの把握等が今後の課題

5

全体の状況・今後の方向性



一 全体の状況・今後の方向性

全体の状況

- 学校現場における効果的な法教育の実践、法に関する興味・関心は、いずれも一定程度向上しており、「法的なものの考え方」は着実に浸透していると思われる。
- 国民全体への関心も、Xやホームページアクセスを見ると増加していると考えられる。

今後の方向性

法に関する国民の興味・関心の向上に資するものとなっているか、そもそも評価をするのに必要なデータが得られておらず、今後は施策の有効性を図るのに適切な調査を行うことが重要。

<学校現場等への支援の課題>

法教育の重要性は学校現場の教員において認識されている一方、**法教育の意義・目的・学習指導要領上の位置づけについては、十分に伝えることができていない。**

<法教育に関する情報発信等の課題>

法教育に関する情報発信の方法として、法務省ホームページやSNS等を活用しているものの、**効果的な広報活動を行い、法に関する国民の興味・関心が向上させることができるかどうか、法務省ホームページのアクセス状況やSNS(ホウリス君X)のフォロワー数では効果を測定の上、分析することは困難**である。

<対応案>

法教育の意義・目的・学習指導要領上の位置づけを的確に認識してもらうための取組、たとえばより広く、多くの教員等にアプローチできる法教育セミナーの企画・実施などが必要。

<対応案>

法教育を実践する教員、法教育を受ける児童・生徒、法教育施策を企画・提供する法務省という3つの視点から、**法に関する国民の興味・関心が向上しているかを測定し、分析を行うことができる方策を検討、実施した上で(※)、その結果を踏まえて、情報発信に関するより適切な施策を実行していく必要がある。**

※ 例えば、児童・生徒からのアンケート回答から、意識や行動にどのように変化があったかを分析することを検討。

自由かつ公正な社会の実現に向けた取組
～法曹養成制度の充実～

令和 8 年度法務省政策評価書

～令和 4 年度から 7 年度までの活動状況と今後の方向性～

令和 8 年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省大臣官房司法法制部
司法法制課

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

目次

- 1 評価の概要
- 2 法曹養成制度の充実
 - － 法曹養成制度の充実に向けた取組の背景
 - － 法曹養成制度の充実に向けた取組の全体像と目的
- 3 有為な法曹人材の確保に向けた取組の状況
- 4 活動領域の拡大に向けた環境整備の状況
- 5 全体の状況・今後の方向性

1

評価の概要



法曹養成制度の充実（①有為な法曹人材の確保、②法曹有資格者の活動領域の拡大）に関して、次のような成果の兆しが見られる。

- ① 法曹志望者数（法科大学院志願者数）は、令和元年以降、緩やかな回復基調にある。
- ② 法曹有資格者の職場は、企業・海外・国・地方・福祉等様々な分野に広がっており、法的サービスの需要は高まっている。

一方、今後の法曹養成制度の充実に向けては**次のような課題**が明らかになりつつある。

課題①

- ・ かつてと比べ法曹を将来の職業として志望する者が減少
- **より多くの有為な法曹の輩出に向けて、法曹の魅力発信等の取組が必要となる。**

課題②

- ・ 法的サービスの必要性、重要性が提供者（弁護士等の法曹有資格者）、需要者（事業者等）双方に十分認知されていない現状
- **法的ニーズの掘り起こし、新たな法的課題と法曹有資格者との結び付けが必要となる。**

2

法曹養成制度の充実



一 法曹養成制度の充実にに向けた取組の背景

法曹養成制度の充実に向けて、法務省、文部科学省、日本弁護士連合会、最高裁判所などの様々な関係機関・団体が連携・協力しながら取り組んでいる。このうち、法務省（大臣官房司法法制部）は、関係機関・団体との調整役・制度に係る効果検証を担っている。

法曹とは

裁判官・検察官・弁護士を示す総称。「**国民の社会生活上の医師**」として、国民のニーズに即した法的サービスを提供することが期待される。

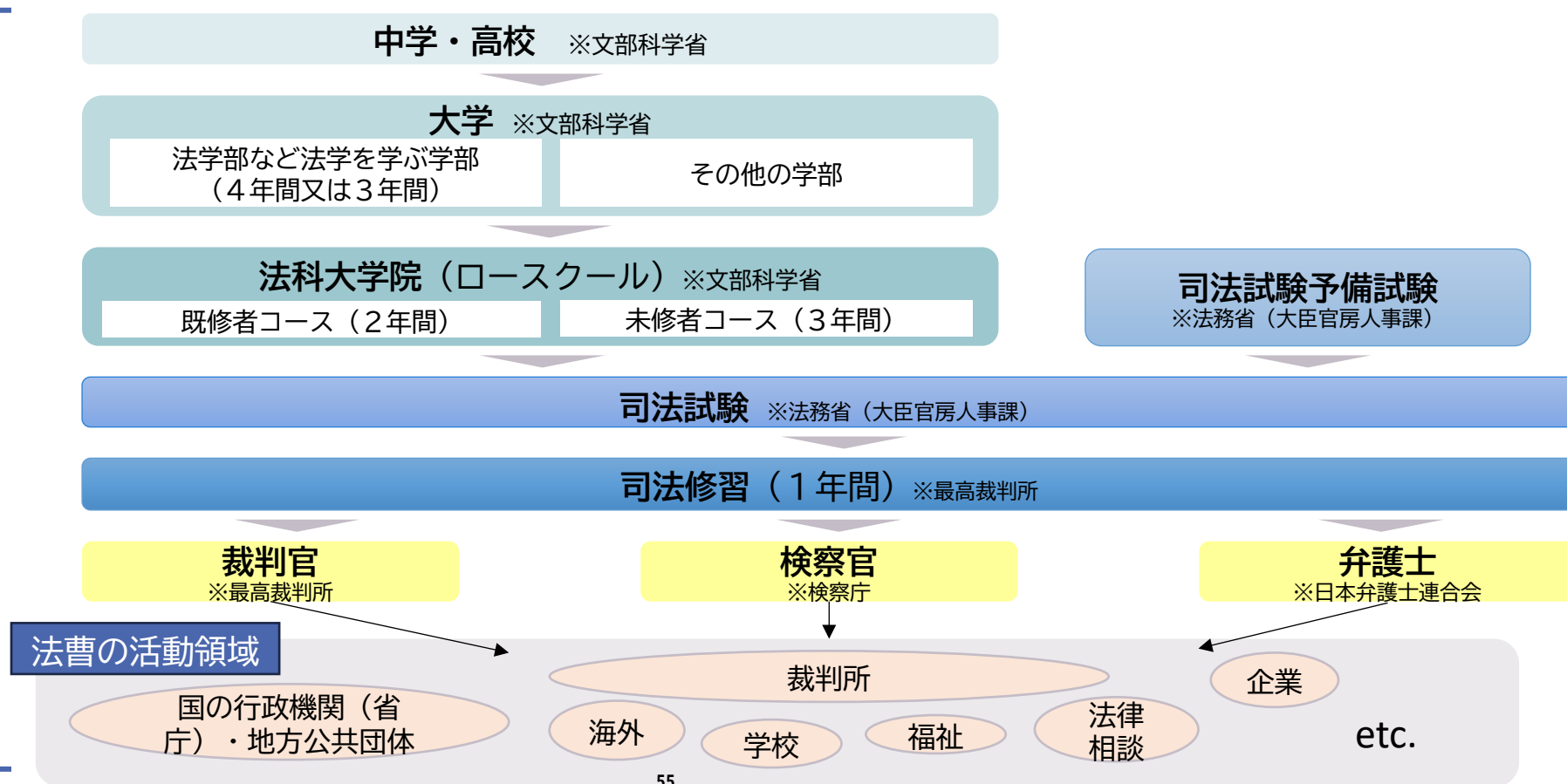
法曹養成制度とは

法曹になるための教育・選抜試験・実務研修を体系的に行う制度

法曹への流れと関係機関、法曹の活動領域

制度の効果
検証
関係機関・
団体との調
整役

※ 法務省
(大臣官房
司法法制部)



一 法曹養成制度の充実に向けた取組の背景

平成13年の司法制度改革審議会意見以降、法曹の質・量両面で高める取組が行われてきた。
近年は法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減に資する取組がなされている。

時系列

平成13年 ● 司法制度改革審議会意見書

平成16年 法科大学院創設
平成18年 新司法試験開始

平成20年頃～ 法曹志望者の減少

平成25年7月16日 関係閣僚会議決定

平成27年6月30日 ● 推進会議決定

～平成30年
法科大学院改革

令和元年 ● 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の成立

法曹コースの創設

令和4年
全面施行

改正法に基づく
司法試験の開始

- ・質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とする「プロセス」を創設
- ・「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関など社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要がある。

- ・法科大学院全体としての司法試験合格率等が当初の期待と異なる状況
- ・法曹有資格者の活動領域が当初の期待ほど広がらず、法曹志望者の大幅な減少を招来

「司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。」

- ・「新たに養成し、輩出される法曹の規模は、…当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、…」
- ・法曹人口・法曹有資格者の活動領域の拡大等に向けた取組の必要性

法科大学院教育の充実や法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減を目的

- ・在学中受験制度(法科大学院在学中の者にも一定の条件下で司法試験の受験資格を付与)の導入
- ・3+2:大学法学部3年間と法科大学院2年のルートの制度化

一 法曹養成制度の充実に向けた取組の背景－法曹養成制度改革推進会議決定を受けて

法曹養成制度改革推進会議での決定を踏まえ、法務省は次の役割を担うこととなっている。

- ・ 有為な法曹人材の確保に向けた取組に向けた、法曹人口に関するデータ集積・分析の継続
- ・ 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備のため、法曹養成制度改革連絡協議会の開催を通じた関係

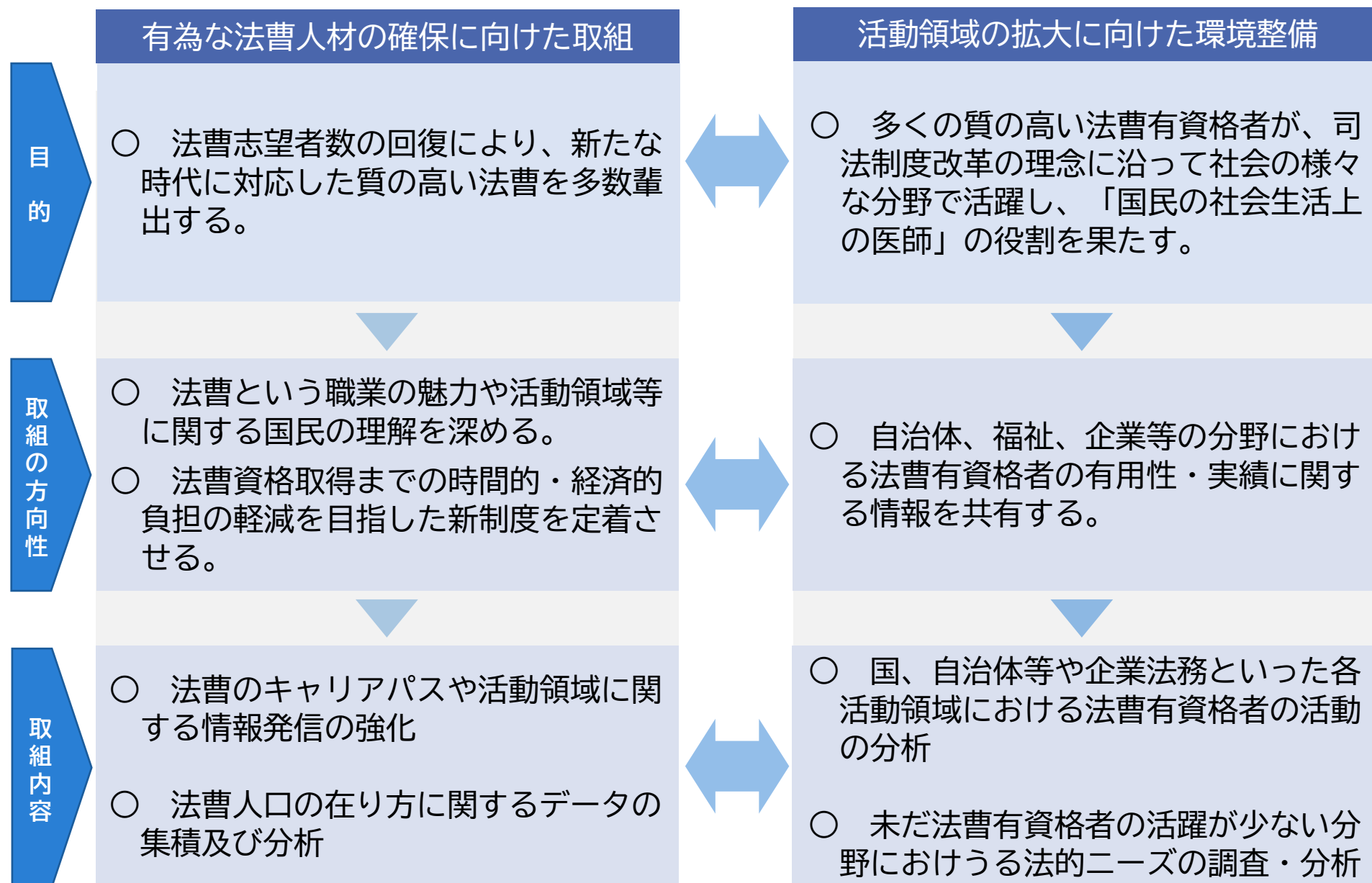
	有為な法曹人材の確保に向けた取組	法曹有資格者の活動領域拡大に向けた環境整備
会議決定による方向性	○新たに養成・輩出される法曹人口の在り方 ・ 年間1,500人程度は輩出されるよう取組を進める。 ・ より多くの質の高い法曹を輩出し、社会の法的需要に応える状況を目指す。 ○基本方針 ・ 法科大学院を中核とする法曹養成制度改革を推進 ・ 法曹・法曹有資格者の活動領域拡大 ・ 司法アクセスの容易化 ○目指す姿 ・ より多くの有為な人材が法曹を志望するようになる ・ 質の高い法曹が司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍できる。	○検討体制の設置 ・ 法務省に「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（※）」を設置 ・ 日本弁護士連合会との共催で分科会を設置（対象分野：国・地方自治体・福祉、企業、海外展開） ○検討取組の内容 ・ 法曹有資格者の活動領域拡大を図る方策を検討 ・ 試行的な取組を実施 ○現状と課題 ・ 各分野で法曹有資格者の専門性活用の機会は増加 ・ この流れを加速させるため、活動領域の拡大に向けた取組の継続が必要
法務省が担う役割	法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。	法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。
データの分析等を踏まえた、より質の高い法曹人材の確保に向けた情報発信		更なる活動領域拡大に向けた法的ニーズの調査・分析

（※）法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ

- 法務省は、日本弁護士連合会、経済団体等の協力を得て、これまでの実績等を通じて明らかとなった、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が企業等の間で共有され、この分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、必要な連絡協議等の環境を整備する。
- 法務省は、内閣官房に設置され、法務省も構成員となっている「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」の下で、日本の弁護士と領事機関及び現地の弁護士との連携構築並びに日本の弁護士への海外からのアクセス改善等、日本企業や在留邦人が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力を行う。

一 法曹養成制度の充実にに向けた取組の全体像と目的

法曹養成制度の充実の全体像と目的は以下のとおり。



3

有為な法曹人材の確保に向けた 取組の状況

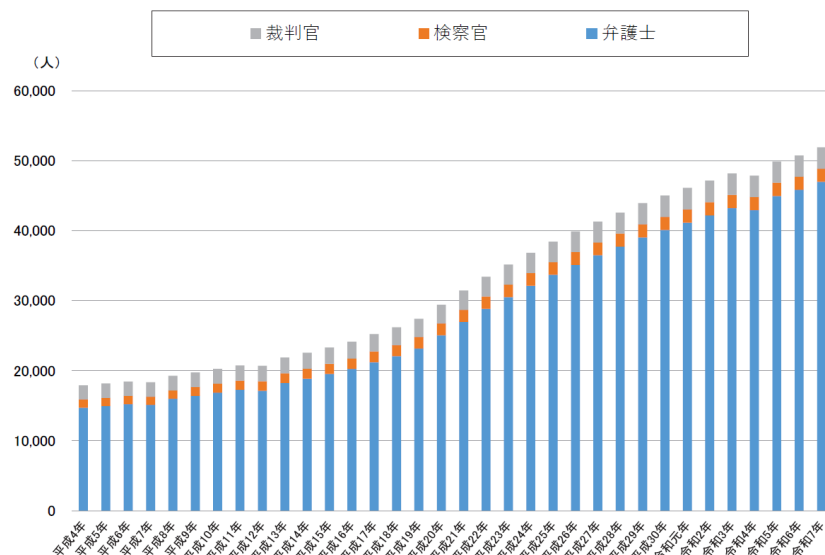


一 有為な法曹人材の確保に向けた取組の背景

法曹養成制度改革推進会議決定を受けて、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続的に実施している。これまでは主に法曹三者の人口構成・推移や司法修習終了者の進路状況等を把握してきた。

法曹三者の人口構成・推移

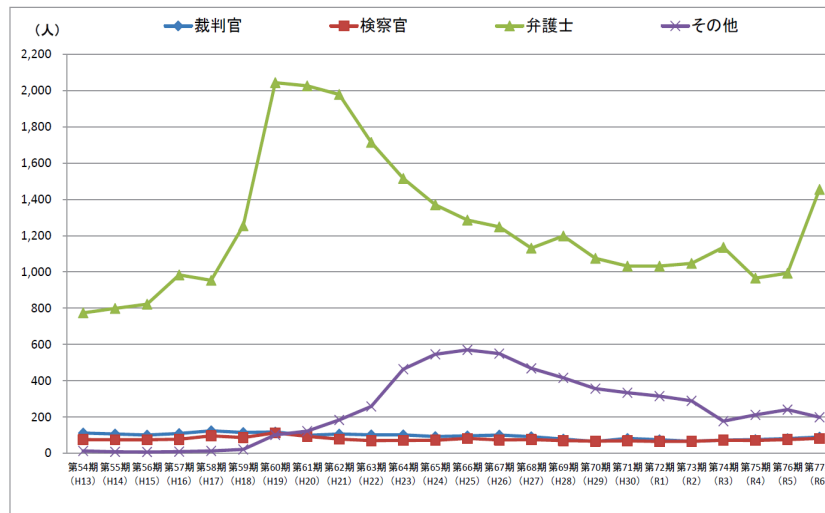
法曹人口は緩やかに増加傾向が続いている。



出典)「第26回法曹養成制度改革連絡協議会」資料1-1 法曹三者の人口の推移

司法修習終了者の進路状況

司法修習終了者は平成19年に大きく増加
平成21年頃からは「その他」の進路（企業内弁護士等）も増加



出典)「第26回法曹養成制度改革連絡協議会」資料1-16 司法修習修了者の進路別人数の推移

一方で、法曹志望者の減少という課題が生じ、令和元年に制度改革を行うことに…

- ・制度改革後、法曹や法科大学院への志望者数は増加しているのか、増加しているならばその要因は何か。
- ・法曹志望をためらう要因・理由は何か。
- ・法曹を志望する人は、どのような時期に進路を考え始めるのか。 等

一 有為な法曹人材の確保に向けた取組の目的

法曹志望者に係る現状の把握と、法曹を志望する障壁を明らかにするため、法曹志望に関する分析調査・アンケート調査を実施している。

これらの分析結果を踏まえ、情報発信のポータルサイトの構築を開始したところである。

目的

質の高い法曹人材の確保

活動

法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信の強化、法曹人口の在り方に関するデータの集積及び分析

活動
目標

法曹という職業の魅力や活動領域に関する国民の理解の深まり

期間
中の
取組

①法曹志望者数等に関する調査

- ・ 目的：法曹志望者数の増減要因の把握、志望者増加のための方策検討
- ・ 対象：各法科大学院出願者数に関する統計情報、各種調査
- ・ 方法：
 - ✓ 各法科大学院出願者数を利用し、法曹志望者数を推計
 - ✓ 推計した志望者数について、増減要因の検証
 - ✓ デスクリサーチを通じた増減要因に関する方策検討

②法曹志望に関するアンケート調査

- ・ 目的：今後の施策の検討に活用すること。
- ・ 対象：法学部に在籍する学生
全国の大学に調査票を配布
- ・ 方法：志望動向等に関する意識等のアンケート調査、令和3年～令和7年実施

③法曹に関するポータルサイトの公開

- ・ 目的：社会における法曹の仕事の魅力（法曹の役割）に関する情報を、特に若年者に分かりやすい形で発信すること。
- ・ 令和7年6月17日、法務省HPに公開

一 有為な法曹人材の確保に向けた取組の取組状況

今後の法曹志望者数の増減要因等につき、令和6年～8年にかけて「我が国における法曹志望者数に関する調査」において調査・分析を実施している。

法学部生に対する法曹志望に関するアンケートについて、平成28年以降、調査・分析を実施しており、直近5年は、毎年実施している。

狙い

今後の施策の検討に活用するため、志望者の増減の要因を把握するとともに、法学部生等を対象に、法曹志望者の志望動向を調査・分析する。

指標

法曹志望者数の増減要因分析の実施状況

法科大学院教育の充実や法学部等との連携等の措置を通じた法曹養成機能の向上、法曹志願者の増加等に係る効果について、適切な時期に十分な分析及び検証を行うこととする附帯決議が付されたことを受けて調査を実施

	調査内容・概要
令和6年	①法科大学院志願者数の分析、②法曹コースの制度や在学中受験資格の活用状況等の分析、③若年層やその保護者等の法曹の職業に関する認識等の調査・分析、④法曹志望者の増加等に係る法改正の効果に関する考察
令和7年	①前年度調査の確認・検証と法曹志望者数の増減傾向の把握、②法曹志望者数の増減傾向の要因分析、③法曹志望者数増加のための方策検討
令和8年	①法曹志望者数の推移に関する継続調査、②法曹の地方偏在に関する調査及び施策の検討、③法曹の活動領域拡大に関する調査

法学部生アンケートの実施状況

法学部に在籍中の学生を対象に志望動向等に関する意識調査を行い、そのデータを分析することにより、法曹志望者減少の要因等を把握し、今後の施策の検討に活用することを目的に実施

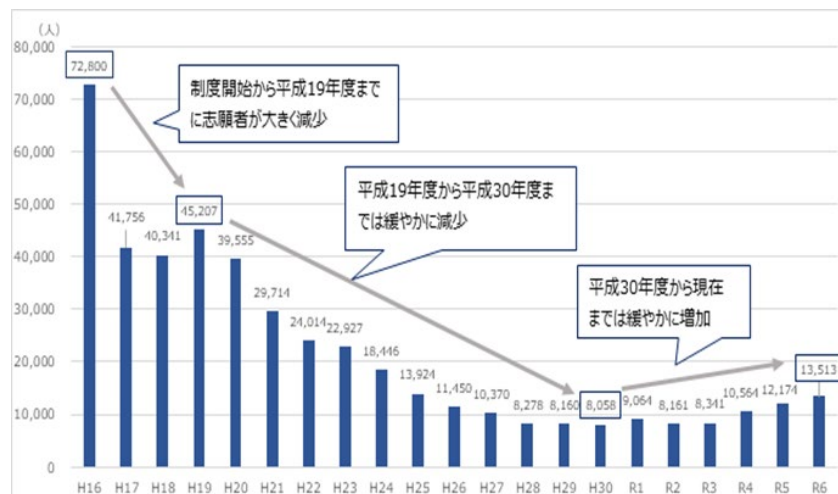
	対象者数	回答数・回収率
令和3年	82,138人	6,911人・8.4%
令和4年	81,971人	6,114人・7.5%
令和5年	81,294人	4,171人・5.1%
令和6年	84,934人	5,025人・5.9%
令和7年	84,151人	4,736人・5.6%

一 有為な法曹人材の確保に向けた取組のアウトカム

一連の調査・分析によって法曹志望者に関する現状や増減要因が明らかに。

法科大学院志願者数（推計値）の推移

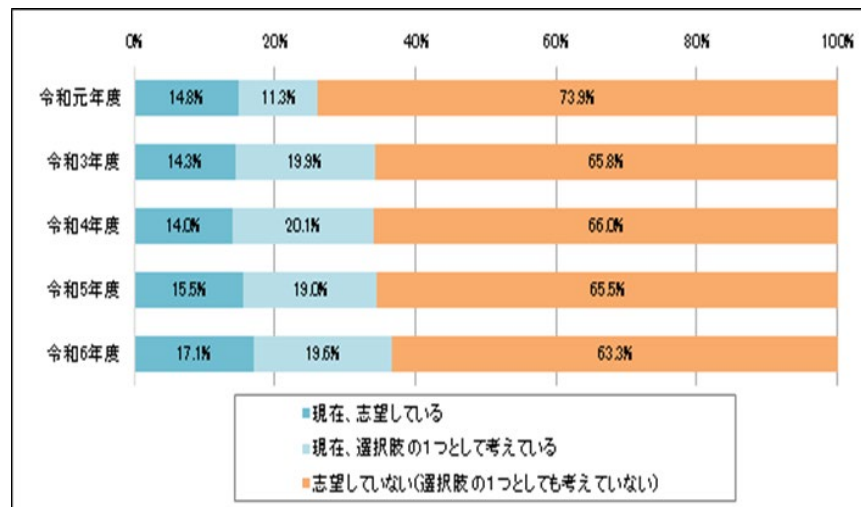
平成30年に過去最低を記録した後、近年は回復基調



出典）「法曹志望者数等に関する調査」報告書（令和7年3月）

法学部生の法曹志望の推移

法曹を志望し、又は選択肢に加える学生は年々増加



出典）法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果（令和6年）

法曹志望者数の増減要因

○法科大学院志願者数の減少要因

- ・ 法曹と民間企業の労働条件に差
- ・ 民間企業の魅力が相対的に高まり、他職業を選択する人が増加

○法科大学院志願者数の増加要因

- ・ 「3＋2」制度の導入により、法曹コース利用者が増加
- ・ 在学中受験も可能になり、時間的・経済的負担が軽減する可能性

○司法試験予備試験受験者数の増加要因

- ・ 早期に実務に就きたい学生の志向性と合致
- ・ 経済的負担を軽減したい、法律知識の習得に役立つなども受験者数増加の背景に。

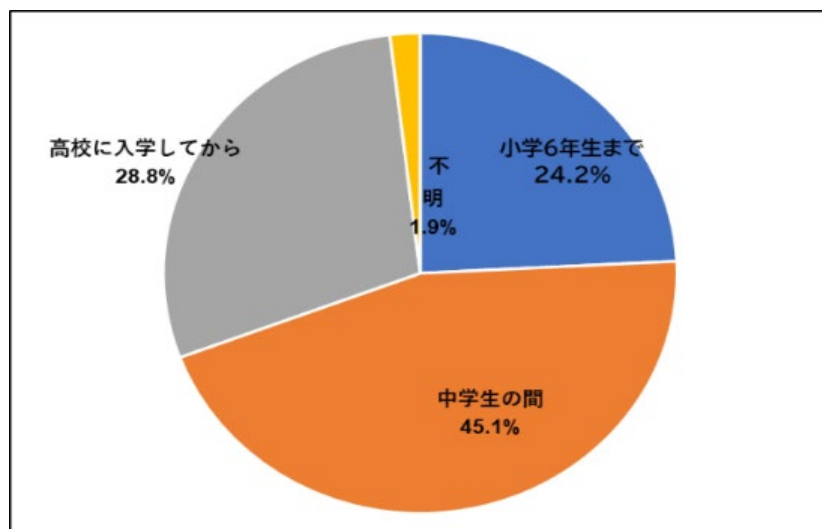
出典）「法曹志望者数等に関する調査」報告書（令和7年3月）

一 有為な法曹人材の確保に向けた取組のアウトカム

若年層に対して法曹の仕事の魅力を発信するためにポータルサイトを公開。

将来の職業として法曹を視野に入れ始めた時期

国立大学法学部への合格実績が高い高校の生徒を対象に調査した結果、中学生の間までに法曹を視野に入れた生徒が約7割を占めており、早期の成長段階で志望形成に向けてアプローチすることの有用性が伺われる。



出典)「法曹志望者数等調査の令和5年度調査結果」



○ 今後の課題

より多くの有為な人材に法曹を志望してもらうため、特に若年層に向け、法曹の仕事の魅力を発信するためのコンテンツ拡充についての検討が必要

4

活動領域の拡大に向けた環境整備の状況



一 活動領域の拡大に向けた環境整備の取組の背景

平成27年の推進会議決定により、法曹有資格者の活動領域拡大に向けて、法曹養成制度改革連絡協議会の開催を通じて、各団体との連携を進めることに。

・法曹養成制度改革推進会議決定

○第6 今後の検討について（一部抜粋）

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。



法曹養成制度改革連絡協議会の開催

○目的

法務省及び文部科学省は、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）の「第6 今後の検討について」を踏まえ、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進し、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図るため、両省が行うべき取組並びに関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うための体制（法務省及び文部科学省は、法曹養成制度改革連携チームを構成し、前記推進会議決定における両省が行うべき取組を進めるため、政府内における必要な連携を図ることとする。

○関係機関の出席

法務省及び文部科学省は、前記の目的を達成するため、最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集を得て、法曹養成制度改革連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

協議会は、議事に応じて必要がある場合は、関係府省庁その他の関係機関・団体に出席を求めることができる。

一 活動領域の拡大に向けた環境整備の目的と取組

法曹養成制度改革連絡協議会の開催、活動領域拡大に向けた法的ニーズ調査を通じて、法曹有資格者の活動領域拡大に向けた必要な検討を行っている。

目的

法曹有資格者の活動領域の拡大

活動

法曹養成制度改革連絡協議会の開催、各活動領域における法的ニーズの調査・分析

活動
目標

法的ニーズのある新たな活動領域に対する法曹有資格者の進出・拡大

期間
中の
取組

○法曹養成制度改革連絡協議会

近年の協議概要（特に有識者からのヒアリング状況）

- ・第21回（令和5年10月4日）
 - 熊本市総務局行政管理部法制課田中伸太郎課長から「熊本市における法曹有資格者の活用」と題し、熊本市の法曹有資格者職員の現状・実績・課題等を報告
 - 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長、社会福祉法人グリーンコープ顧問及び生活再生事業推進室長行岡みち子氏から「法曹への期待と連携について」と題し、生活困窮者に対する法曹有資格者からの支援の必要性及び需要等について報告
- ・第23回（令和6年7月23日）
 - 淵邊善彦氏から「中小企業の国際業務支援事業」と題し、日本弁護士連合会が取り組む中小企業国際業務支援弁護士紹介制度等について報告
 - 石川雅啓氏から「ジェトロ貿易投資相談における法務関連相談の対応と日本企業の海外展開における法曹有資格者に求められる役割」と題し、ジェトロ貿易投資相談課サービス体制や法務相談の実例等について報告
 - 樋口一磨氏から「企業の海外展開を支援するために必要な能力」と題し、法曹有資格者が中小企業の海外展開を支援するために必要な能力等について報告
- ・第25回（令和7年9月25日）
 - 土森俊秀氏から「中小企業における弁護士の役割」と題し、中小企業支援に当たって弁護士が果たすべき役割等について報告
 - 小松武司氏から「顧客との関係性に「未来」をつくる弁護士の役割」と題し、過去の経験談に基づいた弁護士による中小企業支援の必要性や求められる役割等について講演

○新たな法的ニーズに関する現状・課題の調査

我が国の社会経済の変化に伴い生じつつある新たな法的ニーズや潜在化している法的ニーズを明らかにし、法曹有資格者に期待される役割を明らかにする。

法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度において当初法曹となった者は、法曹として多様な経験を積みながら新たな領域で活躍している者も多く、このような比較的若手の法曹は、新たな法的ニーズに対応できるようリーガルサービスの担い手として注目される。

新たな法的ニーズとして、近年の企業における法務部門強化への関心の高まりから、スタートアップ及び中小企業におけるニーズが増大している可能性があり、その実態を把握し、若手弁護士が効果的に法的サービスを提供していくための方策を検討する。

○スタートアップに対するアンケート調査

回収数：349
調査期間：R7.1.31～R7.2.21

○中小企業に対するアンケート調査

回収数：900
調査期間：R7.1.31～R7.2.12

○スタートアップ・中小企業法務に関与している専門家等に対するヒアリング調査

調査対象：スタートアップ・中小企業の経営者等及びそれらの法務を扱う弁護士（合計33の経営者・関係団体・弁護士）

調査期間：R6.1～R7.3

一 活動領域の拡大に向けた環境整備の取組状況

法曹養成制度改革連絡協議会の定期的な開催を通じ、活動領域の拡大に関する関係機関・団体の取組状況等の把握・情報共有を行っている。

法的ニーズの調査とその分野での法曹有資格者の活用状況の調査を行った。

狙い

関係機関との情報共有等による連携の強化及び新たな法的ニーズ等の把握等に係る調査を通じた、関係機関の法曹有資格者の活動領域拡大に係る取組への協力

指標

協議会の関係機関・団体出席状況

(単位：～か所)



ニーズ調査の実施状況

令和7年・8年にそれぞれ調査を実施

- 令和7年「新たな法的ニーズの把握及び法曹に期待される役割を検討するための調査」
→ 中小企業、スタートアップ企業における弁護士活用を調査
- 令和8年「企業における弁護士の活用の促進に関する実証実験」※実施予定

連絡協議会の議題について

企業・海外・国・地方・福祉等の多様な分野に広がる法曹の役割を議題に情報共有・議論

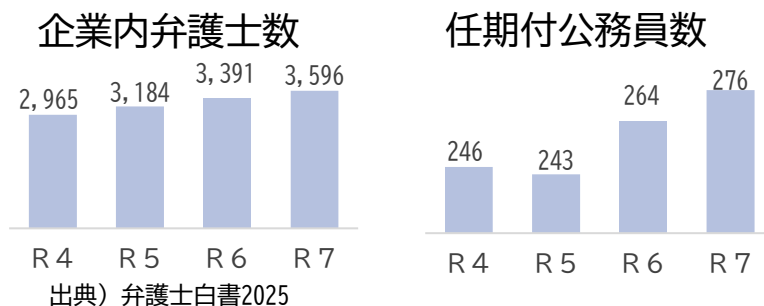
- 第21回（令和5年10月4日）
・ 国、地方、福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大
- 第23回（令和6年7月23日）
・ 海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大
- 第25回（令和7年9月25日）
・ 企業分野における法曹有資格者の活動領域の拡大

一 活動領域の拡大に向けた環境整備のアウトカム

企業や行政内での法曹有資格者の活躍領域が広がりつつあることが明らかに。
スタートアップ企業での高い法的ニーズが判明。

企業内弁護士数・任期付公務員数

企業内弁護士数・任期付公務員数とも近年は上昇傾向



弁護士の利用経験

スタートアップ企業の約9割が弁護士を利用する一方、中小企業における弁護士利用は約4割にとどまる。

スタートアップ企業	90.6%
中小企業	40.4%

出典) 新たな法的ニーズの把握及び法曹に期待される役割を検討するための調査

今後の課題

スタートアップ企業、中小企業における課題

弁護士に相談しなかった理由として、「弁護士に相談する問題とは思わなかったから」を選択した回答が最も多く、弁護士に対するイメージとして、訴訟等に際して依頼する存在といったものが根強く存在することが見受けられた。

新たな法的課題ニーズへの可能性

以下の分野について、今後さらなる検討が必要

- ・ デジタル化・生成A I の利活用に伴う法的リスク
- ・ 中小企業・スタートアップ企業が抱える法的問題
- ・ 外国人との共生社会実現の過程で生じる法的紛争
- ・ 科学技術・イノベーション投資に関する問題

今後の取組み

- ・ 新たな法的課題への解決のニーズ開拓及び法曹有資格者の活用の促進
- ・ 法曹有資格者の活動状況の情報発信
- ・ 将来的な各分野に対応できる法曹有資格者確保に向けて、若年層への魅力発信

5

全体の状況・今後の方向性



一 法曹養成制度全体アウトカム：法曹志望者数は近年回復基調にあり、一定の成果。

- ✓より有為な法曹人材の輩出に当たっては、裾野を広げるための更なる法曹志望者増加に向けた取組が必要
- ✓法的サービスの提供者である法曹有資格者の増加のみならず、法的サービスの受け手の課題を把握し、その課題解決に対応できる人材の確保や法曹有資格者とその受け手を結び付けるための取組が必要

○第2回法曹の質に関する検証結果報告書（令和7年3月）

- ✓法曹の各活動領域の調査として(1)法律相談、(2)企業、(3)児童福祉、(4)高齢者福祉等及び(5)教育行政の5分野を取り上げて、法曹の活動等に対する利用者等の評価等を調査
 - ✓いずれの分野でも、法曹の資質・能力やその活動に対する利用者等の評価はおおむね高く、利用者等の具体的なニーズに即した法的サービスが提供できているものと認められ、司法修習期66期以降の者を含めた若手の法曹一般について、**法曹としての質が低下していると認めるに足る事情は見当たらなかった。**
- ⇒関係機関等と連携し、法曹有資格者の専門的知見を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有しながら、その活動領域の拡大に向けた取組を推し進めていくとともに、こうした様々な分野で活躍できる法曹の魅力が広く国民に認識され、より多くの有為な人材が法曹を志望するよう、国民に向けた情報発信を積極的に行い、質・量ともに豊かな法曹の養成・確保に向けた取組を進め、さらには、法曹の質が担保されているかについても、引き続き適切に把握していく必要がある。

二 今後の方向性

〈現状と課題認識〉

我が国の人口動態予測や司法サービスの地域偏在状況を踏まえると、国民の権利・利益を守り、我が国の司法の将来を支える法曹人材を確保・育成していく上では、若年層に対してより早い段階からアプローチし、社会における法や司法制度の意義・重要性や法曹という仕事の魅力を具体的なイメージをもって伝え、将来の職業の選択肢の一つとして法曹に興味を持ってもらう機会を提供していくことが重要。



〈各種調査を踏まえた取組の方向性〉

- 若年層を中心とした将来の法曹志望者に対する情報発信
⇒ 将来の志望を形成する時期に法曹という職業に関する情報を得られる機会を増やし、具体的イメージを伴った法曹像を提供することによって、法曹志望者数の増加につなげる。
- 法的サービスの提供者（将来の法曹志望者を含む）及び法的サービスの需要者双方に対して、法曹の活動領域拡大の成果を適切に情報発信
⇒ 弁護士を始めとする法曹有資格者の活用事例を周知して司法アクセスの拡充を図るとともに、将来の法曹志望者に対しては、多様な分野における法曹の活躍を伝え、法曹志望者の増加につなげる。

法教育等を通じた若年層に対するキャリア教育の充実／ポータルサイト等を通じた情報発信

- 高校生はもとより、小・中学生等に対し、具体的な職業として法曹のイメージを身近に感じてもらい、法や司法制度を理解するための法教育を充実させるとともに、これを通じて法曹の仕事に関する情報発信等の充実を図る。
- 特に地方では、実生活において現役法曹と巡り合い、志望形成につながる法曹のイメージを結ぶ機会が相対的に乏しいと考えられるため、各地の学校現場における法教育授業を通じた法曹のキャリア教育や、ポータルサイトの充実を通じて法曹という職業に関する情報アクセス性を高める。

法的ニーズと法曹とのマッチングに関する具体的施策の実施

- 日本弁護士連合会と協力して、スタートアップ・中小企業と弁護士のマッチング実証実験等を実施する予定

【令和 8 年度事後評価実施結果報告書】

事業評価方式

令和 8 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 8 年 8 月

担当部局名： 法務省法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（女性と犯罪に関する研究）	政策体系上の位置付け
		法務に関する調査研究（I－3－(1)）
事 業 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。	
評 価 方 式	事業評価方式	
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	本研究は、女性に係る犯罪の実態や、女性犯罪・女性犯罪者の特徴を明らかにし、犯罪・非行をした女性に対する有効な指導・支援を検討するための基礎資料を提供することを目的として実施したものであるところ、本研究の成果や上記目的の達成度合いを把握するため、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受けた。 評価結果の概要は、以下のとおり、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価され、評点の合計点は 70 点中 70 点であり、評価基準第 3 の 3 に基づき「大いに効果があった」と評価された。 1 必要性 第二次再犯防止推進計画では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組の一つとして、女性の抱える困難に応じた指導等が求められている。本研究は、女性の抱える困難に着目し、現在の女性犯罪者の実態を把握するために調査を実施したものであり、更に効果的な処遇・支援の方策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高かった。 また、女性の抱える困難に応じた指導等の充実及び再犯防止を一層図るためには、女性特有の問題に着目した大規模な調査並びに刑事司法手続の各段階における指導及び支援の状況に関する広範囲な調査が必要である。本研究では、統計調査、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査並びに刑事施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等における処遇・支援の状況の現地調査を行った。このような調査は、法務総研以外での研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。 2 効率性 研究評価検討委員会の事前評価では、「実態調査の具体的な調査対象の設定等については今後更に検討を要する」との意見があり、特に、女子少年や民間の支援団体についても調査対象に含めるべきではないかとの指摘を受けたことから、特別調査では、受刑者のみならず女子少年院在院者も調査対象に含め、男女の受刑者の比較のほか、女子少年についても分析し、成人女性及び女子少年が抱える問題を把握した。また、現地調査について、刑事施設、保護観察所に加え、民間支援団体、地域生活定着支援センターを対象としたことで、女性に対する処遇・支援の実情を幅広く把握することができたことから、調査対象の設定は非常に適切なものであった。 特別研究の調査に際しては、調査実施機関である刑事施設及び女子少年院と連携を図り、実施に際しては、質問紙に、調査への協力が任意であり、協力の承諾の有無や回答内容によって不利益を被ることはないことを明示した上で、無記名で実施するなど、適切な実施体制を構築した。また、分析方法等が適切なものになるよう、千葉大学後藤弘子理事、琉球大学大学院法務研究科矢野恵美教授からアドバイスを受けた。 成果物である犯罪白書等においては、調査結果についての考察と共に、女性の抱える困難に応じた処遇・支援の在り方についての提言も行うことで、処遇・支援の在り方の検討に資する資料となるようにしており、非常に適切な実施体制・手法であった。 本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものであ	

	る上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しなかったことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。		
	3 有効性 本研究の研究成果は、研究部報告 66「女性犯罪者に関する総合的研究」及び令和 6 年版犯罪白書「女性犯罪者の実態と処遇」として公刊され、法務省ホームページ上で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても研究者等にとっても分かりやすいものとなっている。 本研究は、「再犯防止推進計画（第一次）」及び「第二次再犯防止推進計画」に沿って、女性犯罪者の抱える困難に着目し、その実態を明らかにしたものである。本研究は、法務省における女性犯罪者に関する施策の立案・事務運用の改善等の検討のほか、拘禁刑が導入された矯正の現場における受刑者の特性に応じた矯正処遇の検討や、大学等の研究機関における女性犯罪の研究等において、それぞれに必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。法務省ホームページにおける令和 6 年版犯罪白書のアクセス数は、令和 8 年 3 月 10 日現在で 17 万 5,520 件、同ページにおける研究部報告 66 のアクセス数は 4,531 件であり、今後もアクセス数の増加が見込まれる。また、例えば、「傷はそこにある交差する逆境・横断するケア」（大嶋栄子、2024、日本評論社）、「性非行に至った女子少年の関係性の変容：「ふつう」とジェンダーの視点から」（鈴木育美、2025、発達心理学研究 36 巻 4 号 227-236）、「女性受刑者の就労に関連する要因の探究-男性受刑者との比較を通じて-」（佐々木彩子、山岡あゆち、2025、犯罪心理学研究 63 巻 1 号 15-30）、「更生保護施設における薬物依存者支援における退所後の地域連携について」（森田展彰、山口玲子、2025、精神療法 51 巻 7 号 176-182）などの書籍・論文においても本研究が引用されている。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	「再犯防止に向けた総合対策」	平成 24 年 7 月 20 日 犯罪対策閣僚会議決定	第 3-1-(3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援
			第 3-3-(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施
	「再犯防止推進計画」	平成 29 年 12 月 25 日 閣議決定	第 5-1-(2)-②特性に応じた指導等の充実
			第 5-1-(2)-④再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究
	「第二次再犯防止推進計画」	令和 5 年 3 月 17 日 閣議決定	第 4-1-(2)-②特性に応じた指導等の充実

令和8年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

法務省

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（女性と犯罪に関する研究）					
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 （Ⅰ－３－(1)）					
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。					
施策の予算額・ 執 行 額 等	区分		4年度	5年度	6年度	7年度
	予算の 状 況 （千 円）	当初予算(a)	3,129	4,925	0	0
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	－	
		合計(a+b+c)	3,129	4,925	－	
	執行額（千円）		1,165	3,321	－	
政策評価実施時期	令和８年８月			担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	
評 価 方 式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

令和7年版犯罪白書によると、女性の刑法犯検挙人員は平成18年以降減少傾向にある。そのうち65歳以上の高齢者の占める割合は平成14年以降の急激な上昇を経て、平成30年頃からは緩やかな低下傾向にあるものの、令和7年には31.0%と、男性（18.8%）と比べて顕著に高くなっている。また、平成30年版犯罪白書では、窃盗罪により有罪の裁判が確定した者を対象とした調査において、罰金刑を受けた万引き事犯の高齢者のうち2年以内に再犯に至った者の割合は、男性と比べて女性の方が高く、その中には、経済的に余裕があり、近親者の見守りもあるなど更生に資する環境がありながら再犯する者がいることなども明らかにされ、その問題の解明や専門的な指導の必要性が指摘されている。さらに、受刑者を対象とした法務総合研究所の調査において、覚醒剤取締法違反の女性は、男性と比較して、食行動の問題・自傷行為・自殺念慮といった精神医学的問題が顕著に見られ、DV被害の経験率も高いなど、多角的かつ慎重に介入する必要があることが示唆された。

「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）では、再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実行することや、女性特有の問題に着目した指導及び支援を強化することが重点施策の一つとして掲げられている。また、「再犯防止推進計画（第一次）」（平成29年12月15日閣議決定）では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組として、再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進するとともに、女性の抱える問題に応じた指導等の充実を図るよう求められている。これに続く「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）においても、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組として、女性の抱える困難に応じた指導等の実施が求められており、女性受刑者等については、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、依存症・摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いことなどを踏まえ、これらの困難に応じた指導・支援を効果的に実施することとされている。

一方、女性犯罪に関連する法務総合研究所研究部の先行研究を見てみると、「女子と

犯罪」と題して特集を組んだ平成4年版犯罪白書では、女性をめぐる犯罪の動向と特質、女性犯罪者の処遇、諸外国における女性犯罪の状況等を紹介しているが、その後、既に30年以上が経過している。また、「女子の犯罪・非行」と題して特集を組んだ平成25年版犯罪白書や、研究部報告48「女性と犯罪（動向）」は、公的統計に基づく犯罪動向の分析が主である。前述した平成30年版犯罪白書における分析も、特定の罪種・年齢層に限定したものであり、法務総合研究所研究部において、女性特有の問題に着目してその特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討するための調査は、いまだ十分には行われていない。

以上を踏まえて、本研究では、虐待等の被害体験や摂食障害等の問題を含め、女性犯罪者の抱える問題とその特徴、女性特有の課題に係る処遇等の実施状況等に関する調査を行い、女性の抱える困難に応じた効果的な指導及び支援の在り方等の検討に資する資料の提供を目指すこととした。

（2）目的・目標

本研究の目的は、「女性に係る犯罪の実態や、女性犯罪・女性犯罪者の特徴を明らかにし、犯罪・非行をした女性に対する有効な指導・支援を検討するための基礎資料を提供すること」である。

（3）具体的内容

ア 研究期間

令和4年度から同5年度までの2か年

イ 研究内容

（ア）女性による犯罪の動向

警察、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階での統計資料に基づき、女性による犯罪の動向や女性犯罪者の処遇状況等について分析した。

（イ）女性犯罪者の実態調査

刑事施設に在所している受刑者等を対象として、調査票を用いた調査を実施し、①逮捕前の生活状況等、②薬物使用及び飲酒、ギャンブル、食行動、自傷行為、性経験等、小児期逆境体験及び配偶者等との被害・加害経験といった生活・行動歴、③ジェンダーに対する意識、孤独感、援助要請及びレジリエンスといった生活意識・価値観・心理的側面等について調査し、犯罪をした女性の実態と特徴について分析した。

（ウ）女性犯罪者の処遇等に関する調査

刑事施設、少年院、保護観察所等において、女性特有の課題に係る処遇として実施されている各種取組や、指導及び支援に関する関係機関・団体等との連携状況に関する実地調査、その他困難を抱える女性の支援に関する国内外の取組の調査を行った。

ウ 成果物の取りまとめ

前記を総合して、女性犯罪者に関する実態を明らかにし、女性犯罪者の再犯防止対策や支援の在り方に関する課題と展望を取りまとめて、研究部報告66及び令和6年版犯罪白書として発刊した。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（外部研究者委員7名、法務省の他部局の委員4名の計11名により構成）において、事前評価では、本研究の前記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、事後評価では、本研究の前記目的の達成状況について検証した上、評価基準（別紙1）第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、それぞれ各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 事前評価の概要

本研究について、令和3年4月23日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

(必要性の評価項目)

本研究は、政府の「再犯防止推進計画」等に基づき、犯罪をした者等の特性に応じ、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進するものである。同計画では、女性の抱える問題に応じた指導等の充実を図ることとされているところ、本研究は、女性特有の問題に着目してその特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。

また、女性の犯罪に関し、公的統計に基づく犯罪動向の分析や、特定の罪種・年齢層に限定した分析を行った先行研究はあるものの、女性の抱える問題に応じた指導等の充実及び再犯防止を一層図るためには、女性特有の問題に着目した大規模な調査や、刑事司法手続の各段階における指導及び支援の状況に関する広範囲な調査が必要であり、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究である。

さらに「再犯防止推進計画」等において、女性の抱える問題に応じた指導等の充実を図ることが掲げられており、また、多様な困難に直面する女性に対する支援等が急務となっているところ、女性特有の問題に着目してその特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討するための調査は、いまだ十分に行われておらず、再犯防止施策を進める上で、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。

このように、本研究は、必要性を評価する3項目については、30点中30点であったことから、本研究の必要性は、高いものと認められる。

(効率性の評価項目)

本研究における実態調査の対象は、一定期間において刑事施設に入所した受刑者等とし、犯罪をした女性の実態と特徴について詳細な検討が可能になるよう、虐待等の被害体験や摂食障害等の問題をはじめとする女性特有の問題を含めた調査項目を設定し、また、十分な対象者数を確保する予定である。実態調査の具体的な調査対象の設定等については今後更に検討を要するが、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

また、本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として、犯罪者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官等で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、調査目的や回答後の取扱い（処遇・評価等に影響しないこと、個人情報外部に知られることがないことなど）等についての説明を受けた受刑者等が任意に記載する調査票等に基づくものであって、信頼性があり、また、その分析も統計学的に妥当な方法で行い得るから、非常に適切な実施体制・手法であると見込まれる。

さらに、研究に用いるデータの入手方法は、法務省機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであることを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなると見込まれる。

このように、本研究は、効率性を評価する3項目については、30点中27点であったことから、本研究は、効率的になされるものと見込まれる。

(有効性の評価項目)

本研究は、女性に係る犯罪の実態や、女性犯罪・女性犯罪者の特徴を明らかにし、犯罪・非行をした女性に対する有効な指導・支援を検討するための基礎資料を提供するものとして、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や大学等の研究機関においても、困難を抱える女性の支援に関する多様な検討に必要な基礎資料として、大いに利用されること

が見込まれる。

このように、本研究は、有効性を評価する1項目については、10点中10点であったことから、本研究の有効性は、高いものと見込まれる。

(総合評価)

したがって、総合的評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評点の合計点は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があると見込まれる」と評価できる。

5. 事後評価の内容

本研究について、令和8年5月18日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 研究の成果について

本研究においては、公的統計を使用して、女性による犯罪の動向を概観し、女性犯罪者に対する施設内及び社会内での処遇・支援の現状を紹介するとともに、女性犯罪者の実態に関する特別調査を実施した結果について、主として男性受刑者との比較により、女性受刑者の意識や実情に係る傾向・特徴を明らかにした上で、女性受刑者の中でも割合が高く、かつ女性犯罪者に特有の問題点や特徴が見受けられる薬物事犯者及び窃盗事犯者について、それぞれ比較・分析を行った。

これらの調査結果から、以下の知見を得た。

なお、研究成果の公表に際しては、成果物の内容に即したタイトルとすべく、研究部報告66のタイトルを「女性犯罪者に関する総合的研究」とし、令和6年版犯罪白書特集のタイトルを「女性犯罪者の実態と処遇」とした。また、現在、「摂食症」という言葉を用いることも多いが、前記各成果物では、「摂食障害」という言葉を用いているため、本報告書においても、同様とした。

ア 公的統計を使用した女性犯罪の動向調査の実施結果及び同結果に対する考察

(ア) 検挙・検察

刑法犯及び特別法犯の検挙人員の推移（最近30年間）について見ると、女性では平成17年（9万5,760人）、男性では平成18年（37万4,125人）をピークにその後はいずれも減少傾向にあり、令和5年は、男女ともにピーク時の約2分の1であった。また、女性は、一貫して男性より人員が少なく、令和5年の男女を合わせた検挙人員のうち、女性の占める比率は19.5%と、約5分の1であった。

令和5年の刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める窃盗の比率について見ると、女性では57.1%、男性では30.4%であった。また、窃盗の態様・手口別人員について見ると、万引きは、女性では、平成6年以降、一貫して窃盗の検挙人員の75%以上を占めているのに対し、男性では、平成20年以降、窃盗の検挙人員の5割程度を占めるにとどまっていた。

窃盗のうち万引きの微罪処分率（万引きの検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率をいう。）について見ると、女性は、平成6年以降一貫して男性より高く、平成17年以降48～51%台で推移しているのに対し、男性は、平成15年（43.8%）をピークにその後は低下傾向にあり、令和5年は38.5%と、女性よりも10.0pt低かった。

薬物事犯（覚醒剤取締法違反、令和5年法律第84号による改正前的大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「大麻取締法」という。）違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、あへん法違反、毒物及び劇物取締法違反及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反をいう。以下（ア）において同じ。）の罪名別検挙人員について見ると、女性による覚醒剤取締法違反の検挙人員は、平成7年以降、薬物事犯の検挙人員の5割以上を占めており、薬物事犯に占める比率が一貫して最も

高いのに対し、男性では、令和4年以降、薬物事犯の検挙人員の5割を下回り、令和5年には大麻取締法違反の人員が覚醒剤取締法違反の人員を上回った。

覚醒剤取締法違反の起訴猶予率について見ると、女性の起訴猶予率は、平成16年以降、一貫して男性の起訴猶予率を上回っているものの、いずれも15%を下回っていた。

以上より、女性は、男性よりも、検挙人員が顕著に少なく、罪名別では、窃盗の比率が高く、特に窃盗では万引きが多いほか、起訴に至らず刑事手続を終えることが比較的多い傾向が認められ、特に窃盗においてその傾向が明らかであった。

(イ) 矯正

入所受刑者の人員の推移（最近20年間）について見ると、女性は、一貫して男性よりも少ない。

入所受刑者の年齢層別構成比について見ると、平成16年以降、65歳以上の構成比は、一貫して女性が男性よりも高い。

入所受刑者総数に占める窃盗及び覚醒剤取締法違反の人員の合計の割合を男女別に見ると、女性は、平成16年以降一貫して6割を超えており、特に平成23年以降、その割合は8割前後であるのに対し、男性は、平成16年以降一貫して6割未満にとどまっていた。

入所受刑者の入所度数別構成比の推移（最近20年間）について見ると、女性は、「1度」が男性よりも高い一方で、「4～5度」、「6～9度」及び「10度以上」は、いずれも男性よりも低い。

入所受刑者（懲役）の刑期別構成比の推移（最近20年間）について見ると、平成26年以降、「2年以下」及び「1年以下」が男性よりも高い一方で、女性の「5年以下」及び「5年を超える」は、総じて男性よりも低い傾向にあった。

また、出所受刑者（仮釈放又は満期釈放等により刑事施設を出所した者に限る。）の仮釈放率の推移（最近20年間）について見ると、女性は、一貫して男性よりも高い。

これらのことから、受刑者全体として見ると、女性受刑者は、男性受刑者よりも、刑期が短い者が多く、比較的早く社会内処遇等へ移行する傾向が認められる。

入所受刑者の婚姻状況別構成比の推移（最近20年間）について見ると、女性の「有配偶」及び「死別」の構成比は、いずれも一貫して男性よりも高く、「未婚」の構成比は、男性よりも一貫して低く、「離別」については大きな差がない。

出所受刑者の帰住先別構成比の推移（最近20年間）について見ると、平成16年以降、女性は、帰住先が親族である者（「父・母」、「配偶者」、「兄弟姉妹」及び「その他の親族」の各構成比の合計）が5割を超えており、一貫して男性よりも高い。

これらのことから、受刑者全体として見ると、女性受刑者は、男性受刑者よりも、配偶者を有する者が多く、出所後は、親族が社会復帰の際の支援者・協力者となることが多い傾向が認められた。

イ 女性犯罪者の実態に関する特別調査の実施状況

本研究の調査対象者は、全国22庁の刑事施設に新たに入所した受刑者のうち、令和4年7月1日から同年12月31日までの間に刑執行開始時調査を実施した者である。また、本調査においては、女性受刑者との直接的な比較はできないものの、参考対象として、女子少年院在院者にも同趣旨の調査を実施しており、同調査の対象者は、全国11庁の女子少年院在院者であり、令和4年7月1日時点において処遇の段階が2級にあった者である。

前記の各調査対象者に対し、質問紙調査及び記録調査を実施した。各調査対象者のうち、分析の対象は、受刑者908人（女性受刑者461人、男性受刑者447人）、女子少年院在院者49人であった。

前記の各調査に使用した調査票は、法務総合研究所が作成した合計 29 問から成る自記式の質問紙（「健康と生活に関する意識調査」）であり、質問の内容は、年齢、性別、今回受刑することになった事件の概要、動機・理由等の基本情報のほか、逮捕前の生活状況、生活・行動歴、生活意識・価値観・心理的側面等に関するものであった。

なお、刑事施設入所時の罪名等の情報については、別途、把握している統計情報に基づき抽出し、符号化を経た上で使用した。

ウ 特別調査の実施結果及び同調査結果等を踏まえた考察・提言

特別調査の結果について、男女の比較を見るとともに、女性犯罪者の特徴をつかむための一つの手がかりとして、薬物事犯者及び窃盗事犯者に関する分析結果を見ることとした。また、特別調査により明らかになった女性受刑者の傾向・特徴を整理し、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図る上で留意すべき点について検討した。

（ア）男女の比較による女性受刑者の傾向・特徴

a 基本属性等及び事件の概要

女性受刑者の罪名では、窃盗が 5 割近くを占め、覚醒剤取締法違反も 3 割を超えていた。また、女性受刑者の再入者のうち薬物事犯者及び窃盗事犯者の前刑罪名を見ると、いずれも同種前刑罪名が 8 割を超えており、これらの事犯の再犯者については、前刑と同じ犯罪を繰り返して今回受刑するに至った者が大半を占めていることがうかがえた。したがって、女性の窃盗事犯者及び薬物事犯者に対する処遇を考える上では、特に再犯防止策に重点を置いて考えることが有用である。

b 生活状況

健康状態については、女性受刑者は、慢性疾患「あり」の構成比が約 4 割、精神疾患「あり」の構成比が 5 割を超えていたのに対し、男性受刑者はそれぞれ約 3 割、約 2 割であり、女性受刑者は、心身の不安定な健康状態にある者が多いことがうかがえた。

困りごとの内容については、女性受刑者は、男性受刑者よりも、「健康上のこと」の該当率が 47.2%と高く、心身の健康に関する悩みを抱えている者が多いことが推察された。男性受刑者と比べて、「妊娠や出産のこと」、「介護のこと」、「人間関係」及び「家族から受けた暴力等の被害のこと」の該当率も高く、様々な困難や家庭内暴力の被害があることもうかがえた。

65 歳未満の女性受刑者は、65 歳未満の男性受刑者と比べて、逮捕前の収入源については、「自分が働いて得た収入」の該当率が低く、就労状況については、「パートタイム（アルバイトを含む）」、「専業主婦・主夫」及び「無職」の構成比が高いほか、自分の収入だけで生活できるという感覚については、「なかった」の構成比が高く約 6 割であり、生活費等を得る手段について他律的になりやすく、金銭的な自立感覚がないことがうかがえた。

就労状況が「失業中」又は「無職」と回答した 65 歳未満の者について、働いていなかった理由を見ると、65 歳未満の女性受刑者は、65 歳未満の男性受刑者と比べて、「健康上の理由から」の該当率が 60.0%と高い一方、「特にやりたいことがなかったから」及び「働くのが嫌だったから」といった就労意欲に関する理由の該当率は低いことから、就労意欲に問題がある者は少ないものの、心身の不安定な健康状態から就労に至ることができない者も多いことが推察された。

c 周囲との関わりから見た傾向・特徴

支援機関等への相談に対する考え（出所後社会に戻ったとき、どのような状況であれば相談する気になるか）については、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」及び「誰かに一緒

に行ってもらえれば」の該当率が高く、親族や身近な人等の理解や協力があれば、支援機関等への相談につながる可能性があることがうかがえた。

d 小括

女性受刑者は、男性受刑者と比べて、健康に関する悩みを抱えている者が多く、心身の不安定な健康状態のため就労に至ることができず、自立的な社会生活を送ることが困難である者が多い傾向にあることが認められた。

(イ) 薬物事犯の女性受刑者の傾向・特徴

ここでは、調査対象となった受刑者の総数（以下（イ）において「総数」という。）について男女別に比較するとともに、調査対象となった受刑者の薬物事犯者（今回受刑することになった事件中に薬物犯罪が含まれる者をいう。なお、ここでいう薬物犯罪は、覚醒剤、大麻、その他の違法薬物や危険ドラッグ等の使用・所持・譲渡等であり、営利目的を含む。）を男女別に比較した。

a 生活状況から見た傾向・特徴

配偶者・交際相手間の加害・被害経験では、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫及び性的強要の四つの項目において、総数及び薬物事犯者のいずれにおいても、女性受刑者は、男性受刑者よりも、「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高かった。また、前記四つの全ての項目について、薬物事犯者の女性受刑者は、総数の女性受刑者よりも、「加害・被害なし」の構成比が低い一方で、「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高かった。このことから、女性受刑者の中でもとりわけ薬物事犯者は、配偶者又は交際相手とのトラブルを抱え、あるいは配偶者又は交際相手からの被害経験を有する者が多いことがうかがえた。

小児期逆境体験（ACE）の経験の有無については、薬物事犯者の女性受刑者は、薬物事犯者の男性受刑者と比べて、小児期逆境体験（ACE）に関する12項目について「あり」の該当率が総じて高かった。中でも、「家族から、心が傷つくような言葉を言われる」といった精神的な暴力を受けた」の該当率が50%を超え、「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」の該当率が40%を超え、「母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた」の該当率が30%を超えていることから、被虐待経験を有する者が少なくないことがうかがえた。

b 交友関係から見た傾向・特徴

今回受刑することになった事件における共犯者の有無について、薬物事犯者の女性受刑者では、薬物事犯者の男性受刑者と比べて、共犯者「あり」と回答した者の構成比が高く、同共犯者との関係では、「配偶者・交際相手」の該当率が最も高かったことから、薬物事犯者の女性受刑者の中には、配偶者・交際相手と共に犯罪に及ぶ者が少なくないことがうかがえた。

前記ア（イ）で見たとおり、女性受刑者は、親族が社会復帰の際の支援者・協力者となることが多い傾向が認められるところ、薬物事犯者の女性受刑者については、このように、共犯者が配偶者であるなどの事情から、親族の中でも特に配偶者は、直ちに社会復帰の際の支援者・協力者となり得ない場合があることが推察された。

困りごとの内容では、薬物事犯者の女性受刑者は、「人間関係」の該当率が71.2%と、総数の女性受刑者の場合よりも高いことから、人間関係の悩みを持つ者が多く、その生きづらさがより複雑なものとなっていることが推察された。

c 小括

薬物事犯の女性受刑者は、同男性受刑者と比べて、配偶者又は交際相手からの被害経験、小児期逆境体験（ACE）等多方面において問題を抱えている者が多く、それが社会における生きづらさの要因の一つとなっている者もいることがう

かがわれた。また、人間関係の悩みにより、その生きづらさがより複雑なものとなっている者もいると推察された。

(ウ) 窃盗事犯の女性受刑者の傾向・特徴

ここでは、調査対象となった受刑者のうち、窃盗事犯者（今回受刑することになった事件中に窃盗が含まれる者をいう。）について、男女別及び60歳以上と60歳未満の年齢別に分けて比較を行った。

a 基本属性等から見た傾向・特徴

女性受刑者（60歳以上）は、男性受刑者（60歳以上）と比べて、60歳以上の窃盗事犯者の年齢層別構成比が高かった。

また、女性受刑者（60歳以上）は、今回受刑することになった窃盗の態様・手口について、「万引き」の該当率が95.9%と顕著に高く、また、婚姻状況では、他の群と比べると「死別」の構成比が高かった。

b 経済状況から見た傾向・特徴

事件の動機・理由では、いずれの群も、「生活費に困っていたから」の該当率が最も高かったものの、男性受刑者（60歳未満）の該当率が60%を上回ったことと比較すると、女性受刑者（60歳以上）の該当率は37.4%と低かった。

収入源では、女性受刑者（60歳以上）は、「公的年金」等の該当率が最も高いほか、預貯金も28.1%と男性受刑者よりも高い一方で、「生活保護」は2割弱と男性受刑者（60歳以上）よりも低く、福祉的な支援を受けなければならないほどの差し迫った生活困窮状況にはない者が少なくないことがうかがえた。

困りごとの内容を見ると、女性受刑者（60歳以上）は、健康上のことなどで、それなりの困りごとを抱えているものの、特に「犯罪をしていること」について、他の群よりも該当率が低く、自己の犯罪行為の問題性を認識することが十分にできていない可能性がうかがえた。この点については、前記ア（ア）のとおり、女性は、男性よりも、起訴に至らず刑事手続を終えることが比較的多い傾向が認められ、特に窃盗においてその傾向が明らかであることから、自己の犯罪行為と向き合うための機会や時間が不足していた可能性が考えられた。

c 周囲との関わりから見た傾向・特徴

一緒に暮らしていた者の有無では、女性受刑者（60歳以上）は、「いない（一人暮らし）」の該当率が最も高く、他の群と比べて「死別」の構成比が高いことから、女性受刑者（60歳以上）の中には、配偶者との死別により単独世帯に至った者が一定程度いると考えられた。

また、悩みや不安が生じた場合の相談の有無では、女性受刑者（60歳以上）は、「相談した」の構成比が約5割を占めており、相談先については、「家族または親族」の該当率が最も高いものの、「友人または知人」の該当率が他の群よりも低いことから、家族等以外の身近な相談相手が少ない傾向がうかがえた。

他方で、女性受刑者（60歳以上）が相談しなかった理由としては、「相談する相手がいなかった」の該当率が最も高く、5割を超えており、「相談してもむだだと思った」の該当率が他の群よりも低いことから、悩みごとを相談したいという気持ちはあるものの、相談先を見つけることができない様子がうかがえた。

d 小括

窃盗事犯による60歳以上の女性受刑者について見ると、95.9%が万引きの手口によるものであった。その中には、差し迫った生活困窮状態にはないものの、死別等により経済状況や生活環境が変化していく中で、自己の抱える不安や悩みについての相談相手を見つけられないまま、金銭的な困窮以外の理由から犯行に及ぶ者が少なくないことがうかがわれた。

(エ) 女性の抱える困難に応じた処遇・支援の在り方

a 心身の健康の回復等に資する処遇・支援の更なる充実

特別調査の結果から、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、慢性疾患及び精神疾患により、心身の不安定な健康状態にある者が多く、心身の健康に関する悩みを抱える者も多いことが明らかとなった。

そこで、女性受刑者の円滑な社会復帰のためには、心身の不安定な健康状態に対する治療等を行い、その回復を図ることはもとより、回復後における心身の健康状態の維持・増進にも資する処遇・支援を充実させていく必要がある。

特に、薬物事犯の保護観察対象者については、保護観察終了後も薬物依存からの回復のための必要な支援を受けられるよう、地域における支援体制の構築が図られているところであるが、今後、保護観察対象者以外の者についても、保護観察所が実施する「更生保護に関する地域援助」（以下「地域援助」という。）の取組等により、広く支援体制を構築していくことが期待される。

摂食障害については、現在、刑事施設において必要な医療体制が整えられており、出所後も保護観察所等における処遇・支援の中で、治療が必要な者に対する個別の指導が行われているところではあるが、刑事施設を出所した後、保護観察に付されない場合にも、保護観察に付される場合と同程度の、医療機関の継続的な受診につながるような手厚い支援を行うことが望まれる。また、刑事施設においては、摂食障害に対する治療・処遇体制の統一を図るため、医療専門施設に加え、全国の女性刑事施設の摂食障害の治療・処遇に携わる職員（医師、看護師、臨床心理士、刑務官等）に対する集合研修を実施しているところ、社会内処遇に当たる保護観察官や更生保護施設職員等に対しても同様の研修等を実施することが望まれる。

さらに、その他の様々な精神疾患についても、病状に応じた指導・支援を受けられるよう支援者の専門性を高める必要があると考えられる。

b 心身の健康の回復等に資する処遇・支援の更なる充実

特別調査の結果から、女性受刑者の中でもとりわけ薬物事犯者は、配偶者・交際相手間の加害・被害経験、小児期逆境体験（ACE）等多方面において問題を抱えている者が多く、それが社会における生きづらさの要因の一つとなっている者もいることがうかがわれた。

そのため、社会内処遇・支援を実施する保護観察所や更生保護施設においても、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムや、問題を抱える成人女性の特性に配慮した処遇のノウハウを活用して処遇・支援に当たることが期待される。

また、薬物事犯者の女性受刑者の中には、人間関係の悩みなどから、生きづらさがより複雑なものとなっている者もいると考えられるため、これらの問題について、地域の中で継続的な支援が受けられるよう、保護観察所が実施する地域援助の取組等を、今後も継続していく必要がある。また、薬物事犯者の女性受刑者の配偶者や親族等に対しても、円滑な社会復帰のための重要な社会資源として更に協力を求める必要がある。もっとも、女性受刑者の中には、配偶者・交際相手からの被害体験等を有している者や、配偶者・交際相手が共犯者である者などもあるため、配偶者・交際相手を更生のための協力者とすべきではない場合がある。このような場合には、本人の意思を尊重しつつ、適切な環境調整を行うことができるよう慎重に処遇・支援を行う必要がある。

c 加齢に伴う不安・悩みや孤立に対する処遇・支援の重要性

特別調査の結果から、女性受刑者のうち特に 60 歳以上の窃盗事犯者については、加齢に伴う生活環境や経済状況の変化によって生じる不安や悩みを抱える中で、孤立したまま犯行に至る者が少なくないことがうかがわれた。この中には、相談相手がいないことや、どこに相談すれば良いのか分からないため、悩みごとの相談に至らなかった者が一定程度いたことから、刑事施設のみならず、各支援

機関等においても、保護観察所が地域援助の一環として設置している犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」等の社会復帰後の相談窓口等に関する広報を更に推進していくことが重要である。また、保護観察所における引受人・家族会の実施や、保護観察対象者と引受人又は家族との面接の際に実施している各支援機関等に関する情報の提供などの取組を更に充実させていくことが重要である。

近年、保護観察所においては、保護観察期間終了後も支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐなどしているほか、支援対象者の家族に対しても、希望に応じ、支援を行っている。そのほかにも、更生保護施設退所者等が更生保護施設に通所して支援を受ける「フォローアップ事業」、更生保護施設職員が更生保護施設退所者等の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行う「訪問支援事業」、保護観察所が実施する地域援助、「刑執行終了者等に対する援助」などの新たな取組が実施されていることから、今後もこのような取組のより一層の充実・拡充が期待される。

エ 成果物

本研究の成果は、令和6年3月に研究部報告66「女性犯罪者に関する総合的研究」、同年12月に令和6年版犯罪白書（女性犯罪者の実態と処遇）として公表され、法務省関係部局や大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。今後、本研究の結果は、法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討等に利用されていく見込みである。

（2）各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別添のとおりである。

（必要性の評価項目）

第二次再犯防止推進計画では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組の一つとして、女性の抱える困難に応じた指導等が求められている。本研究は、女性の抱える困難に着目し、現在の女性犯罪者の実態を把握するために調査を実施したものであり、更に効果的な処遇・支援の方策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高かった。

また、女性の抱える困難に応じた指導等の充実及び再犯防止を一層図るためには、女性特有の問題に着目した大規模な調査並びに刑事司法手続の各段階における指導及び支援の状況に関する広範囲な調査が必要である。本研究では、統計調査、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査並びに刑事施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等における処遇・支援の状況の实地調査を行った。このような調査は、法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。

このように、必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の必要性は、高かったと認められる。

（効率性の評価項目）

研究評価検討委員会の事前評価では、「実態調査の具体的な調査対象の設定等については今後更に検討を要する」との意見があり、特に、女子少年や民間の支援団体についても調査対象に含めるべきではないかとの指摘を受けたことから、特別調査では、受刑者のみならず女子少年院在院者も調査対象に含め、男女の受刑者の比較のほか、女子少年についても分析し、成人女性及び女子少年が抱える問題を把握した。また、实地調査について、刑事施設、保護観察所に加え、民間支援団体、地域生活定着支援センターを対象としたことで、女性に対する処遇・支援の実情を幅広く把握することができたことから、調査対象の設定は非常に適切なものであった。

特別研究の調査に際しては、調査実施機関である刑事施設及び女子少年院と連携を図

り、実施に際しては、質問紙に、調査への協力が任意であり、協力の許諾の有無や回答内容によって不利益を被ることはないことを明示した上で、無記名で実施するなど、適切な実施体制を構築した。また、分析方法等が適切なものになるよう、千葉大学後藤弘子理事、琉球大学大学院法務研究科矢野恵美教授からアドバイスを受けた。

成果物である犯罪白書等においては、調査結果についての考察と共に、女性の抱える困難に応じた処遇・支援の在り方についての提言も行うことで、処遇・支援の在り方の検討に資する資料となるようにしており、非常に適切な実施体制・手法であった。

本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しなかったことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。

このように、効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点であったことから、本研究の効率性は、高かったと認められる。

(有効性の評価項目)

本研究の研究成果は、研究部報告66「女性犯罪者に関する総合的研究」及び令和6年版犯罪白書「女性犯罪者の実態と処遇」として公刊され、法務省ホームページ上で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても研究者等にとっても分かりやすいものとなっている。

本研究は、「再犯防止推進計画（第一次）」及び「第二次再犯防止推進計画」に沿って、女性犯罪者の抱える困難に着目し、その実態を明らかにしたものである。本研究は、法務省における女性犯罪者に関する施策の立案・事務運用の改善等の検討のほか、拘禁刑が導入された矯正の現場における受刑者の特性に応じた矯正処遇の検討や、大学等の研究機関における女性犯罪の研究等において、それぞれに必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。法務省ホームページにおける令和6年版犯罪白書のアクセス数は、令和8年3月10日現在で17万5,520件、同ページにおける研究部報告66のアクセス数は4,531件であり、今後もアクセス数の増加が見込まれる。また、例えば、「傷はそこにある交差する逆境・横断するケア」（大嶋栄子、2024、日本評論社）、「性非行に至った女子少年の関係性の変容：「ふつう」とジェンダーの視点から」（鈴木育美、2025、発達心理学研究36巻4号227-236）、「女性受刑者の就労に関連する要因の探究- 男性受刑者との比較を通じて -」（佐々木彩子、山岡あゆち、2025、犯罪心理学研究63巻1号15-30）、「更生保護施設における薬物依存者支援における退所後の地域連携について」（森田展彰、山口玲子、2025、精神療法51巻7号176-182）などの書籍・論文においても本研究が引用されている。

このように、有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の有効性は、高かったと認められる。

(3) 総合評価

したがって、総合評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評点の合計点は70点中70点であったことから、本研究は「大いに効果があった」と評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和8年8月7日～8月26日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見等の概要

別添「令和8年度法務省事前評価実施結果報告書（案）」に対する質問・意見及び回答のとおり

7. 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成 24 年 7 月 20 日犯罪対策閣僚会議決定）^{*1}

の) 第3 再犯防止のための重点施策

- 1－(3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援
- 3－(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

- 「再犯防止推進計画」（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）^{*2}

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

- 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
- (2) 具体的施策
 - ② 特性に応じた指導等の充実
 - ④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究

- 「第二次再犯防止推進計画」（令和 5 年 3 月 17 日閣議決定）^{*3}

第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

- 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
- (2) 具体的施策
 - ② 特性に応じた指導等の充実

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

○評価の過程で使用した公的統計

○評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

- 平成 4 年版犯罪白書「女子と犯罪」
- 平成 25 年版犯罪白書「女子の犯罪・非行」
- 研究部報告 48「女性と犯罪（動向）」

^{*1} 「再犯防止に向けた総合対策（平成 24 年 7 月 20 日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援

近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する。

また、過去の被虐待体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者に対し、社会生活への適応のための支援方策を検討する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

また、刑務所出所者等のうち、再犯をしなかった者について、更生することができた要因等

の調査研究を検討する。

*2 「再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）」

第 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

② 特性に応じた指導等の充実

v 女性の抱える問題に応じた指導等

法務省は、女性受刑者や女子少年等について、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いこと、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があることなどを踏まえ、矯正施設において、このような特性に配慮した指導・支援の実施及び実施状況に基づく指導内容等の見直し、指導者の確保・育成を行うとともに、厚生労働省の協力を得て、女性の抱える問題の解決に資する社会資源を把握し、矯正施設出所後に地域の保健医療・福祉関係機関等に相談できるようにするなど、関係機関等と連携した社会復帰支援等を行う。また、法務省は、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実に図る。

④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。

*3 「第二次再犯防止推進計画（令和 5 年 3 月 17 日閣議決定）」

第 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

② 特性に応じた指導等の充実

v 女性の抱える困難に応じた指導等

法務省は、女性受刑者等について、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があること、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、依存症・摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いことなどを踏まえ、矯正施設において、関係機関との連携を強化し、これらの困難に応じた指導・支援を効果的に実施するとともに、女性のライフスタイルの多様化への対応や自身の被害防止の観点からの教育の充実に図る。また、法務省は、女性受刑者等のうち、女性であることにより様々な困難な問題を抱える者については、矯正施設出所後速やかに地域の保健医療・福祉サービス等を利用することができるよう、厚生労働省の協力を得て、困難な問題を抱える女性への支援のための諸制度や社会資源も活用しつつ、矯正施設在所中から関係機関等と連携した切れ目のない社会復帰支援等を行う。

さらに、法務省は、矯正施設出所後の自立した社会生活を視野に入れ、矯正施設において、女性受刑者等の就労意欲を喚起するとともに、女性の労働状況や特性を踏まえた矯正処遇等を実施するほか、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実に図る。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていなくても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【女性と犯罪に関する研究】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	第二次再犯防止推進計画では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組の一つとして、女性の抱える困難に応じた指導等が求められている。本研究は、女性の抱える困難に着目し、現在の女性犯罪者の実態を把握するために調査を実施したものであり、更に効果的な処遇・支援の方策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	女性の抱える困難に応じた指導等の充実及び再犯防止を一層図るためには、女性特有の問題に着目した大規模な調査並びに刑事司法手続の各段階における指導及び支援の状況に関する広範囲な調査が必要である。本研究では、統計調査、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査並びに刑事施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等における処遇・支援の状況の実地調査を行った。このような調査は、法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	研究評価検討委員会の事前評価では、「実態調査の具体的な調査対象の設定等については今後更に検討を要する」との意見があり、特に、女子少年や民間の支援団体についても調査対象に含めるべきではないかとの指摘を受けたことから、特別調査では、受刑者のみならず女子少年院在院者も調査対象に含め、男女の受刑者の比較のほか、女子少年についても分析し、成人女性及び女子少年が抱える問題を把握した。また、実地調査について、刑事施設、保護観察所に加え、民間支援団体、地域生活定着支援センターを対象としたことで、女性に対する処遇・支援の実情を幅広く把握することができたことから、調査対象の設定は非常に適切なものであった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	特別研究の調査に際しては、調査実施機関である刑事施設及び女子少年院と連携を図り、実施に際しては、質問紙に、調査への協力が任意であり、協力の承諾の有無や回答内容によって不利益を被ることはないことを明示した上で、無記名で実施するなど、適切な実施体制を構築した。また、分析方法等が適切なものになるよう、千葉大学後藤弘子理事、琉球大学大学院法務研究科矢野恵美教授からアドバイスを受けた。 成果物である犯罪白書等においては、調査結果についての考察と共に、女性の抱える困難に応じた処遇・支援の在り方についての提言も行うことで、処遇・支援の在り方の検討に資する資料となるようにしており、非常に適切な実施体制・手法であった。

	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しなかったことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の研究成果は、研究部報告66「女性犯罪者に関する総合的研究」及び令和6年版犯罪白書「女性犯罪者の実態と処遇」として公刊され、法務省ホームページ上で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても研究者等にとっても分かりやすいものとなっている。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、「再犯防止推進計画（第一次）」及び「第二次再犯防止推進計画」に沿って、女性犯罪者の抱える困難に着目し、その実態を明らかにしたものである。本研究は、法務省における女性犯罪者に関する施策の立案・事務運用の改善等の検討のほか、拘禁刑が導入された矯正の現場における受刑者の特性に応じた矯正処遇の検討や、大学等の研究機関における女性犯罪の研究等において、それぞれに必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。法務省ホームページにおける令和6年版犯罪白書のアクセス数は、令和8年3月10日現在で17万5,520件、同ページにおける研究部報告66のアクセス数は4,531件であり、今後もアクセス数の増加が見込まれる。また、例えば、「傷はそこにある 交差する逆境・横断するケア」（大嶋栄子、2024、日本評論社）、「性非行に至った女子少年の関係性の変容：「ふつう」とジェンダーの視点から」（鈴木育美、2025、発達心理学研究36巻4号227-236）、「女性受刑者の就労に関連する要因の探究-男性受刑者との比較を通じて-」（佐々木彩子、山岡あゆち、2025、犯罪心理学研究63巻1号15-30）、「更生保護施設における薬物依存者支援における退所後の地域連携について」（森田展彰、山口玲子、2025、精神療法51巻7号176-182）などの書籍・論文においても本研究が引用されている。

評点合計： 70点

令和 8 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 8 年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（宇都宮法務総合庁舎整備事業）			政策体系上の位置付け
				法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (Ⅶ－15－(2))
事 業 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。			
評 価 方 式	事業評価方式			
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	1 事業の基本情報の変化 事業は総額約 73 億円で平成 23 年度から令和 2 年度にかけて実施し、令和 2 年度に完成した。 2 事業の効果の発現状況 ・ 業務を行うために必要な基本機能の評点が 100 点以上（133 点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・ 人権、環境保全性、防災性、保安性及び耐用・保全性について特に充実した取組（各評価 A）がなされていることから、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 3 総合的評価 以上、1 及び 2 より、面積・耐震強度の不足及び多額の借料の解消をするとともに、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を図ることができたことから、事業の目的を果たしていると判断できる。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	

令和 8 年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

法務省

施 策 名	施設の整備（宇都宮法務総合庁舎整備事業）						
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－15－（2））						
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。						
施策の予算額・ 執 行 額 等	区分		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	予 算 の 状 況 （千円）	当初予算 (a)	40, 245	105, 236	536	0	1, 003, 212
		補正予算 (b)	0	0	0	0	0
		繰越し等 (c)	0	0	0	0	0
		合計 (a+b+c)	40, 245	105, 236	536	0	1, 003, 212
	執行額（千円）		40, 245	105, 067	535	0	989, 335
	区分		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	02 年度
	予 算 の 状 況 （千円）	当初予算 (a)	2, 067, 924	3, 131, 608	105, 460	932, 602	59, 568
		補正予算 (b)	0	0	0	0	0
		繰越し等 (c)	0	1, 605, 338	152, 919	0	827, 995
		合計 (a+b+c)	2, 067, 924	4, 736, 946	258, 379	932, 602	887, 563
	執行額（千円）		462, 587	4, 552, 714	258, 379	0	887, 562
	政策評価実施時期	令和 8 年 8 月			担当部局名	大臣官房施設課	
	評 価 方 式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

既存庁舎は、十分な行政機能を果たすためには面積及び耐震強度が不足しており、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。加えて、民間ビルに入居している東京出入国在留管理局宇都宮出張所は、多額の借料が発生している。

（2）目的・目標

必要な法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。

（3）具体的内容

事業場所：栃木県宇都宮市小幡二丁目 1 番 11 号

事業時期：平成 23 年度から（令和 2 年度から供用開始）

延べ面積：15,488 m²

入居庁：宇都宮地方検察庁、宇都宮地方法務局、宇都宮保護観察所、東京出入国在留管理局宇都宮出張所

3. 事前評価の概要

平成 22 年 8 月、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、次のとおり評価を行った。

（1）必要性

事業計画の必要性に関する評点が 100 点以上であること。

事業計画の必要性：109 点

- ・ 既存庁舎は面積が不十分な上、建物の耐震強度が不足している。

(2) 効率性

事業計画の合理性に関する評点が 100 点であること。

事業計画の合理性：100 点

- ・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的である。

※「他の案」とは、既存庁舎に不足している面積分を増築し、既存庁舎を耐震改修して維持修繕しながら使い続けることを想定したもの

(3) 有効性

基本機能（B 1）及び付加機能（B 2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

事業計画の効果（B 1）：133 点

- ・ 現予定地での新営整備は、必要な駐車場も確保でき好立地条件である。

事業計画の効果（B 2）：A 評価 2、B 評価 2、C 評価 3

- ・ 人権（被疑者等に対して外部からの視線が届かないようにするなどの対策、被疑者及び犯罪被害者等と一般来庁者との分離）及び環境保全性（照明制御設備、屋上緑化、太陽光発電）に対して特に充実した取組が計画されている。

(4) 総合的評価

以上、（1）、（2）及び（3）から、新規採択事業としての要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から 5 年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B 1」という。）と、「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B 2」という。）の 2 つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B 1 については、「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」（別紙 1）の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100 倍した数値を事業計画の効果（B 1）とし、評点が 100 点以上あることを確認する。

また、B 2 については、「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別紙 2 及び 3）により各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の基本情報（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約 73 億円で平成 23 年度から令和 2 年度にかけて実施し、令和 2 年度に完成した。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」（別紙 1）、「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別紙 2 及び 3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・ B 1：133 点（別紙 1 参照）
- ・ B 2：人権、環境保全性、防災性、保安性及び耐用・保全性（以上評価 A）（別紙 2 及び 3 参照）。

(3) 総合的評価

以上（1）（2）より、面積・耐震強度の不足及び多額の借料の解消をするとともに、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を図ることができたことから、事業の目的を果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和8年8月7日～8月26日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

別添「令和8年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」
のとおり

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

5 事業計画の効果（B1）

事業計画の効果（B1）に関する評価指標（宇都宮法務総合庁舎）

分 類	項 目		係 数					評 点	
			1.1	1	0.9	0.8	0.7		0.5
位 置	用地取得の見込		取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規 模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
構 造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
						評点（各係数の積×100倍）			133

別紙 2

6 事業計画の効果（B 2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【宇都宮法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	事例など	評価	
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携		A: 3つ以上該当	B
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		B: 2つ以上該当	
		・跡地の有効活用		C: 1つ以下	
		・地域性のある材料の採用	1階EVホール内壁に大谷石使用		
		・地域住民との連携			
		・オープンスペースの設置			
	人権	・景観性	周辺都市環境への配慮(隣接する敷地の外構空間や緑道の植栽との調和)		A
		・地域住民の人権に配慮した建物計画	西面は開口部を限定し、隣接する集合住宅等に配慮	A: 2つ以上該当	
		・被疑者、被収容者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(護送用車両の地下駐車)	B: 1つ該当	
環境保全性	環境保全性	・来庁者の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(外来者の多い法務局及び入国管理局を低層階、プライバシー配慮が必要な保護観察所を中層階、プライバシー要求度の高い検察庁の諸室を高層階に計画するとともに、動線が交差しないよう計画)	C: 該当なし	A
		・特別な省エネ機器の導入	照明制御(人感センサー、明るさセンサー)	A: 4つ以上該当	
		・緑化のための特別な対策	屋上緑化(低層棟屋上)	B: 2つ以上該当	
		・自然エネルギー利用のための特別な対策	太陽光発電	C: 1つ以下	
		・水資源の有効活用のための特別な対策	雨水利用設備		
		・断熱性向上のための特別な対策	高性能ガラス(Low-Eガラス、ペアガラス)		
		・木材利用促進	木造化(駐輪場)、内装の木質化		
機能性	ユニバーサルデザイン	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。		A評価	C
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。		B評価	
		・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。	バリアフリートイレ、車椅子使用者用駐車施設、点字ブロック、階段	C評価	
	防災性	・火災への特別な対策		A: 2つ以上該当	A
		・浸水への特別な対策	電気室をGL以上に設置	B: 1つ該当	
		・強風への特別な対策		C: 該当なし	
		・落雷への特別な対策	高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))		
		・構造体に係る業務継続のための特別な対策			
		・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策			
		・災害時の対策			
	保安性	・保管室の防火性能の確保	防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切		A
		・保安性の確保	護送用車両専用車庫(シャッター付)	A: 2つ以上該当	
		・被疑者、被収容者等者の監視を容易にする工夫	監視カメラ	B: 1つ該当	
経済性	耐用・保全性	・保管室の防犯性能の確保	生体認証装置	C: 該当なし	A
		・将来の模様替えに配慮した階高の確保		A: 2つ以上該当	
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保		B: 1つ該当	
		・可動間仕切の活用	可動間仕切	C: 該当なし	
		・清掃を容易にするための取組	外壁タイル: 防汚仕様		
		・メンテナンスを容易にする工夫	OAフロア		
		・増築可能な建物配置			

令和 8 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 8 年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（駿府学園整備事業）			政策体系上の位置付け
				法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (Ⅶ－15－(2))
事 業 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。			
評 価 方 式	事業評価方式			
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	1 事業の基本情報の変化 事業は総額約 44 億円で平成 26 年度から令和 2 年度にかけて実施し、令和 2 年度に完成した。 2 事業の効果の発現状況 ・ 業務を行うために必要な基本機能の評点が 100 点以上（121 点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・ 地域性、人権、環境保全性、防災性及び保安性について特に充実した取組（各評価 A）がなされていることから、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 3 総合的評価 以上、1 及び 2 より、既存施設の老朽の解消を図ると同時に、敷地内の斜面の補強工事と庁舎配置の見直しを行い、災害に強い施設を整備することができた。また、少年矯正を考える有識者会議提言を踏まえた必要諸室の整備や機能改善により、適正な処遇を實踐できる施設とすることができたことから、事業の目的を果たしていると判断できる。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	

令和 8 年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

法務省

施 策 名	施設の整備（駿府学園整備事業）						
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－15－（2））						
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。						
施策の予算額・ 執 行 額 等	区分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
	予算の 状 況 （千円）	当初予算(a)	0	19,440	39,636	1,550,042	
		補正予算(b)	0	738,720	0	921,570	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	0	758,160	39,636	2,471,612	
	執行額（千円）		0	758,160	39,636	1,550,006	
	区分		30 年度	31 年度	02 年度		
	予算の 状 況 （千円）	当初予算(a)	2,301	862,231	242,274		
		補正予算(b)	0	0	0		
		繰越し等(c)	921,570	580,265	792,963		
		合計(a+b+c)	923,871	1,442,496	1,035,237		
	執行額（千円）		343,606	649,533	1,035,236		
	政策評価実施時期	令和8年8月			担当部局名	大臣官房施設課	
	評 価 方 式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

駿府学園は、昭和 42 年に建築された建物であり、経年による老朽化が著しく進んでおり、平成 21 年に発生した駿河湾沖地震により建物上部及び基礎の沈下等の被害を受けている。

また、敷地内の斜面で崩壊や割れ、陥没が発生し、その後行った斜面危険度判定調査においては、崩壊の危険があり緊急度も高いと判定されたことから、一部建物を封鎖するなど業務に支障が生じており、斜面の早急な補強工事と同時に危険性を考慮した庁舎配置の見直しが必要である。

（2）目的・目標

既存施設の老朽の解消を図ると同時に、敷地内の斜面の補強工事と庁舎配置の見直しを行い、災害に強い施設を整備する。また、少年矯正を考える有識者会議提言を踏まえた必要諸室の整備や機能改善により、適正な処遇を実践できる施設とする。

（3）具体的内容

事業場所：静岡県静岡市葵区内牧 118 番

事業時期：平成 26 年度から（令和 2 年度から供用開始）

延べ面積：7,559 m²

入居庁：駿府学園

3. 事前評価の概要

平成 25 年 8 月、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業計画の必要性に関する評点が 100 点以上であること。

事業計画の必要性：124 点

- ・ 既存庁舎は現存率が低く耐震強度が不足している。
- ・ 敷地内の斜面で崩壊の危険性があり、一部建物を封鎖するなど業務に支障が生じている。

(2) 効率性

事業計画の合理性に関する評点が 100 点であること。

事業計画の合理性：100 点

- ・ 敷地内の斜面に崩壊の危険性があるため、早急な補強工事と庁舎配置の見直しが必要であり、他の案では、事業案と同等の性能を確保できない。

※「他の案」とは、現在地での耐震改修、模様替えを想定したもの

(3) 有効性

基本機能（B 1）及び付加機能（B 2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

事業計画の効果（B 1）：121 点

- ・ 現予定地での新営整備は、周辺に道路が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

事業計画の効果（B 2）：A 評価 4、B 評価 0、C 評価 3

- ・ 人権（地域住民の人権に配慮した建物計画、被収容者の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画）、環境保全性（省エネ機器・システムの導入、自然エネルギーの活用、グリーン購入法の全面的な対応）、防災性（非常用飲料水の確保、停電対策、保管室の防火性能の確保）及び保安性（保安性の確保、被収容者の監視を容易にする工夫）に対して特に充実した取組が計画されている。
- ・ 地域性、ユニバーサルデザイン及び耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている

(4) 総合的評価

以上、（1）、（2）及び（3）から、新規採択事業としての要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から 5 年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B 1」という。）と、「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B 2」という。）の 2 つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B 1 については、「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」（別紙 1）の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100 倍した数値を事業計画の効果（B 1）とし、評点が 100 点以上あることを確認する。

また、B 2 については、「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別紙 2 及び 3）により各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の基本情報（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約 44 億円で平成 26 年度から令和 2 年度にかけて実施し、令和 2 年度に完成した。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」（別紙 1）、「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別紙 2 及び 3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・ B 1 : 121 点
- ・ B 2 : 地域性、人権、環境保全性、防災性及び保安性（以上評価 A）（別紙 2 及び 3 参照）。

(3) 総合的評価

以上（1）（2）より、既存施設の老朽の解消を図ると同時に、敷地内の斜面の補強工事と庁舎配置の見直しを行い、災害に強い施設を整備することができた。また、少年矯正を考える有識者会議提言を踏まえた必要諸室の整備や機能改善により、適正な処遇を実践できる施設とすることができたことから、事業の目的を果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和 8 年 8 月 7 日～8 月 2 6 日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

別添「令和 8 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」のとおり

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

5 事業計画の効果（B1）

事業計画の効果（B1）に関する評価指標（駿府学園）

分 類	項 目		係 数					評 点	
			1.1	1	0.9	0.8	0.7		0.5
位 置	用地取得の見込		取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある	1.0
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規 模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構 造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
						評点（各係数の積×100倍）			121

別紙 2

6 事業計画の効果（B 2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(駿府学園)

分類	評価項目	取組内容	事例など	評価	
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携		A: 3つ以上該当	A
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		B: 2つ以上該当	
		・跡地の有効活用		C: 1つ以下	
		・地域性のある材料の採用			
		・地域住民との連携	地域住民への避難場所提供		
		・オープンスペースの設置	遊歩道の整備		
		・景観性	周辺都市環境への配慮		
	人権	・地域住民の人権に配慮した建物計画	内部からの視線制御	A: 2つ以上該当	A
		・被疑者、被収容者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(護送用車両専用車庫)	B: 1つ該当	
		・来庁者の人権に配慮した建物計画		C: 該当なし	
環境保全性	環境保全性	・特別な省エネ機器の導入	照明制御(人感センサー、明るさセンサー)	A: 4つ以上該当	A
		・緑化のための特別な対策		B: 2つ以上該当	
		・自然エネルギー利用のための特別な対策	太陽光発電	C: 1つ以下	
		・水資源の有効活用のための特別な対策	井水利用		
		・断熱性向上のための特別な対策	高性能ガラス(ペアガラス)		
		・木材利用促進	木造化		
機能性	ユニバーサルデザイン	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。	※建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。	A評価	C
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。		B評価	
		・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。		C評価	
	防災性	・火災への特別な対策		A: 2つ以上該当	A
		・浸水への特別な対策	電気室をGL以上に設置	B: 1つ該当	
		・強風への特別な対策		C: 該当なし	
		・落雷への特別な対策	高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))		
		・構造体に係る業務継続のための特別な対策			
		・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策			
		・災害時の対策	防災倉庫		
	保安性	・保管室の防火性能の確保			A
		・保安性の確保	護送用車両専用車庫(シャッター付)、生体認証装置	A: 2つ以上該当	
		・被疑者、被収容者等の監視を容易にする工夫	監視カメラ	B: 1つ該当	
経済性	耐用・保全性	・保管室の防犯性能の確保	鉄格子	C: 該当なし	B
		・将来の模様替えに配慮した階高の確保		A: 2つ以上該当	
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保		B: 1つ該当	
		・可動間仕切の活用		C: 該当なし	
		・清掃を容易にするための取組			
		・メンテナンスを容易にする工夫	OAフロア		
		・増築可能な建物配置			

(参考 1)

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定
法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

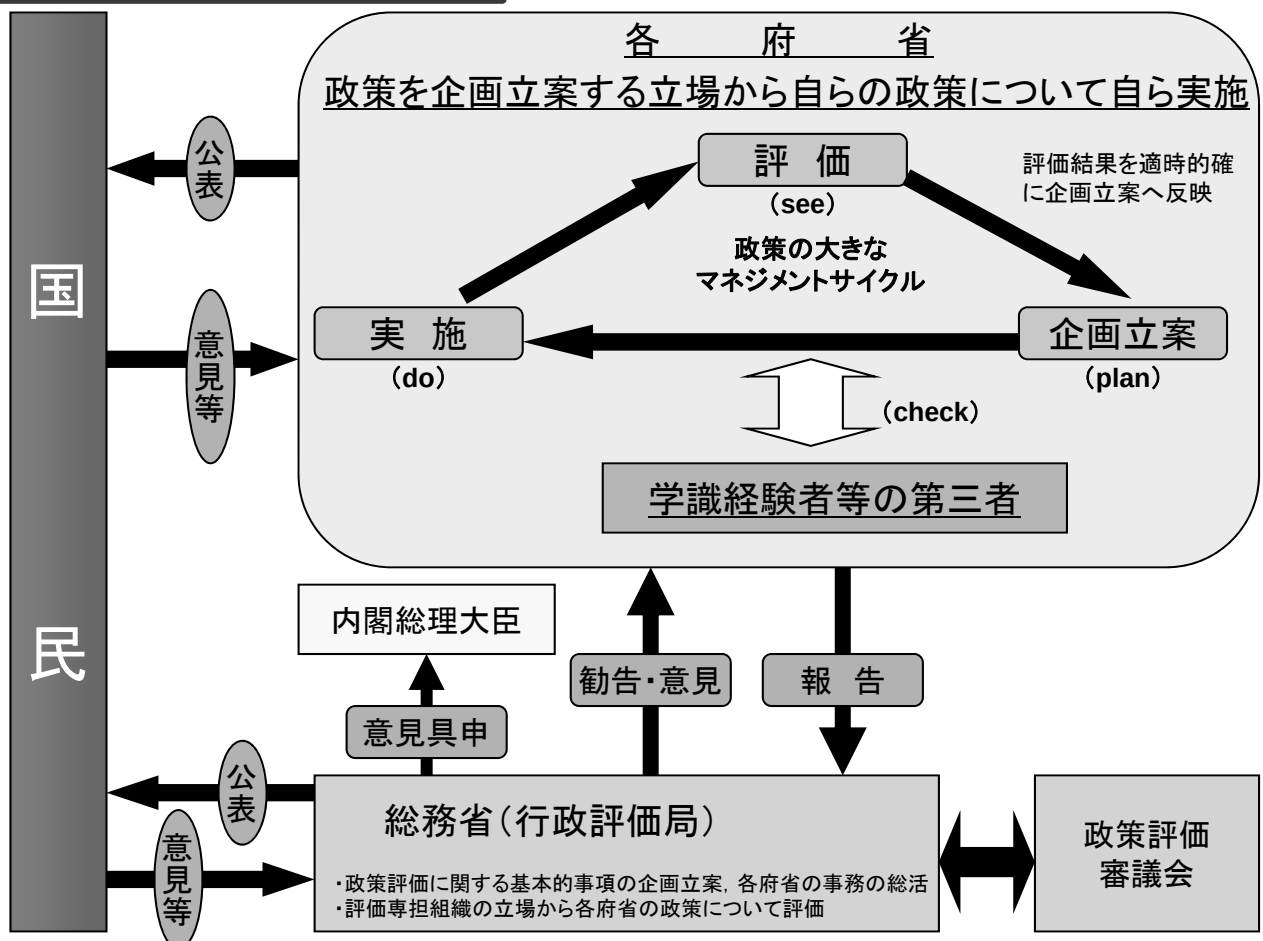
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

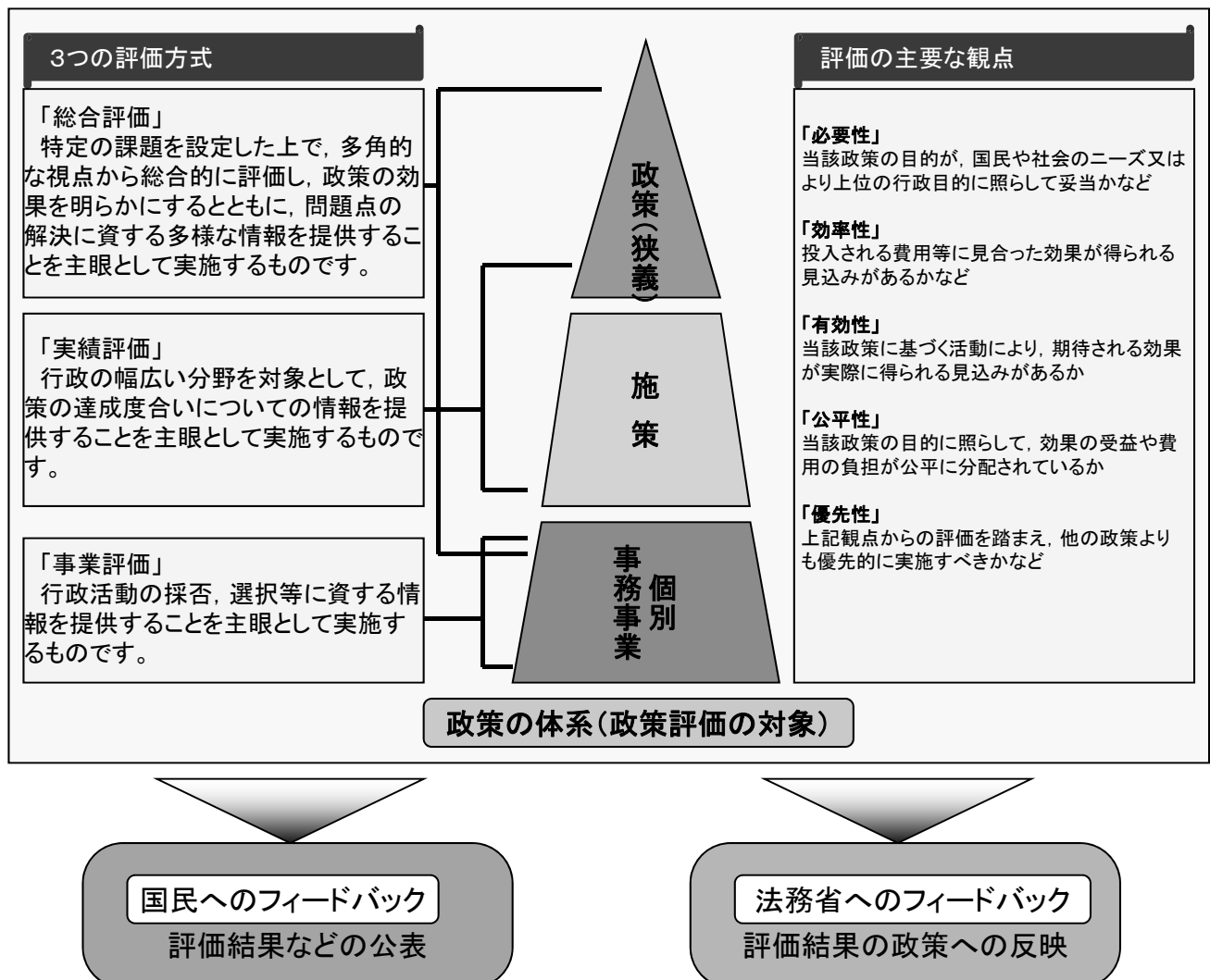
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

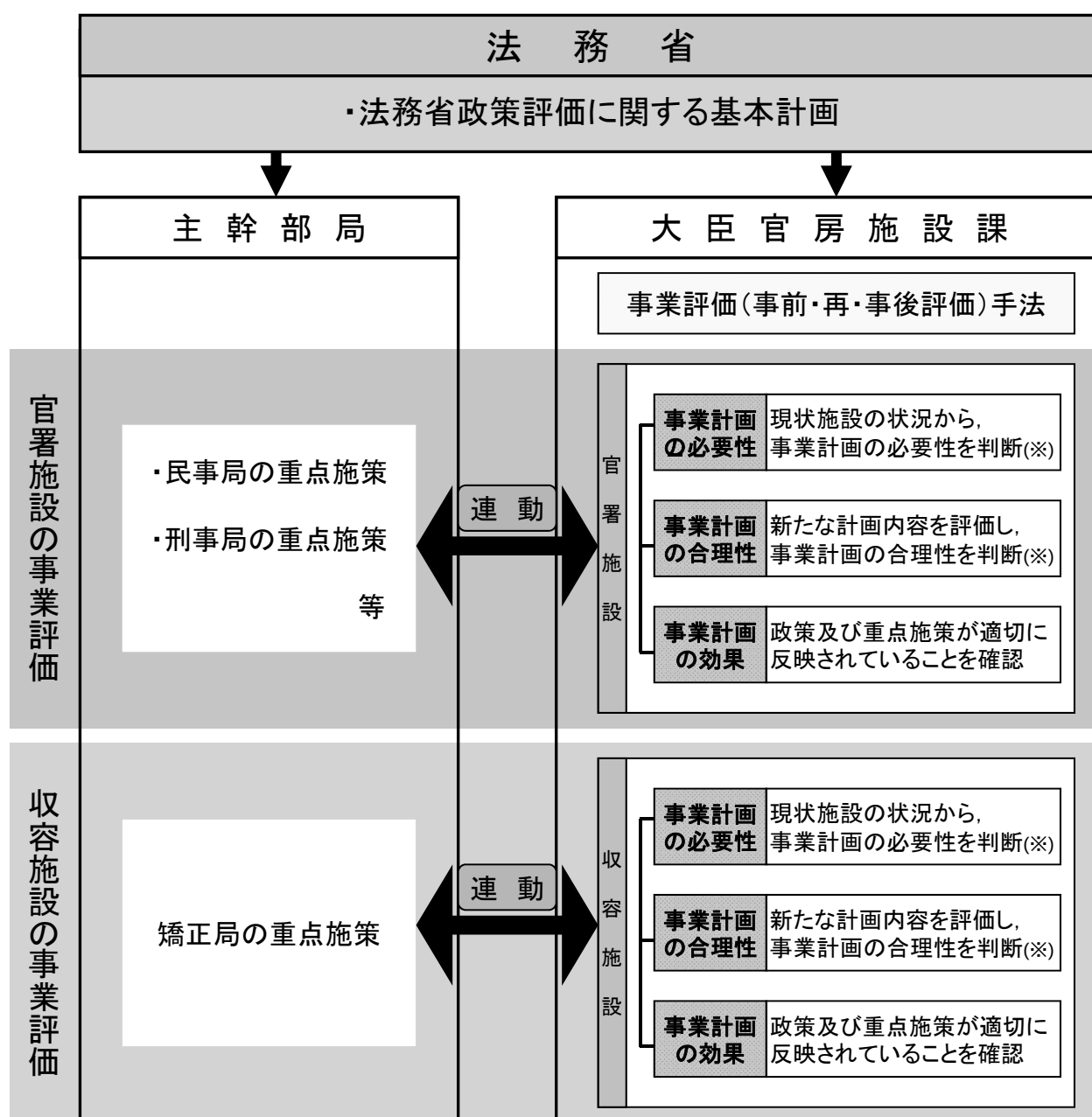
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。



(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

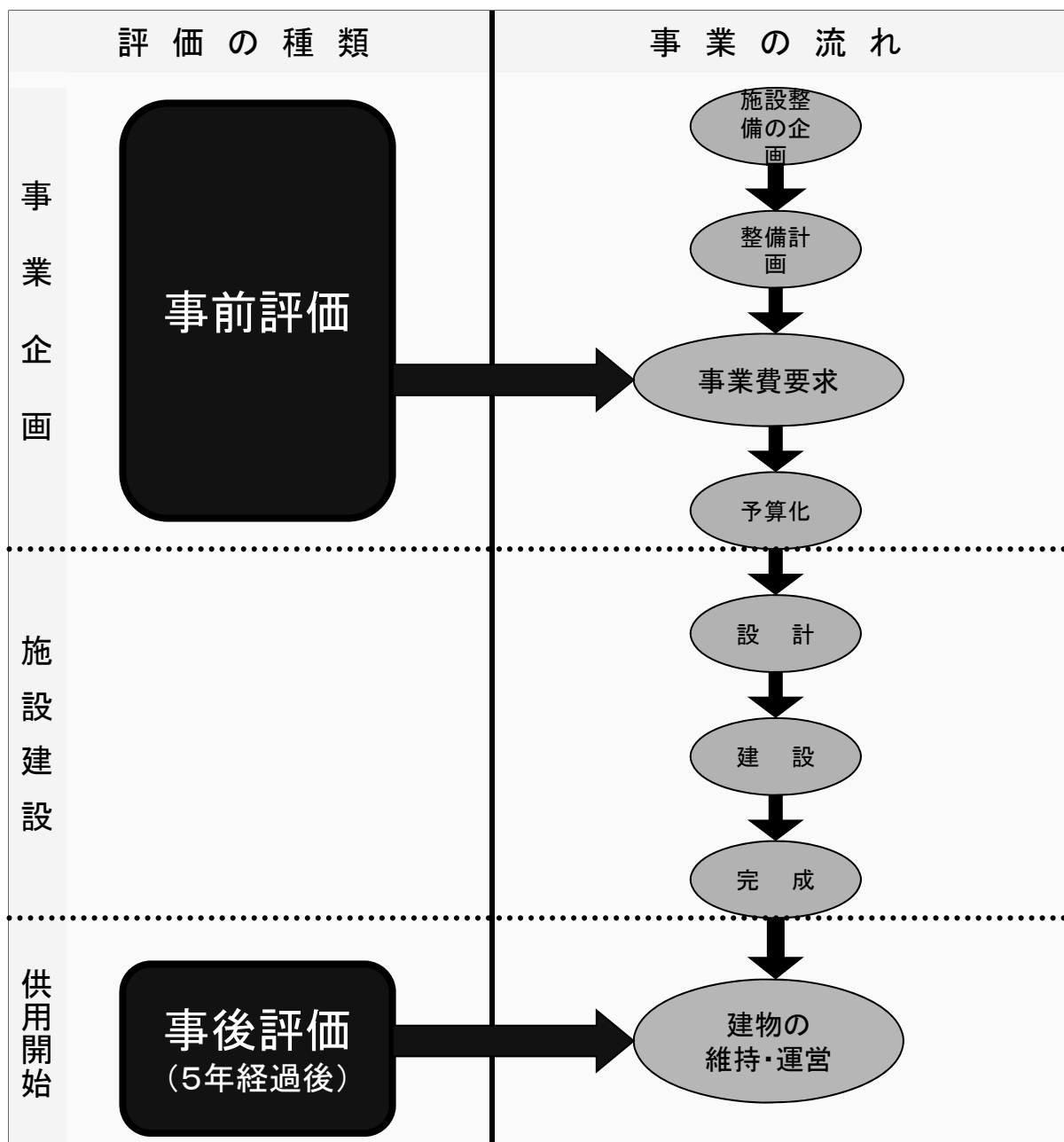
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。

事前評価	・事業費要求時(調査費と同年度に設計費を要求する事案については翌年度)に実施します。
再評価	・事業の進捗状況又は社会経済情勢の変化を考慮し、実施します。
事後評価	・施設供用開始から5年経過後実施します。

施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

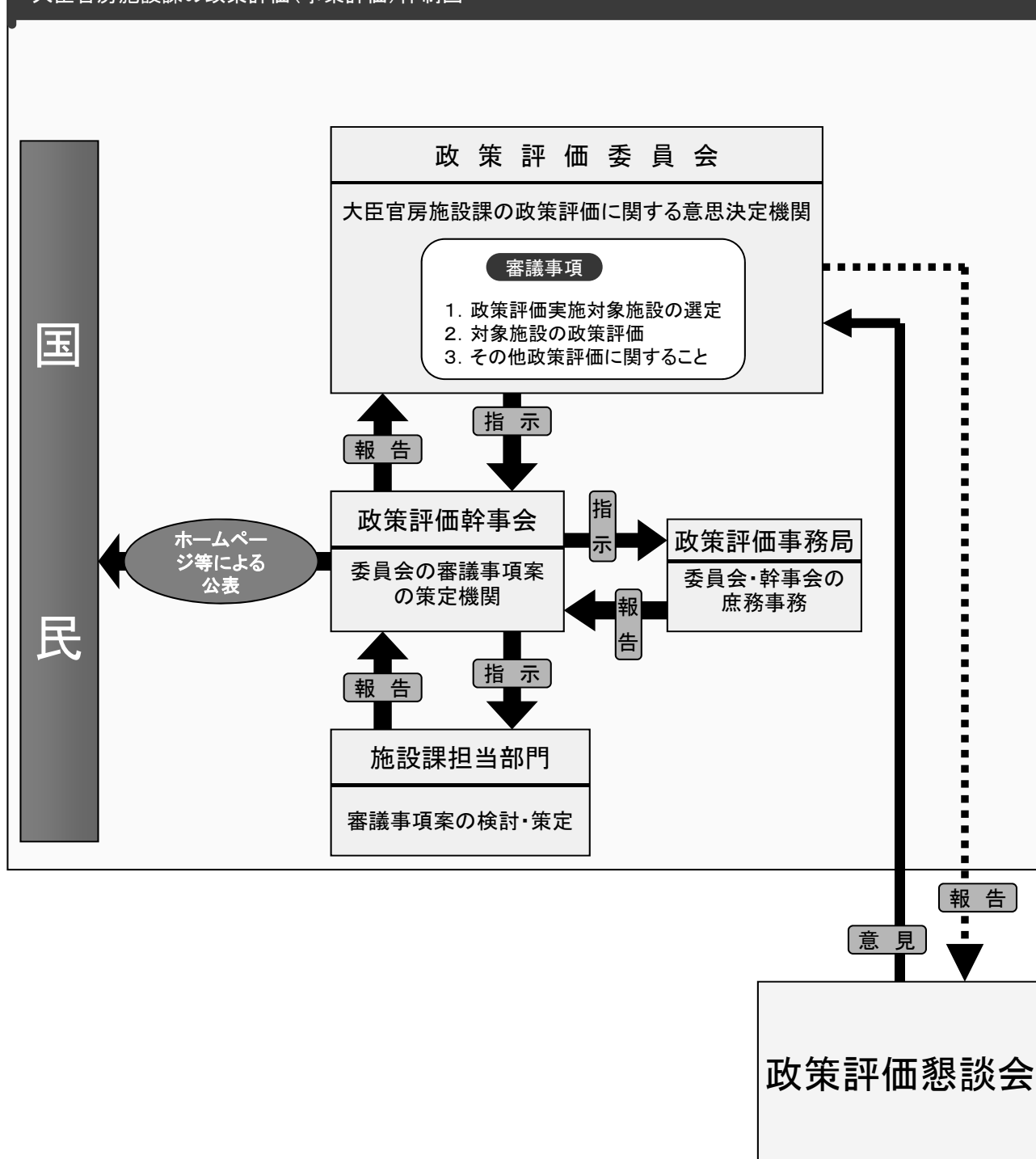


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します（同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。）。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル（100点）以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積（㎡）／新営施設の延床面積（㎡）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	80%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不適	必要施設の不適	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)」に関する評価指標の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)」に関する評価指標により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100－8977 東京都千代田区霞が関1－1－1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>

(参考 2)

令和 8 年度法務省事後評価実
施結果報告書（案）に対する
質問・意見及び回答

令和8年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	朝日委員	全般	「女性と犯罪に関する研究」の研究成果が、実際にどのような政策立案・改善に活用されたかを追跡する仕組みはあるのでしょうか。この成果活用の評価基準(事後評価項目7)の実績を測定する具体的なデータ・エビデンスは何を想定されていますでしょうか。	研究部報告については、発刊後、ホームページ上に公開することはもちろん、関係各部書へ配布しているところ、その際、各種の会議体の報告書その他において引用等したときなどは連絡するよう依頼をしています。具体的なデータとしては、そのような引用等の実績があり得るところですが、上記のような依頼はもちろん、そもそも、テーマの選定時点から、省内関係部局のニーズを踏まえた時機に即した研究が行えるよう、省内の関係部局が参加する会議における協議を経てテーマを決定していることもあって、各種政策の立案における基礎的資料として活用されているものと考えています。
2	宇都宮法務総合庁舎整備事業	朝日委員	全般	本件だけではないのですが、施設整備事業(事業評価方式)において、事前評価時の事業費やLCCの試算と、事後評価時における費用・工期・不調・利用状況等との乖離分析を行う仕組みはありますでしょうか。	施設整備事業(事業評価方式)において、事前評価時の事業費やLCCの試算について事後評価時における乖離を分析する仕組みはありません。 なお、整備費用・工期・入札不調の有無・維持管理費といった実績は把握可能であり、乖離の要因分析については、社会情勢の変化・物価変動・資材流通といった複合的要因によること、事業結果に乖離が生じた場合はその原因を分析し、次の整備事業を計画する際に反映することとしています。
3	法教育の推進	朝日委員	全般	課題認識に基づき「法教育教材の提供」「法教育セミナーの実施」が主要な活動として位置づけられており、教材が利用されないという評価がありました。当課題のニーズ評価的なご認識との対応を教えてください。ただ、教材に関する事前のニーズ評価の課題なのか、当初のニーズ評価以外の事象が要因なのか、についての認識はいかがでしょう。	法教育教材が利用されない要因としては、教材作成時のニーズ評価が不十分であったことのほか、周知・広報が不十分であったこと等も考えられるところであり、今後の実践状況調査の結果等も踏まえ、法教育教材の作成・提供のあり方について検討して参ります。
4	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	朝日委員	全般	「民間協力者の確保・支援」として保護司等の確保が重点活動の一つとされていますが、保護司が「全国として不足している」という把握に対し、地域別の需給ギャップの実態は分析されているのでしょうか。	委員御指摘のとおり、全国における保護司数は定員に満たないところですが、一方で、地域活動や処遇活動に必要な保護司の数や、保護司の多様性の確保の状況については、地域によって実情が異なることから、保護観察所においては、各地区保護司会と協議を行うなどして、その意向等を踏まえた適任者確保の取組を実施しております。
5	法曹養成制度の充実	朝日委員	全般	「法曹養成制度の充実」では、法曹の志望者減に対する施策を「法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信の強化」とあり、志望者減の原因を情報の不足と判断しているかと思われます。他方、志望者の減少を弁護士キャリアの見通しや需要飽和などの需要側の要因も考えられるかと思いますが、そのような分析の実施あるいは想定はあるのでしょうか。	当省においては、法曹志望者数や法曹の質に関する調査を定期的に実施しているところ、御指摘の点についてもこれらの調査の中で実施していくことを検討して参ります。
6	法教育の推進	小川委員	49頁今後の方向性	出前授業の実施回数は、年々増えており、今後も増加することが見込まれる。ニーズがあってもマンパワー不足であり、どう対応するかは課題である。後述の法曹養成制度とも重なるが、2つの行政目的を同時に達成するため、法曹三者が協力し、出前授業の実施を増やしていくことも重要である。有償無償などの違いがあり、難しい面はあるが、そこを乗り越えて、法曹三者と法務省が協力して法教育を推進していくべき。	御指摘のとおりであり、引き続き、法曹三者と連携を図って参ります。
7	法曹養成制度の充実	小川委員	72頁今後の方向性	サイトを通じた情報発信と出前授業等を通じたリアル体験により、法曹志望者を増やしていくのが現実的であるが、法務省単独での努力は限界がある。法曹志望者増加は、法曹三者すべてが望んでいることであり、協議会で意見交換するだけでなく、三者＋法務省が協力して、法曹の魅力などの情報発信とリアルイベントを共催するなど将来的に検討してほしい。弁護士会のイベントで法務省のパンフレットを配ったりなど、一部は共同した取り組みができていますので、協力を全国に広めてほしい。特に、裁判所は役所なので、法務省が間に入らないと、なかなか新しいことには踏み込めない役所なので、法務省には期待しています。	重要な取組と認識しており、関係機関と連携して参ります。
11	法教育の推進	吉開委員	P45 4. 法教育に関する情報発信等－法教育に関する情報発信等の取組状況	第79回有識者会議でも発言したことです。対象となる若い世代において、法務省の法教育ホームページやマスコットキャラクターに対する認知度が低い状況のままであるのはもったいないと思います。若い世代に認知度を上げるため、既存の動画等のコンテンツを活用した新たなSNSの利用など、引き続き改善の工夫をお願いします。	Instagramなど新たなSNSを活用するなど、情報発信について工夫して参ります。
12	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	吉開委員	P85－86 (2)各評価項目の判定	令和7年6月から拘禁刑が施行されたことに伴い、今後の矯正処遇の現場ではこれまで以上に各犯罪者の特性に応じた処遇が求められることになると考えています。今回の調査では「女性犯罪者」に焦点を当て、その困難に応じた処遇・支援の在り方についての提言も行っており、結果報告書にも記載されているとおり、今後の犯罪者処遇に資する有益な研究であったと考えます。	いただいた御意見を踏まえ、今後の研究を行って参ります。
13	法教育の推進	横田委員	P46 Youtubeチャンネルによるコンテンツ	法務省発信であるコンテンツであることを概要欄でもう少し強調をしてみてもいいでしょうか。①リンク先を見ても、MOJチャンネルであること＝法務省と一般の方は認識が難しい。発信元の明示が重要だと考える。	御指摘のとおり、Youtubeの概要欄を修正いたしました。(大臣官房秘書課広報室) 御指摘を踏まえ、検討して参ります。(司司法法制部)
14	法教育の推進	横田委員	P40 法教育授業実施状況と教材利用状況	小学校における法教育授業実施は一定数行われている一方、提供している法教材の活用は4.1%に留まる。利用しなかった理由を明確にするとともに、妥当な目標設定を行う必要がある。	御指摘を踏まえ、今後の実践状況調査において、教材不活用の理由を分析するほか、政策評価における目標設定についても更に検討して参ります。
15	法教育の推進	石谷委員	全体の状況・今後の方向性(P49)	フォロー数だけ見ていても仕方がなく、閲覧者の意図や行動の変容を分析するという内容がしっかり入った点、いいと思います	御意見ありがとうございます。

(参考 3)

モニタリングのために 作成した資料

132

施策群 3・4			有為な法曹人材の確保に向けた取組／活動領域の拡大に向けた環境整備							
活動目標（アウトプット）			法曹という職業の魅力や活動領域に関する国民の理解の深まり							
			法曹の活動領域の拡大							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	定性	法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信の内容		法曹のキャリアパスや活動領域に関して、ホームページや会議体等で発信した情報の内容					評価書のとおり	
3	定性	法曹人口の在り方に関するデータの集積及び分析結果		法曹人口の在り方に関して、集積及び分析したデータ					評価書のとおり	
4	定量	法曹養成制度改革連絡協議会の実施状況		法曹養成制度改革連絡協議会の開催件数及び参加機関数		開催件数	3回	2回	2回	2回
						参加機関数	11機関	13機関	11機関	10機関
成果目標①（アウトカム）			法曹志望者の増加							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定量	法科大学院志願者数等		法科大学院志願者数及び入学者数		志願者数	10,564人	12,174人	13,513人	15,271人
						入学者数	1,968人	1,971人	2,076人	2,058人
7	定量	法学部生の法曹志望に関するアンケート調査結果		法学部生の法曹志望に関するアンケート調査結果の内容		法曹等を志望する学生の割合：14％ 選択肢の1つとして考えている学生の割合：約20％	法曹等を志望する学生の割合：16％ 選択肢の1つとして考えている学生の割合：約19％	法曹等を志望する学生の割合：約17％ 選択肢の1つとして考えている学生の割合：約20％	法曹等を志望する学生の割合：約18％ 選択肢の1つとして考えている学生の割合：約20％	
成果目標②（アウトカム）			法曹の活動領域の更なる拡大							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定性	法曹養成制度改革連絡協議会の実施状況		法曹養成制度改革連絡協議会の議題、意見交換等の概要					評価書のとおり	
8	定量	各活動領域における法曹有資格者の推移等		各活動領域における法曹有資格者の推移及びその増減		企業内弁護士数 ：2,965人 任期付公務員数 ：246人	企業内弁護士数 ：3,184人 任期付公務員数 ：243人	企業内弁護士数 ：3,391人 任期付公務員数 ：264人	評価書のとおり	
政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み										
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み				（把握する方法がある場合、その内容を記載）						
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題				（関係する施策群）						
				（関係する施策群）						
				（関係する施策群）						
その他総合評価実施時に参考とする事項				法教育、法曹養成に係る予算額						

政策名			裁判外紛争解決手続の拡充・活性化						
目指すべき姿			裁判外紛争解決手続（ADR）の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。						
施策群 1			ODRの推進						
活動目標（アウトプット）			事業者がODRに参入しやすい環境（情報基盤、手続、認知度）を整備する						
			データ連携やA I、最先端技術を活用したODRの導入に係る課題等を調査し、整理する						
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	ODRの周知・広報の実施状況	ODRについて国民や相談機関等に周知・広報した件数や周知・広報先の数（及びその内容）	周知広報件数	15	24	22	13	
	周知広報先数			62,900	134,586	14,529	12,651		
	定性		内容	研修会等への参加、パンフレット配布、インターネット広告等	フォーラム開催、研修会等への参加、インターネット広告等	フォーラム開催、研修会等への参加、パンフレット配布、インターネット広告等	フォーラム開催、研修会等への参加、パンフレット配布、インターネット広告等		
2	定性	実証実験の実施状況、海外調査研究結果	ODRの環境整備をはじめとする実証実験や海外調査研究の現況や結果	海外調査研究を実施し、結果の公表等に向けて準備を進めた。	評価書のとおり				
成果目標①（アウトカム）			認知度が向上する						
			O D Rを実施、新規参入する認証事業者が増加する						
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定量	ODR実施、新規参入事業者数	ODRを実施・新規参入した事業者の数		16	10	22	12	
成果目標②（アウトカム）			最先端技術を活用したO D Rの社会実装に必要な条件等が明らかになる						
			最先端技術の活用、手続の整備等により、O D Rの利便性が向上する						
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6	定性	O D Rの社会実装に必要な条件	実証実験・調査研究の結果、明らかになった課題・条件		海外調査研究を実施し、結果の公表等に向けて準備を進めた。	評価書のとおり			
成果目標③（アウトカム）			O D Rにより解決される紛争が増加する						
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
7	定量	ODRの利用件数	ODRの利用件数（※） ※（ ）内には不応諾を除いた全既済件数を参考記載		110 (806) ※R4に集計したR3実績	244 (809) ※R5に集計したR4実績	692(1,293) ※R6に集計したR5実績	5,924(6,484) ※R7に集計したR6実績	
施策群 2			認証ADR制度の適正運用						
活動目標（アウトプット）			A D R 認証申請の迅速な処理						
			認証事業者に対する監督の実施						
			国民向け広報活動の実施						
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	認証申請の受理・処理件数	ADRの認証申請の受理及び処理の件数	受理件数	4	2	5	7	
				処理件数	6	2	2	9	
3	定量	認証申請の受理から処分までの処理期間	ADRの認証申請を受理してから行政処分を行うまでの平均処理期間		101日	73日	81日	94日	
4	定量	相談機関・国民向け広報活動の実施状況	相談機関や国民に向けた広報活動の実施件数や広報先の数	実施件数	15	24	22	13	
				広報先数	62,900	134,586	14,529	12,651	
成果目標①（アウトカム）			認証事業者の質が担保され、A D Rによる紛争解決に的確に対応する						
			情報基盤サイトへのアクセス数が増加する						
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
8	定量	情報基盤サイトへのアクセス数	情報基盤サイトトップページの年間ページビュー数				55,347	58,934	

成果目標②（アウトカム）			受理件数や申立てに対する応諾率が増加する					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
9	定量	認証事業者数	認証事業者数	168	170	167	175	
9	定量	認証紛争解決事業者が受理した件数	認証紛争解決事業者が受理した件数	897 ※R4に集計したR3実績	1,225 ※R5に集計したR4実績	2,938 ※R6に集計したR5実績	16,780 ※R7に集計したR6実績	
9	定量	認証紛争解決手続申請に対する応諾率（相手方が手続開始に同意した割合）	認証紛争解決手続申請に対する応諾率				64% ※R7に集計したR6実績	

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載) O D R 推進会議	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)	デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和8年7月21日閣議決定）
	(関係する施策群)	経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太の方針2026）（令和8年7月21日閣議決定）
	(関係する施策群)	地域未来戦略（令和8年7月21日閣議決定）
その他総合評価実施時に参考とする事項	ODRの推進,ADR認証制度運用に係る予算額	

政策名		国際仲裁の活性化に向けた基盤整備								
目指すべき姿		国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段としてグローバルスタンダードとなっている国際仲裁を活性化させることにより、法の支配を促進し、司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上させると共に、我が国の経済成長に貢献する。								
施策群 1		仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成								
活動目標（アウトプット）		国際仲裁に関わる人材の裾野拡大及び国際舞台で活躍できる仲裁人・仲裁代理人となり得る法務人材育成施策を実施する								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	若年層（学生・司法修習生）に対する講義等の実施		大学・法科大学院の学生に対する国際仲裁に関する講義及び司法修習生に対する選択型実務修習における国際仲裁修習プログラムの実施回数		15	12	12	9	
1	定量	実務家層を対象とする人材育成機関等と連携した研修等の実施		実務家層を対象とする人材育成機関等と連携した国際仲裁に関する研修等の実施回数及び受講者数		4	1	2	1	
						124	13	66	50	
成果目標（アウトカム）		国際仲裁に携わるために必要な基礎的素養を身に着けた人材及び国際仲裁に精通した人材が育成される								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	若年層（学生・司法修習生）に対する講義等の参加者		大学・法科大学院の生徒に対する国際仲裁に関する講義及び司法修習生に対する選択型実務修習における国際仲裁修習プログラムの参加者数		424	412	634	727	
3	定性	司法修習生に対する実務修習及び実務家層を対象とした研修等の受講者に対するアンケートの結果		選択型実務修習における国際仲裁修習プログラム及び人材育成機関と連携した国際仲裁に関する研修等の受講者に対して実施したアンケート結果		評価書のとおり				
施策群 2		国内外の企業・法律実務家等に対する周知啓発								
活動目標（アウトプット）		国内外の企業・法律実務家等に対し、効果的な周知啓発施策を実施する								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	国内外の企業・法律実務家等を対象とし、国内外の仲裁関係機関及び国際機関等と連携したイベントの実施		国内外の企業・法律実務家等を対象とし、国内外の仲裁関係機関及び国際機関等と連携した国際仲裁に関するイベントの実施回数及び参加者数（オンライン視聴者を含む。）		32	12	32	12	
						1505	694	2354	1856	
成果目標（アウトカム）		国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が進み、我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼が醸成される								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4	定性	イベントの参加者に対するアンケートの結果		イベント参加者に対して実施したアンケート結果		評価書のとおり				
4	定性	企業等に対するアンケートの結果		企業等に対して実施した国際仲裁に関するアンケート結果		評価書のとおり				

成果目標（長期アウトカム）		国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた国際法務人材が増加する						
		日本企業の海外進出時における法的紛争解決の選択肢を与えとともに海外からの対日投資の呼び込みのための基盤整備に貢献する						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5	定性	国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた法務人材	国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた法務人材の数					
5	定性	国際仲裁活性化推進事業を通じて明らかになった課題・成果	国際仲裁活性化推進事業を通じて明らかになった日本企業の海外進出や海外からの対日投資の呼び込みのための基盤整備における課題・成果	評価書のとおり				

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	
その他総合評価実施時に参考とする事項	国際仲裁活性化の整備に係る予算額	

政策名			検察権行使を支える事務の適正な運営							
目指すべき姿			検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。							
施策群 1			捜査・公判能力の向上							
活動目標（アウトプット）			社会情勢に応じて複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための知識や技能を習得する							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	デジタルフォレンジック研修の実施状況	デジタルフォレンジック研修を実施した回数及び参加人数	実施回数	4	4	4	4		
				参加人数	87	105	105	104		
1	定量	研修員に対する確認テストの結果	基礎的なデジタルフォレンジック研修を受講した研修員に対して実施した確認テストの平均点		71 (100点満点)	81	82	81		
成果目標（アウトカム）			先端犯罪に対処するための捜査・公判能力が向上する 迅速、適正な捜査処理が行われる							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4	定性	デジタルフォレンジック研修に参加した研修員の声		デジタルフォレンジック研修に参加した研修員等からの先端犯罪の捜査手法に関するアンケート調査等				評価書のとおり		
施策群 2			犯罪被害者等の保護・支援							
活動目標（アウトプット）			犯罪被害者等の保護・支援等に関する知識や心情等に配慮した対応を習得する 犯罪被害者等の保護・支援に関する制度等をまとめたパンフレット等を作成、配布する							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	被害者支援担当者中央研修の実施状況	被害者支援担当者中央研修を実施した回数及び参加人数	実施回数	1	1	1	1		
				参加人数	65	65	65	65		
2	定性	犯罪被害者等向けパンフレットの作成状況	パンフレットの作成状況				別紙 1 のとおり			
成果目標（アウトカム）			捜査・公判過程において、犯罪被害者等の心情や置かれた状況に配慮した柔軟な対応がなされる							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定性	被害者支援担当者中央研修に参加した研修員の声	被害者支援担当者中央研修に参加した研修員等からの犯罪被害者等支援に関するアンケート調査等				別紙 2 のとおり			
施策群 3			広報活動の実施							
活動目標（アウトプット）			出前教室や移動教室等による検察庁の業務説明や法教育に関する広報を行う							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	検察広報活動の実施件数		出前教室や移動教室等による広報活動の件数		745	1057	1071	1128	
3	定性	検察広報用パンフレット等の作成状況		パンフレットの作成状況				66400		
成果目標（アウトカム）			検察活動の意義や役割を理解する人が増え、捜査・公判過程において、犯罪被害者等や事件関係者から必要な協力を得やすくなる							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
－	－	－		－		－	－	－	－	－

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	毎年、各種会同等において、現下の情勢を踏まえた検察の課題、考慮すべき事情などを把握し、共有している。	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	最高検察庁において、先端の専門的知識を組織的に集積・活用するため、分野別専門委員会（金融証券、法科学・特殊過失、国際及び組織マネジメント、供述証拠、刑事政策など）を設置しており、各専門委員会では、外部有識者である参与等との意見交換が行われている。	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	
その他総合評価実施時に参考とする事項	・施策の予算額 ・検察組織の定員（検事・事務官） ・新規採用者数と性別割合（検事・事務官） ・職員の平均年次休暇取得日数 ・職員の育児休業取得率	

政策名		矯正処遇の適正な実施								
目指す姿		被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせない。								
施策群 1・2		改善更生・円滑な社会復帰に向けた矯正処遇の実施/多機関連携による社会復帰支援の実施								
活動目標（アウトプット）		受刑者等一人一人の特性を把握し、専門的な知見・分析等に基づく処遇等の計画を作成し、組織内で共有する。								
		処遇計画等に基づき、職員が外部専門職等とも連携しながら、改善更生や円滑な社会復帰に向けた生活指導、教育・訓練を行う。								
		円滑な社会復帰に必要な支援（就労・住居・福祉等）に応じて、関係機関・団体等との調整を行い、必要な支援体制を構築する。								
		専門的な知見や効果検証等を踏まえた処遇等を実施する。								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	定量	新受刑者等の特性（性別・罪名別人数、高齢化率、精神障害者数）	新受刑者の男女別人数		男	12,906(年次)	12,599(年次)	13,265(年次)	13,407(年次)	
					女	1,554(年次)	1,486(年次)	1,557(年次)	1,594(年次)	
			新受刑者の罪名別人数		別紙のとおり					
			新受刑者の高齢化率（新受刑者に対する高齢受刑者の割合）※高齢とは、65歳以上の者をいう。以下、同じ。		14.0%	14.3%	14.2%	13.9%		
		新受刑者の精神障害者数			2,435(年次)	2,877(年次)	3,264(年次)	3,629(年次)		
2	定量	専門職（福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士）の職員数	専門職（福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士）の職員数			福祉専門官 70 社会福祉士 121 精神保健福祉士 10	福祉専門官 81 社会福祉士 125 精神保健福祉士 10	福祉専門官 97 社会福祉士 125 精神保健福祉士 10	福祉専門官 112 社会福祉士 125 精神保健福祉士 10	
2	定量	刑務作業における一日平均就業人員	刑務作業における一日平均就業人員			34,514	33,734	32,975	33,629（速報値）	
2	定量	職業訓練等の実施状況（受講者数、受講率、資格等取得者数）	出所者（出院者）に占める職業訓練及び職業指導の受講者数、受講率（職業訓練のみ）、資格等取得者数（主な科目別）	受講者数	職業訓練 3,137 職業指導 1,354	職業訓練 2,833 職業指導 1,319	職業訓練 2,742 職業指導 1,617	職業訓練 2,564 職業指導 1,743		
				受講率	職業訓練 18.3% (職業指導99.3%)	職業訓練 17.5%	職業訓練 18.2%	職業訓練 17.7%		
				資格等取得者数	職業訓練 2,017 職業指導 2,780	職業訓練 1,800 職業指導 2,816	職業訓練 1,738 職業指導 3,075	職業訓練 1,621 職業指導 3,233		

2	定量	特別改善指導の受講開始人員	特別改善指導の受講を新たに開始した受刑者の人数 (指導内容別)	薬物依存離脱	7,418	6,869	6,826	6749	
				暴力団離脱	374	408	388	412	
				性犯罪再犯防止	553	526	544	558	
				被害者の視点	530	481	423	437	
				交通安全	1,621	1,607	1,382	1274	
				就労支援	2,868	2,791	982	234	
				暴力防止指導				308	
2	定量	特定生活指導の受講修了人員	特定生活指導の受講を修了した在院者の人数 (指導内容別)	被害者視点	41	45	63	86	
				薬物非行防止	303	334	395	453	
				性非行防止	122	132	179	146	
				暴力防止	254	305	403	476	
				家族関係	279	264	293	339	
				交友関係	610	684	786	858	
				成年社会参画	470	868	924	1,035	
2	定量	教科指導の受講開始受刑者の人数	教科指導（補習教科指導、特別教科指導別）の受講を新たに開始した受刑者の人数		1,083	1,028	1,059	989	
2	定量	処遇に当たって配慮を要する者の数	高齢福祉課程※ ¹ 及び福祉の支援課程※ ¹ 並びにチーム処遇対象者の数※ ²					※1：3,477（年次） ※2：695（年度）	
3	定量	就労支援対象者の数	就労支援対象者の数		3,848(年次)	3,957(年次)	4,269(年次)	4,363(年次)	
3	定量	就労支援スタッフ等による面接等受講人数	就労支援専門官又は就労支援スタッフによる講話や面接指導等を受けた人数 (延べ人数)		26,341(年次)	31,182(年次)	36,047（年次）	36,703(年次)	
3	定量	コレワークの活動実績（相談受付件数）	事業者からの相談件数		2,986	3,232	4,355	4,699	
3	定量	高齢、障害のある者の数	新受刑者のうち、高齢者や精神障害のある者の数		4,460（年次）	4,886(年次)	5,313(年次)	5,709(年次)	
			新入院者のうち、精神障害のある者の数		459(年次)	521(年次)	701(年次)	733(年次)	
3	定量	福祉サービス等の利用に向けた調整を行った人数	福祉サービス等の利用に向けた調整を行った受刑者等の数		6,159(年次)	5,927(年次)	6,136(年次)	6,304(年次)	
3	定量	高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率	高等学校卒業程度認定試験の受験者数	受験者数	743	727	799	805	
			全科目合格者数及び合格率	全科目合格者数	321	291	342	318	
				合格率	43.2%	40.0%	42.8%	39.5%	

成果目標①（アウトカム）			関係機関や地域等の理解や協力も得ながら、専門性に裏付けられた知見に基づき、受刑者等が再犯・再非行防止に向けた教育や社会復帰のための支援を受ける。					
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定性	期間中実施した効果検証、調査研究の概要・結果	期間中に効果検証センターにおいて実施した効果検証及び調査研究の概要・結果					
	定量		令和2年から令和6年の各年における刑事施設出所者について、刑事施設において特別改善指導、教科指導を受講した者の再入率					
7	定性	再犯防止等に向けた教育・社会復帰支援の実施に係る関係者・団体（当事者含む）の声	・教育・支援等に関連する各種会同等での各庁意見、課題等の概要 ・職員や関係団体、元受刑者などへのインタビュー、フォーカス・グループの結果 ・釈放時アンケート結果（受刑者からのフィードバック）					
成果目標②（アウトカム）			個々の受刑者等の状況に応じて、出所（院）後を見据えた社会における就労・住居等の生活環境が整えられる。					
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定量	在所（院）中に就職が内定した者の数	就労支援対象者について、ハローワーク等の関係機関の支援により、刑事施設在所・少年院在院中に就職が内定した者の数	1,187(年次)	1,471(年次)	1,591（年次）	1,746(年次)	
8	定量	在所（院）中に福祉サービス等の支援につながった者の数	在所（院）中に福祉サービス等の支援につながった者の数	752	796	766	836	
8	定量	出院時に復学・進学決定した者の数とその割合	出院時に復学・進学決定した者の数及びその割合	40	46	76	72	
			割合	22.6%	26.7%	36.7%	0.351	
8	定性	（再掲）再犯防止等に向けた教育・社会復帰支援の実施に係る関係者・団体（当事者含む）の声	就労支援等に関連する各種会同等での各庁意見等					

施策群 3		適正な矯正処遇のための基盤・環境の整備						
活動目標（アウトプット）		収容を確保し、安全で、改善更生に向けた処遇に必要な機能を備え、規律偏重に陥らない風通しの良い職場環境を整備する。						
		人権意識、矯正処遇に必要な専門性を身に付けた職員を育成し、配置する。						
		不適正な処遇の早期発見、処遇の適正化等を図るための取組を進める。						
		社会一般と同程度の医療水準を確保する。						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	定量	年末収容人員・収容率	刑事施設の年末における収容人員	41,540(年次)	40,178(年次)	40,544(年次)	41,595(年次)	
			上記収容人員のその収容定員に対する割合	48.5(年次)	47.3(年次)	49.9(年次)	52.0(年次)	
1	定量	収容施設の耐震化率	所管収容施設の総延べ面積に対する現行の耐震基準に合致している建物の総延べ面積の割合	87%	89%	89%	90%	
1	定量	期間中、総合警備システム等の更新整備が計画に基づき完了した庁数の割合	期間中、総合警備システム等の更新整備が計画に基づき完了した庁数の割合	100%	100%	100%	100%	
1	定量	通信型ウェアラブルカメラの整備状況	刑事施設における通信型ウェアラブルカメラの整備庁数			8	8	
1	定量	統計データの分析結果に基づく指導・監督の徹底、リスクマネジメントの研究	統計データの分析結果を踏まえた施設への指導状況			45	45	
1	定量	保安警備に関する訓練実施状況（回数・人数）	保安警備に関する訓練の回数及び参加人数	回数	7	7	3	7
				参加人数	342	362	448	362
1	定量	常勤医師の充足率（定員・現員）	矯正施設における常勤医師の全国の充足率（定員・現員）（各年4.1現在）	定員 328 現員 295	定員 328 現員 285	定員 327 現員 284	定員 328 現員 290	
1	定量	医療スタッフ（看護師等）の数	矯正施設における常勤の医療スタッフ（看護師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床・衛生検査技師、理学療法士、臨床工学技士、作業療法士）の定員	看護師 486 薬剤師 94 診療放射線技師 22 栄養士 20 臨床・衛生検査技師 17 理学療法士 4 臨床工学技士 4 作業療法士 12	看護師 505 薬剤師 94 診療放射線技師 22 栄養士 20 臨床・衛生検査技師 17 理学療法士 4 臨床工学技士 4 作業療法士 13	看護師 506 薬剤師 97 診療放射線技師 22 栄養士 20 臨床・衛生検査技師 17 理学療法士 11 臨床工学技士 4 作業療法士 17	看護師 509 薬剤師 97 診療放射線技師 22 栄養士 20 臨床・衛生検査技師 17 理学療法士 11 臨床工学技士 6 作業療法士 19	
1	定性	管理職に対する多面観察の導入状況	管理職に対する多面観察の導入の検討状況及び実施状況（試行庁の意見等）			刑事施設におけるモデル庁（10庁）で試行を実施した。実施結果を踏まえて問題点を整理し、本格実施に向けた検討を引き続き行っていく。	モデル庁以外の刑事施設においても多面観察を実施するとともに、その対象を少年施設にも拡大した。令和8年度以降も、順次施設を選定し、実施していく。	
1	定性	各種相談窓口の周知の状況	法務省外部の窓口を含めた各種相談窓口の周知状況		法務省矯正局における各種相談窓口の相談員及び相談方法について周知しているほか、相談内容に応じ、外部機関等への相談を促すなどしている。	法務省矯正局における各種相談窓口の相談員及び相談方法について周知しているほか、相談内容に応じ、外部機関等への相談を促すなどしている。	法務省矯正局における各種相談窓口の相談員及び相談方法について周知しているほか、相談内容に応じ、外部機関等への相談を促すなどしている。	
1	定性 定量	刑務官のキャリアパスの提示 女性職員の割合	大学生に向けた魅力的なキャリアパスの検討・策定状況、女性職員確保のための方策の検討・策定状況		令和6年度の研究研修課程研究科において、キャリアパスを題材として実施する方針を固め、具体的に検討していくこととした。	研究研修課程研究科において、人間科学等の知見がある人材を確保するための方策として、刑務官の採用試験制度の見直し、新たな試験区分により採用する刑務官の魅力的なキャリアパス、女性職員確保のための方策等について研究した。	高卒程度試験とは異なるキャリアパスとなる刑務官採用試験（大卒程度試験）を新設し、女性職員のみならず職員全体の確保に努めた。	
			大学等への採用広報内容の再検討結果を踏まえた活動件数					
1	定量	メンタルヘルス相談員配置状況	メンタルヘルス相談員配置庁数			74	99	
1	定性 定量	人間科学の知見がある者の登用状況	人間科学の知見がある者の登用状況			30	79	
1	定量	人権研修の実施状況	初等科研修・任用研修等における人権研修の実施状況、元被収容者との意見交換等の実施状況			100%	100%	
1	定量	他施設への異動の実施状況	他施設への異動の実施数及び他組織への出向の実施数			959	949	
1	定量	施設内における配置転換の実施状況	施設内における配置転換の実施数			587		
1	定性	懲罰の運用の見直しに係る議論状況	各種会同等での各庁意見等及びそれらを踏まえた懲罰の運用の改善状況		9月開催の被収容者処遇対策協議会において、懲罰の運用改善をテーマに議論を実施。	訓令・通達等の改正を含む懲罰の運用改善について、必要に応じて令和7年度中に措置を予定。	3月18日に、「拘禁刑における懲罰の運用について」（成人矯正課長通知）を发出。	
1	定量 定性	施設運営状況調査	施設運営状況調査の実施状況（回収率等）		12,752件／ 24,587件 (51.9%)	13,841件／ 25,164件 (55.0%)	15,025件／ 25,540件 (58.8%)	
1	定量	実地監査における被収容者面接	実地監査において被収容者面接を実施した人数		1,358人	1,592人	1,286人	

1	定量	管理職等による面接	管理職等により面接を実施した人数		3011	7959	10,105人 (速報値)	
1	定性	デジタル技術を用いた申立ての導入	デジタル技術を用いた申立ての導入に向けた取組の内容		別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	
1	定量	不服申立制度の理解の促進	刑事施設における研修の実施回数		266 (22,037名受講)	264 (22,104名受講)	265 (21,034名受講)	
1	定量 定性	刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の意見等の更なる活用	① 刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会開催数	開催数	16	16	15	14
			② 同検討会への付議件数	付議件数	359	274	257	239
			③ 同検討会からの意見数 (上記③があった場合) 意見の概要	意見数		13	11	5
			④ 提言数 (上記④があった場合) 提言の概要	提言数	0	1	0	0
				意見の概要	信書の一部抹消、保護室収容、有形力の行使等について	書籍等の閲覧禁止、信書の発信制限、懲罰、保護室収容、有形力の行使等について	指名医による診療の不許可、信書の発信制限等について	
				提言の概要	該当なし	保護室の収容期間が不当	該当なし	該当なし
1	定量	患者数と主な疾病	矯正施設における全国の患者数（休養・非休養）	休養 923 非休養 28,943	休養 851 非休養 28,257	休養 689 非休養 29,159	休養 831 非休養 29,723	
	定性		上記の主な疾病（休養・非休養を含めた患者数の多い疾病分類のうち上位3分類）	循環器系疾患 精神及び行動の障害 神経系の疾患	循環器系疾患 精神及び行動の障害 神経系の疾患	循環器系疾患 精神及び行動の障害 神経系の疾患	循環器系疾患 精神及び行動の障害 神経系の疾患	
成果目標（アウトカム）		矯正施設に収容されている者の被収容者処遇が適切に行われ、安定的に施設が運営される。						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	定量	刑務官のキャリアパスの提示 女性職員の割合	志願者数、女性職員の割合					
6	定量	採用3年未満の刑務官の離職率	採用3年未満の刑務官の離職率		24.2% (H30～R02)	24.2% (H31～R03)	23.2% (R02～R04)	
6	定量	懲罰の件数	懲罰の件数		25,241件	24,554件	21,609件 (速報値)	
6	定量	保安事故件数	保安事故の内容別件数	自殺 13件 同僚傷害 4件 職員傷害 1件 (年次)	自殺 3件 同僚傷害 1件 (年次)	自殺 8件 同僚傷害 7件 職員傷害 2件 (年次)	自殺 9件 同僚傷害 2件 殺人 1件 (年次)	
6	定性	職場環境に関する職員の声	職場環境に関する職員アンケート結果		https://www.moj.go.jp/content/001308088.pdf	別紙のとおり	別紙のとおり	
6	定量	実地監査を通じた施設運営改善	実地監査の結果を受け、施設において改善措置を講じた事項数			695件	629件	
6	定量	各種面接等により認知した不適正な処遇等に対する対応	各種面接等により認知した不適正な処遇等に対する対応件数		63	108	97(速報値)	
6	定性	刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の意見等の更なる活用	調査検討会からの意見等への対応状況（施設運営への反映状況の把握）		関係職員への伝達、研修や職務研究会等の実施など	関係職員への伝達、研修や職務研究会等の実施など	関係職員への伝達、研修や職務研究会等の実施など	
6	定性	調査検討会による評価	不服申立制度の運用改善に向けた取組に係る評価					

施策群 4		開かれた矯正に向けた取組の推進							
活動目標（アウトプット）		地域のニーズ、課題を把握する。							
		ニーズ等に対応した取組を矯正施設と地域が連携して進める。							
		視察委員会等を通じて、矯正施設の運営に第三者の視点や意見を取り入れる。							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定量	災害協定等を締結している矯正施設の数	災害協定等を締結している矯正施設の数		106(年次)	118(年次)	119(年次)	120(年次)	
4	定量	自治体との連携状況	矯正施設所在自治体会議会員自治体数（各年度当初時点）		99	100	100	103	
4	定量	災害復旧その他救援活動派遣実績	災害復旧その他救援活動に派遣した延べ人員及びその活動内容	延べ人員	141	2,241	0	0	
	活動内容			災害復旧等	災害復旧等	該当なし	該当なし		
4	定量	法務少年支援センターによる地域援助実施件数	法務少年支援センターによる地域援助実施件数		14,013	15,210	15,843	15,407 (速報値)	
4	定量	矯正施設の参観人数	全国の矯正施設の参観に訪れた人数		11,368	61,938	75,960	75,574	
5	定量	視察委員会の活動状況（開催・視察回数、被収容者等・職員との面接の回数、意見のうち施設が是正措置を講じた率）	開催回数			854	901	918	
			視察回数			378	462	446	
			面接回数（被収容者等）			1,243	1414	1,413	
			面談等回数（職員）			291	580	651	
			是正率			68%	75%	70%（速報値）	
成果目標（アウトカム）		関係機関や国民が、施設の実情・取組等を知る機会が増加する。							
		施設運営の透明性が確保され、改善が図られる。							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
9	定性	矯正施設に対する地域住民等の声	施設参観参加者へのアンケート結果						
9	定性	視察委員会制度に対する理解促進	視察委員会の活動状況に関する職員アンケート結果						
成果目標（長期アウトカム）		受刑者等が円滑に社会復帰でき、再犯・再非行することなく社会生活を送ることができるようになる。							
		幅広い国民から、矯正施設を含む刑事司法制度や再犯防止・更生支援に対する理解・協力を得られるようになる。							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
10	定量	刑務所出所者等の出所後2年以内再入率	令和2年から令和6年の各年における出所受刑者の2年以内再入率		15.1%	14.1%	13.0%	13.8%	
			令和2年から令和6年の各年における少年院出院者の2年以内再入院率		9.0%	7.7%	9.1%	10.8%	
10	定量	刑務所出所者等の出所後3年以内再入率	令和元年から令和5年の各年における出所受刑者の3年以内再入率		25.0%	23.9%	22.4%	21.9%	
			令和元年から令和5年の各年における少年院出院者の3年以内再入院率		13.2%	11.1%	10.1%	11.8%	

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み		・矯正官署幹部職員等を対象とした各種協議会の実施	
		・職場環境に関する職員アンケート（施設運営状況調査）の実施	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み		・刑事施設における釈放時アンケートの実施	
		・少年院における出院時アンケートの実施	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題		・各種プログラムの策定・改訂に係る検討会等の実施	
		（関係する施策群）	
		（関係する施策群）	
その他総合評価実施時に参考とする事項		・矯正予算の金額	
		・矯正官署の数・職員定員（刑・少・鑑）	
		・新規採用者数とこれに占める女性の割合（刑・少・鑑）	
		・矯正職員を志望した者の数	
		・職員の年次休暇取得日数	
		・職員の育児休業取得日数、割合	
		・不適正処遇による懲戒処分の件数	
		・不服申立件数	

【デジタル技術を用いた申立ての導入に向けた取組の内容】

法務大臣に対する不服申立ては書面により行うこととされており、被収容者によっては、不服申立てに必要な書面を作成すること自体が障壁となる場合もあると考えられることから、このような被収容者への手当として、デジタル技術を用いて被収容者が口述した内容を文章化し、出力したものを不服申立書として取り扱うことを検討し、令和7年度、某刑事施設の被収容者を対象として選定した上で、オンラインでの口頭聴取を勧奨した。

職員の状態をよりの確かつ効果的に把握できるよう、矯正職員を対象に毎年実施する施設運営状況調査（職員アンケート）の項目及び調査方法を全面的に見直し、令和7年11月頃に調査を実施した。アンケートのデータは、BIツールを用いて可視化し、施設・属性・質問項目など様々な視点から閲覧・分析等ができる環境を整え、施設運営の参考とするほか、業績評価の目標設定、上級官庁による実地監査において活用している。さらに、アンケート結果について各種統計分析を実施し、組織マネジメント上特に注視すべき課題を把握するとともに、その分析結果をフィードバックすることで、在籍する職員の声を踏まえた組織マネジメントの実現を図っている。

政策名			更生保護活動の適切な実施									
目指す姿			犯罪や他害行為をした人の再犯・再被害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会をつくる。									
施策群 1			矯正施設収容中の生活環境の調整等									
活動目標（アウトプット）			受刑者等の状況を的確に把握し、釈放後の住居や就労先、必要な支援等に関する調整を行う									
			仮釈放等の審理が円滑に行われる									
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度		
1	定量	生活環境の調整を開始した人員		矯正施設に収容中の者について生活環境の調整を開始した人数（暦年）		30,735人 (別紙1参照)	30,780人	29,859人	29,820人 (速報値)			
1	定量	特別調整の実施件数		特別調整の実施件数		752件	796件	766件	836件 (速報値)			
1	定量	仮釈放等審理等の開始人員		仮釈放、仮退院審理等を開始した人数（暦年）		15,170人 (別紙1参照)	14,686人	13,917人	13,399人 (速報値)			
1	定量	仮釈放率		刑事施設出所者に占める仮釈放者全体の割合（暦年）		62.1% (別紙1参照)	63.0%	62.8%	60.9% (速報値)			
1	定量			刑事施設出所者に占める仮釈放者の男女別割合（暦年）	男	60.8%	61.3%	61.60%	59.5% (速報値)			
					女	74.0%	77.5%	74.20%	72.6% (速報値)			
1	定量	更生保護施設の受入れ人員		更生保護施設で収容保護した実人員		6,565人	6,371人	6,327人	6,202人 (速報値)			
1	定量	自立準備ホームの受入れ人員		自立準備ホームで収容保護した実人員		1,868人	1,775人	1,686人	1,689人 (速報値)			
成果目標（アウトカム）			適当な帰住先のない満期釈放者が減少し、地域の理解と協力を得ながら、専門的な知見に基づく指導や支援を受ける者が増加する									
			社会資源の拡大と官民協働体制の深化により、犯罪をした者等を受け入れる体制が更に拡充される									
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度		
6	定量	適当な帰住先のない満期釈放者の数		適当な帰住先のない状況で満期釈放となった者の数（暦年）		2,678人 (別紙1参照)	2,591人	2,179人	2,107人 (速報値)			
6	定性	更生保護施設や自立準備ホームの運営に関する施設職員等の声		施設職員等関係者を対象にしたアンケート又は各協議会の結果								
施策群 2			対象者の特性等を踏まえた保護観察等の実施									
活動目標（アウトプット）			保護観察対象者の特性等を踏まえた効果的な指導監督・補導援護を行う									
			保護観察対象者等が早期に適切な就労先を得るとともに、職場定着が促進される									
			満期釈放者等に対して、個々の状況に応じた効果的な支援を行う									
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度		
2	定量	専門的処遇プログラムの開始人員		専門的処遇プログラムの受講を開始した人数（暦年）	性犯罪再犯防止	※男性のみ	792人 (別紙1参照)	846人	875人	952人		
					薬物再乱用防止	男	3,132人 (別紙1参照)	2,661人	2,354人	2,316人	446人	
						女						
					暴力防止	男	259人 (別紙1参照)	317人	310人	330人	16人	
						女						
					飲酒運転防止	男	201人 (別紙1参照)	196人	182人	173人	10人	
女												
2	定量	入口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置の内容		入口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置別の件数（暦年）		別紙1・2参照	別紙 1 参照	別紙 1 参照	別紙 1 参照			
2	定量	更生緊急保護の重点実施等の実施件数		更生緊急保護の重点実施等の実施件数		473件	345件 (令和 5 年11月まで)					
3	定量	勾留中の被疑者に対する生活環境の調整の実施件数		勾留中の被疑者に対する生活環境の調整の実施件数（暦年）			36件 (令和5年12月のみ)	384人	401人			
2	定量	訪問支援事業の実施状況		訪問支援の実施を委託した人員		345人	445人	654人	713人 (速報値)			

2	定量	刑執行終了者等に対する援助の実施状況	刑執行終了者等に対する援助の開始人員（暦年）	-	4件 (令和5年12月のみ)	61件	51件	
2	定量	地域援助の実施状況	地域援助の実施件数（暦年）	-	363件 (令和5年12月のみ)	4,007件	4,269件	
成果目標（アウトカム）		適当な帰住先のない満期釈放者が減少し、地域の理解と協力を得ながら、専門的な知見に基づく指導や支援を受ける者が増加する 社会資源の拡大と官民協働体制の深化により、犯罪をした者等を受け入れる体制が更に拡充される						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定量	関係機関等による支援等につな がった人員	薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関・ 民間支援団体等による治療・支援を受けた人数		879人	730人	取りまとめ中 (例年8月中 旬頃提出予 定)	
7	定量	保護観察終了者に占める無職者 の割合	保護観察終了者に占める無職者の割合（暦年）	24.6% (別紙1参照)	25.1%	24.2%	23.7% (速報値)	
7	定性	(再掲) 更生保護施設や自立 準備ホームの運営に関する施設職 員等の声	施設職員等関係者を対象にしたアンケート又は各協 議会の結果					
施策群3		犯罪被害者等の支援等						
活動目標（アウトプット）		犯罪被害者等の思いに応える更生保護活動を行う						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	定量	犯罪被害者等から意見等を聴取 した件数	犯罪被害者等から意見等を聴取した件数（暦年）	310件	305件	307件	301件	
3	定量	犯罪被害者等の心情等を聴取・ 伝達した件数	犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達した件数（暦 年）	170件	154件	181件	168件	
3	定量	犯罪被害者等への相談・支援件 数	犯罪被害者等への相談・支援件数（暦年）	1,563件	1,488件	1,642件	1,572件	
3	定量	加害者処遇状況等の通知件数	加害者処遇状況等の通知件数（暦年）	10,723件	11,063件	10,929件	10,598件	
3	定量	しよく罪指導プログラムの実施件数	保護観察対象者に対するしよく罪指導プログラムの実 施が終了した件数（暦年）	373件 (別紙1参照)	1,502件	1,726件	1,683件	
3	定性	更生保護官署における犯罪被害 者等支援制度に対する制度利用 者の声	更生保護官署における犯罪被害者等支援制度の利 用者へのアンケートにより収集した声					
施策群4		地域における理解・協力の確保						
活動目標（アウトプット）		地域における更生保護に関する広報・啓発活動が活発に行われる 保護司を始めとする更生保護の民間協力者が増加する 地方公共団体等の地域の関係機関から更生保護に対する幅広い支援が拡充される						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定量	保護司専用ホームページ「H@」の 保護司アカウント数、保護司による アクセス数	保護司専用ホームページ「H@」の保護 司アカウント数、保護司によるアクセス数	アカウント数 17,446	20,083	23,393	26,184	
			アクセス数 (月間平均)	2,170	3,180	5,519	6,171	
4	定量	保護司の人数、平均年齢、定員 充足率	保護司の人数	男 46,956人	46,584人	46,043人	32,702	
				女			12,331	
			保護司の平均年齢	65.6歳	65.6歳	65.4歳	65.3歳	
4	定量	更生保護女性会、BBS会の会員 数	保護司の定員充足率	89.4%	88.7%	87.7%	85.8%	
			更生保護女性会の会員数	127,307人	120,742人	113,845人	107,672人	
4	定量	更生保護女性会、BBS会の会員 数	BBS会の会員数	4,404人	4,487人	4,631人	4,907人	
4	定量 定性	協力雇用主の数、業種、実際に 保護観察対象者等を雇用してい る協力雇用主の数、業種	協力雇用主の数、業種	数	25,202社	24,969社	25,164社	25,116社
				業種	別紙3参照	別紙2参照	別紙2参照	別紙2参照
			実際に保護観察対象者等を雇用してい る協力雇用主の数、業種	数	1,024社	912社	801社	804社
				業種	別紙3参照	別紙2参照	別紙2参照	別紙2参照
4	定量	更生保護サポートセンターの運営 状況	更生保護サポートセンターの目的別利用件数	別紙4参照	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	

4	定量	地方公共団体との連携の状況	地方再犯防止推進計画策定自治体数	572	815	1015	1,210	
4	定量	更生保護地域連携拠点事業の活動状況	構築された地域支援ネットワーク数及びネットワーク参加団体数 (令和7年度以降は廃止し、下行を新規計測)	5	12	24		
			ネットワーク数	5	12	24		
			参加団体数	63	204	299		
4	定量	更生保護地域寄り添い支援事業の活動状況	支援者・支援対象者支援業務の件数				1,035	
4	定量	(再掲)地域援助の実施状況	地域援助の実施件数(暦年)	-	363件 (令和5年12月のみ)	4,007件	4,269件	
成果目標(アウトカム)		地域に根ざした更生保護活動が継続・発展的に進められる						
		更生保護の意義、活動等への社会の理解が深まる						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定性	更生保護活動に係る国民の理解度	犯罪予防活動に参加した者へのアンケート調査の結果					
8	定性	更生保護活動に携わる民間協力者等の声	関係団体から出された要望・提言の内容又はインタビュー調査の結果					
成果目標(長期アウトカム)		犯罪をした者等が、円滑に社会復帰でき、再犯することなく社会生活を送ることができるようになる						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
9	定量	刑務所出所者等の出所後2年以内再入率	モニタリングを実施する年の前年に刑事施設から満期釈放又は仮釈放された者のうち、モニタリング実施年までに当該釈放後の犯罪により刑事施設に再度収容された者の割合	14.10%	12.96%	13.75%	14.20% (速報値)	
施策群5		医療観察対象者の社会復帰支援						
活動目標(アウトプット)		精神保健観察への円滑な移行、継続的な通院が確保される						
		ケア会議等により情報共有、処遇方針の統一がなされ、関係機関が連携した援助が実施される						
		障害福祉サービス事業者等の医療観察対象者の受入れに関する不安が解消・軽減され、事業者等の協力が得られる						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5	定量	精神保健観察を開始した人員	新たに精神保健観察を開始した者の数(暦年)	227人	232人	211人	213人	
5	定量	障害福祉サービス事業所等との連携促進状況	過去に対象者の受入実績のない障害福祉サービス事業者に対して、保護観察所が制度説明等を行った回数	405回	382回	437回	513回	
5	定量	障害福祉サービス事業所等との連携状況	精神保健観察対象者の受入れ又は援助に協力した障害福祉サービス事業者等の数	470	345	400	279	
5	定量	ケア会議の開催回数	ケア会議の開催回数(暦年)	2,764回	3,113回	3,092回	3,050回	

成果目標（アウトカム）			指定通院医療機関や障害福祉サービス事業者等による手厚く専門的な医療・援助を受けることが可能となる					
			医療観察対象者の社会復帰が促進される					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
10	定量	精神保健観察事件年間取扱件数に占める再被害行為により処分を受けた者の数の割合	精神保健観察事件年間取扱件数に占める再被害行為により処分を受けた者の数の割合（暦年）	0.3%	0%	0.1%	0.2%	
10	定量	精神保健観察を終了した者の数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定（医療観察法第56条第1項第2号による決定に限る。）を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合	精神保健観察事件終結（移送による終結を除く。）件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定（医療観察法第56条第1項第2号による決定に限る。）を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合（暦年）	92.5%	93.7%	92.8%	92.8%	
10	定性	社会復帰調整官の声	各種協議会等により把握した、成果目標に関連した事項に係る社会復帰調整官の意見					

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	毎年、更生保護官署の職員が参加する会同、協議会及び研修会等を開催し、各施策に係る課題やその解決策等に係る意見を把握し、共有している。	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	毎年、保護司等の関係者や関係団体が参加する協議会及び研修会を開催し、各施策に係る課題やその解決策等に係る意見を把握し、共有している。	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	

その他総合評価実施時に参考とする事項	保護観察等の概要を示すデータ	
	①保護観察開始人員の推移	
	②罪名別・年齢層別構成比	
	③出所受刑者人員の推移	
	組織運営に関するデータ	
	①更生保護官署職員の定員の推移	
	②更生保護関連予算の推移	
	更生保護に関連する制度・事業の導入、改正等の概要	

【施策群 2 __入口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置別の件数（令和7年）】

		入口段階					出口段階										総数	
		刑の執行免除	刑の執行猶予 (全部猶予)		起訴猶予 ・処分保留	罰金・科料	刑の執行猶予 (一部猶予)		刑の執行終了		労役場出場 ・仮出場	少年院退院・仮退院						
			4号観察 未確定	保護観察なし			実刑部分 執行終了	仮釈放	うち 満期釈放	うち 仮釈放		特定少年		特定少年 を除く				
												1号観察 満了	1号観察満了 を除く					
申出件数		2,324	－	193	873	872	386	4,916	3	－	4,731	2,365	2,366	165	－	15	2	7,240
保護した人員		1,586	－	124	563	621	278	2,467	3	－	2,340	1,828	512	120	－	3	1	4,053
措 置 別 人 員	宿泊	－	－	－	－	－	－	12	－	－	12	5	7	－	－	－	－	12
	食事給与	97	－	6	33	39	19	55	－	－	52	46	6	3	－	－	－	152
	衣料給与	530	－	36	198	202	94	196	－	－	180	170	10	16	－	－	－	726
	医療援助	3	－	－	1	1	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	4
	旅費給与	104	－	7	28	45	24	69	－	－	66	60	6	3	－	－	－	173
	通所・訪問型保護事業 を営む者へのあっせん	951	－	66	333	392	160	484	－	－	445	292	153	38	－	1	－	1,435

注 数値は、速報値である。

	製造業	建設業	サービス業				卸小売業	運送業	電気・ガス・水道工事	農林漁業	鉱業	その他	合計
			飲食業	医療	福祉	飲食、医療、福祉以外のサービス業							
業種別協力雇用主数	1,962	14,690	596	68	1,169	2,170	916	1,102	839	443	29	1,132	25,116
うち実際に雇用している協力雇用主の業種別雇用主数	24	508	24	1	56	66	12	52	19	11	0	31	804

更生保護サポートセンター活動実績調査(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

庁名	設置地区名	面接実施回数	保護司インターンシップ		広報誌 発刊回数	新任保護 司研修 実施回数	処遇協議や保護司からの相談、 自主研修、各種情報交換等				関係機関 との協議 会 開催回数
			実施 回数	実施 人数			実施 回数	実施回数(内訳)			
								処遇協議	保護司から の相談 への対応	自主研修 等各種情 報交換	
合計		27,258	435	1,074	1,594	569	57,217	8,757	12,409	36,049	8,362

政策名					破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等							
目指すべき姿 （実施庁の評価：達成すべき目標）					破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これらの活動により、公共の安全の確保を図る。							
施策群 1・2・3					国内外の諸動向に関する情報の収集・分析／破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく団体規制／我が国の公共安全に影響を及ぼし得る情報の関係機関及び国民への提供							
活動目標（アウトプット）					調査、処分請求等の関係法令に基づく手続を適切に実施する							
					いわゆるオウム真理教に対する観察処分を適正・厳格に行う							
指標の種類		指標の名称			指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
2	定量	いわゆるオウム真理教に対する立入検査の実施状況			団体規制法に基づいて実施した立入検査の実施件数、	実施件数	評価書のとおり	37	34	38		
					実施施設数	実施施設数	評価書のとおり	41	42	47		
2	定量	いわゆるオウム真理教に関する調査結果の提供状況			いわゆるオウム真理教に関する調査結果の提供先の地方公共団体数、提供件数	提供先の地方公共団体数	評価書のとおり	23	17	18		
						提供件数	評価書のとおり	49	37	40		
2	定量	いわゆるオウム真理教に関する地域住民との意見交換会の実施状況			いわゆるオウム真理教に関する地域住民との意見交換会の実施件数	実施件数	評価書のとおり	29	27	23		
成果目標（アウトカム）					いわゆるオウム真理教などの破壊的団体等の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止する							
					テロ等の暴力主義的破壊活動に対する国民の恐怖感や不安感が解消、緩和される							
指標の種類		指標の名称			指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
3	定性	地域住民との意見交換会等で寄せられた声			いわゆるオウム真理教に関する地域住民との意見交換会等において寄せられた声		評価書のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり		
施策群 1・3					国内外の諸動向に関する情報の収集・分析／我が国の公共安全に影響を及ぼし得る情報の関係機関及び国民への提供							
活動目標（アウトプット）					先端技術等を標的とした懸念動向、サイバー攻撃の予兆や主体、国際テロに関する不穏動向等を早期に把握・共有する							
					技術・データ・製品等の保護に必要な情報を企業等に発信し、保護に向けた取組を促進する							
					テロやサイバー攻撃等、公共の安全を脅かす動向への注意を喚起する							
指標の種類		指標の名称			指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
1	定性	テロ・サイバー攻撃の動向等に関する情報発信状況			公表した刊行物「内外情勢の回顧と展望」		評価書のとおり	刊行物等を公表し、情報発信を行った。	刊行物等を公表し、情報発信を行った。	刊行物等を公表し、情報発信を行った。		
	定量				公安調査庁HPの総アクセス件数		評価書のとおり	5,478,141	4,769,747	5,241,970		
成果目標（アウトカム）					関係機関において政策の立案・推進や法執行に活用され、被害発生防止に資する							
					安全の確保に向けた行動を国民や企業等に促す							
指標の種類		指標の名称			指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み					-							
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み					-							
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題					（関係する施策群）							
					（関係する施策群）							
					（関係する施策群）							
その他総合評価実施時に参考とする事項					・団体規制及び情報貢献に係る予算額 ・公安調査庁の業務に従事する職員の性別ごとの割合 ・職員の年次休暇取得日数 ・職員の育児休暇取得日数、割合							

令和7年度 意見交換会等で寄せられた声

○ Alephが新たに物件を確保することはあるのか。

○ 第2回再発防止処分以降、構成員の施設への出入りが明らかに減り、効果を実感している。公安調査庁には、今後も、オウム真理教に対する調査に尽力いただくとともに、絶え間なく再発防止処分をかけ続けてほしい。

○ Alephの資産はどうなっているのか。出家信徒はどうやって稼いでいるのか。

○ Alephの今のリーダーは誰なのか。

○ 立入検査によって資金の流れは把握できているのか。

政策名			民事行政の適正円滑な実施					
目指すべき姿			登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に処理することで、取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。					
施策群 1			登記事務の適正円滑な実施					
活動目標①（アウトプット）			登記事務の適正円滑な実施					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	登記の申請状況	不動産登記申請件数	9,746,221	9,759,243	9,984,066	9,623,089	
			商業・法人登記申請件数	1,617,728	1,691,607	1,698,550	1,794,005	
1	定量	登記事項証明書の請求状況	不動産登記事項証明書等の請求件数	184,118,266	187,745,305	197,066,643	200,357,878	
			商業・法人登記事項証明書等の請求件数	39,633,764	39,772,126	40,987,060	41,816,009	
活動目標②（アウトプット）		所有者不明土地等対策の着実な実施						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	長期相続登記等未了土地解消事業の実施状況	長期相続登記等未了土地解消事業を終結した件数（累計）	100,792	110,417	119,577	128,520	
2	定量	表題部所有者不明土地解消事業の実施状況	表題部所有者不明土地（変則的な登記がされている土地）の解消事業を終結した件数（累計）	13,185	20,598	27,591	34,259	
2	定量	相続土地国庫帰属制度の利用状況	相続土地国庫帰属制度の申請筆数		1906	1674	1,673	
活動目標③（アウトプット）		筆界の明確化に係る施策の着実な実施						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	法務局地図作成事業における作業実施面積	防災・まちづくり型法務局地図作成事業が完了した面積（平方キロメートル）	20	20	20	21	
			大都市特化型法務局地図作成事業が完了した面積（平方キロメートル）	3	3	3	3	
			被災地域復興型法務局地図作成事業が完了した面積（平方キロメートル）	3	2	3	3	
3	定量	筆界特定制度の利用状況	筆界特定申請件数	2,076	1,925	1,887	1,847	
活動目標④（アウトプット）		設立登記の円滑な処理 商業登記電子証明書の普及						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4	定量	設立に関する登記の申請状況	設立に関する登記申請件数	130,279	142,337	141,473	142,881	
4	定量	商業登記電子証明書の申請件数	商業登記電子証明書の申請件数（年計）	55,937	61,655	65,273	73,774	
成果目標①（アウトカム）		所有者不明土地の発生抑制 土地取引の円滑化						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度(※)	令和 7 年度	令和 8 年度
9	定量	相続登記の状況	相続登記の申請件数（年単位） ※令和 6 年 1 月から 3 月までは一般承継を含む。			1,557,205	1,373,434	
9	定量	住所等変更登記の状況	住所等変更登記の件数（年単位）					

成果目標②（アウトカム）		設立登記手続の利便性の向上						
		会社・法人の本人確認のデジタルによる完結						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
10	定性	会場で寄せられた現場の声	会場を通じて参加者から出された意見等の内容		別紙１のとおり			
施策群２		戸籍・国籍事務の適正円滑な実施						
活動目標①（アウトプット）		市区町村の戸籍事務に従事する職員の知識習得						
		無戸籍者の情報の把握及び戸籍への記載						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
5	定量	戸籍事務に係る市区町村からの受理又は不受理の照会件数	戸籍事務に係る市区町村からの受理又は不受理の照会件数	1,484	1,316	1,278	1,386	
5	定量	市区町村に対する現地指導の実施回数	法務局・地方法務局の戸籍事務担当職員が市区町村役場へ赴き実施した事務指導の回数	1,550	1,494	1,528	1,472	
5	定量	市区町村に対する現地指導の実施割合	法務局・地方法務局による現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値	82%	79%	81%	78%	
5	定量	無戸籍者の解消数	無戸籍状態が解消された者の数	485	410	306	230	
活動目標②（アウトプット）		帰化許可・不許可の処分及び国籍取得届の受理・不受理の実施						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
6	定量	帰化許可申請者数	帰化許可の申請者数（年計）	9,023	9,836	12,248	14,103	
6	定量	帰化許可者数及び不許可者数	帰化許可申請をした者のうち、帰化が許可された者及び不許可となった者の数（年計）	許可 7059 不許可 686	許可8,800 不許可813	許可 8,863 不許可 639	許可 9,258 不許可 666	
6	定量	国籍取得者数	届出により日本国籍を取得した者の数（年計）	861	891	879	688	
成果目標①（アウトカム）		戸籍事務の法令適合性及び全国統一性の確保						
		無戸籍者の解消						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
11	定量	未解消の無戸籍者の数	把握している無戸籍者のうち未解消者の数	763	768	698	661	
11	定性	会場又は協議会を通じて寄せられた声	会場又は協議会を通じて参加者から出された意見等の内容		別紙２のとおり			
成果目標②（アウトカム）		日本国民としての法的地位の確立						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
12	定性	会同等で寄せられた現場の声	会同等を通じて参加者から出された意見等の内容		別紙３のとおり			
施策群３		社会情勢への対応						
活動目標①（アウトプット）		登記・供託手続のオンライン利用促進						
		登記・戸籍情報の行政機関間連携の実現						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
7	定量	登記申請のオンライン利用状況	不動産登記申請のオンライン利用率（％）	75.48	76.45	77.84	79.64	
7	定量		商業・法人登記申請のオンライン利用率（％）	63.35	63.64	64.04	64.68	
7	定量	登記事項証明書請求のオンライン利用状況	不動産登記事項証明書等のオンライン請求率（％）	84.35	85.21	86.27	87.16	
7	定量		商業・法人登記事項証明書等のオンライン請求率（％）	48.87	50.16	52.19	54.17	
7	定量	供託手続のオンライン利用状況	供託手続のオンライン利用率（％）	30.99	33.95	39.09	40.71	

7	定性	登記情報の行政間連携	登記情報の行政間連携の実施状況		登記事項証明書の添付省略を推進するための取組を行った（詳細は別紙4を参照）。					
7	定性	マイナンバー制度に基づく戸籍情報の連携	マイナンバー制度に基づく戸籍情報の連携状況		別紙5のとおり					
活動目標②（アウトプット）		相続手続の円滑化施策の着実な実施								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定量	遺言書保管制度の利用状況		遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数の合計件数		3,448	4,996	7,074	8,711	
成果目標①（アウトカム）		法務局の各種手続のアクセス性や利便性の向上								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
13	定性	登記オンライン申請システムに関する国民の声		登記オンライン申請システムの利用者へのアンケート結果		別紙のとおり	別紙6のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	
成果目標②（アウトカム）		相続手続の円滑化								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
14	定性	遺言書保管制度利用者の声		遺言書保管制度の利用者に対するアンケート結果			別紙7のとおり			
政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み				（把握する方法がある場合、その内容を記載）						
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み				（把握する方法がある場合、その内容を記載）						
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題				（関係する施策群）						
				（関係する施策群）						
				（関係する施策群）						
その他総合評価実施時に参考とする事項				・民事行政に係る予算額 ・法務局の職員定員 ・法務局の職員における男女別の割合						

オンライン登記申請等に関するアンケート調査結果について

○実施期間：令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）～令和 7 年 1 1 月 3 0 日（日）

○アンケート対象者：登記申請や登記事項証明書の請求を行ったことがある者

○回答数：2, 4 0 9 件

1 オンライン申請用総合ソフトの操作のしやすさに対する満足度

満足・・・・・・・・・・23. 5%

やや満足・・・・・・・・47. 9%

やや不満足・・・・・・・・19. 8%

不満足・・・・・・・・・・8. 8%

2 オンライン申請を行ったことで負担が軽減された点（特に多かった意見）

①移動時間の削減

②申請の処理状況の確認

③費用の削減

3 オンライン申請を行ったことで負担が増加した点（特に多かった意見）

①システム障害への対応

②添付資料を PDF 化して添付する作業の手間

③システムの操作手順が不明な時

政策名			人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防						
目指すべき姿			人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与する。						
施策群 1			人権啓発						
活動目標（アウトプット）			国民の人権に関する関心や理解の度合いに応じ、効果的・効率的に人権啓発を実施する						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	人権作文応募校数・総応募者数	全国中学生人権作文コンテストに応募した中学校等の数及び総応募者数	中学校等の数	評価書のとおり	6,494	6,450	6,377	
				総応募者数	評価書のとおり	761,947	736,513	721,058	
1	定量	人権教室実施回数・総参加者数	人権教室の実施回数及び総参加者数	実施回数	評価書のとおり	15,954	17,221	17,565	
				総参加者数	評価書のとおり	986,672	985,983	995,952	
1	定量	人権啓発指導者養成研修実施回数・総参加者数	人権啓発指導者養成研修の実施回数及び総参加者数	実施回数	評価書のとおり	1	1	1	
				総参加者数	評価書のとおり	704	700	842	
1	定量	人権シンポジウム実施回数・総参加者数	人権シンポジウムの実施回数及び総参加者数	実施回数	評価書のとおり	2	2	2	
				総参加者数	評価書のとおり	1,253	1,332	1,230	
1	定量	法務省ホームページの人権啓発等に関するページのアクセス件数	法務省ホームページの人権啓発等に関するページのアクセス件数		評価書のとおり	－	2,587,657	1,930,712	
1	定量	人権啓発動画の再生回数	動画共有サイト上で提供している人権啓発動画の再生回数		評価書のとおり	0	91,672	128,312	
1	定量	バナー広告インプレッション数・クリック数	法務省ホームページの人権啓発等に関するページへリンクするバナー広告のインプレッション数・クリック数	インプレッション数	評価書のとおり	539,545,216	486,847,047	664,226,931	
				クリック数	評価書のとおり	1,170,973	1,324,352	873,257	
1	定量	Myじんけん宣言実施数（令和 7 年度実績分から指標として追加登録）	Myじんけん宣言を行った企業・団体及び個人の数	企業・団体	－	－	－	334	
				個人	－	－	－	432	
成果目標（アウトカム）			関心・理解の度合いが低い層に対し、人権問題についての興味・関心を呼び起こすとともに、理解を深め、高い層に対しては、人権問題についての理解を更に深める						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定性	人権擁護に関する世論調査の結果	人権擁護に関する世論調査の結果		評価書のとおり				
施策群 2・3			人権相談／人権侵犯事件の調査救済						
活動目標①（アウトプット）			児童虐待など身近な者にも助けを求めたい被害者を含む全ての人の人にとってアクセスしやすい相談体制を構築する						
			人権擁護委員による地域に根ざした活動を通じて、地域住民から寄せられる相談に対応する						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	モニター調査による人権相談窓口の認知度	モニター調査による人権相談窓口の認知度		評価書のとおり	51.4	44.1	30.7	
3	定量	「こどもの人権SOSモニター」による相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った「こどもの人権SOSモニター」による相談件数		評価書のとおり	7511	7677	6,713	
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
3	定量	法務省の人権擁護機関が取り扱った相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った相談の件数		評価書のとおり	176,053	174,292	152,918	
3	定量	「こどもの人権110番」による相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った「こどもの人権110番」による相談件数		評価書のとおり	19,251	13,971	13,058	
3	定量	インターネットによる相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱ったインターネットによる相談件数		評価書のとおり	16,124	21,883	12,547	
3	定量	チャットによる相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱ったチャットによる相談件数		評価書のとおり	11,166	11,862	14,769	
3	定量	特設人権相談所等における相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った特設人権相談所等における相談件数		評価書のとおり	12,281	12,085	10,197	

活動目標②（アウトプット）			人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた措置を迅速・的確に講じる					
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
4	定量	新規救済手続開始件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件に係る新規の救済手続開始件数	評価書のとおり	8,962	8,947	8,207	
4	定量	未済件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件に係る未済件数	評価書のとおり	1,350	1,313	1,339	
成果目標（アウトカム）			気軽に相談できる機会が提供されることにより、人権侵害の疑いがある事案を幅広く把握し、被害者の救済を図ることができるようになる					
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	定性	人権擁護委員の声	人権相談、調査救済活動に対する人権擁護委員の意見等をヒアリングした結果	評価書のとおり				
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
6	定量	人権侵犯事件の処理件数	法務省の人権擁護機関が処理した件数	評価書のとおり	8,629	8,983	8,170	
6	定性	救済措置を講じた具体的事例	人権侵犯事件について、法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例を紹介	評価書のとおり				

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	

その他総合評価実施時に参考とする事項	・人権擁護委員の人数及び平均年齢 ・人権啓発及び人権相談・調査救済に係る予算額
--------------------	--

政策名			国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理							
目指すべき姿			国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。							
施策群 1			訴訟追行能力の向上							
活動目標（アウトプット）			職員に対して充実した内容の各種研修を行い、専門的能力を向上させる							
			会同等を通じて訴訟追行に必要なスキルを習得させ、事務処理能力の向上を図る							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	研修の実施状況	研修の実施回数、参加者数	実施回数	253	271	評価書のとおり	361		
				参加者数	2887	3,528	評価書のとおり	3465		
2	定量	会同の実施状況	訟務事務に関する会同の実施回数、参加者数	実施回数	153	172	評価書のとおり	151		
				参加者数	3609	4,036	評価書のとおり	3809		
2	定量	訟務事務調査の実施状況	訟務事務調査の実施回数		18	20	評価書のとおり	21		
成果目標（アウトカム）			法と証拠に基づいた適切な主張立証が行われる							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6	定性	研修等を通じて寄せられた声	研修等を通じて参加者から出された意見等の内容				評価書のとおり			

施策群 2			裁判の迅速化への対応							
活動目標（アウトプット）			業務システムの整備により、事務の効率化や処理能力を向上させる							
			執務環境を整備し、民事裁判手続のデジタル化に適切に対応することにより、裁判の迅速化に寄与する							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定性	民事裁判手続のデジタル化への対応	民事裁判手続のデジタル化への対応状況				評価書のとおり			
成果目標（アウトカム）			より迅速な訴訟対応が可能となる							
			訴訟の相手方の経済的・精神的な負担が軽減される							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
7	定量	第一審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの判決数・割合	国の利害に関係のある民事裁判手続において、第一審判決にいたるまでの審理期間が2年以内だった事件数及び全体に対する割合	事件数	965	1065	1157	1172		
				全体に対する割合	0.7435	0.7779	0.8114	0.8111		

施策群 3			予防司法支援の充実						
活動目標（アウトプット）			行政機関が予防司法支援制度を認知し、利用する						
			行政機関と訟務組織との間で協力関係が構築される						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定量	予防司法支援事件数	予防司法支援事件の件数		2,878	3,055	評価書のとおり	2,787	
5	定量	会同の実施状況	予防司法支援に関する会 同の実施回数、参加者数	実施回数	2	1	1	1	
				参加者数	75	52	61	167	
5	定量	予防事務調査の実施状況	予防事務調査の実施回数		0	8	9	9	
成果目標（アウトカム）			行政機関における法適合性が向上し、紛争の未然防止や早期解決が図られる						
			訟務組織において、行政機関が抱える法律問題やその争点・問題点等を事前に把握できることにより、実際に訴訟が提起された 場合、より適正・迅速に処理することが可能となる						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定性	会同、事務調査及びアンケートを 通じて寄せられた声	会同、事務調査及び予防司法支援制 度を利用した行政機関へのアンケート結 果から抽出した意見等の内容				評価書のとおり		

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	

その他総合評価実施時に参考とする事項	○訟務統計の活用 ・新規事件受理件数 ・事件終了件数（和解等判決以外も含む） ・未済件数 ○アンケート結果の活用 ○施策の予算額
--------------------	---

対象国	プロジェクト支援対象機関	目標	成果	実施期間	活動概要
ベトナム	・司法省 ・共産党中央内政委員会 ・首相府 ・最高人民裁判所 ・ベトナム弁護士連合会	・ベトナムの法整備・執行の質及びその効率性向上 ・ベトナムの裁判所における判例制度及び調停制度の運用改善並びに専門第一審裁判所の運営に関する知見の提供 ・ベトナムの司法省との間での共通課題に関する双方向的な意見交換の実施	・現行プロジェクトに基づく現地でのワーキンググループ活動、セミナー等の実施により、ベトナムの法整備・執行の質及びその効率性向上に関する知見を提供 ・最高人民裁判所判事を含むベトナムの裁判官を対象に、判例制度、調停制度、専門第一審裁判所に関する本邦研修を実施 ・司法省副大臣を含むベトナムの司法省の職員を対象に、司法省の権限や責任、人材育成、国際仲裁及び国際調停に関する意見交換を行う共同研究を実施	2025年4月1日～2026年3月31日	・現行プロジェクトに基づく現地でのセミナー等の実施 ・裁判官を対象とした本邦研修の実施 ・司法省職員を対象とした共同研究の実施
カンボジア	・司法省（MOJ）	裁判官及び司法関係者の民事法に関する解釈・適用能力を向上するための教育能力の強化	・民事訴訟法上の論点に関する現地セミナーを実施 ・司法省職員等を対象に、民事訴訟法の諸原則や争点整理をテーマとする教材の作成や、将来的な民法・民事訴訟法等の改正に関する本邦研修を実施	2025年4月1日～2026年3月31日	現行プロジェクトに基づく現地でのワーキンググループ活動、現地セミナー等の実施、本邦研修の実施
ラオス	・司法省（MOJ） ・最高人民裁判所（PSC） ・最高人民検察院（OSPP） ・ラオス国立大学（NUOL）	事実認定及び法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤の形成	・現行プロジェクトに基づき民法典、刑事法及び教育民事の3つのワーキンググループ活動を実施 ・教育民事ワーキンググループメンバーを対象に、民事法教育の手法等に関する本邦研修を実施 ・刑事法ワーキンググループメンバーを対象に、刑事法教育の手法等に関する本邦研修を実施	2025年4月1日～2026年3月31日	現行プロジェクトに基づく現地でのワーキンググループ活動、本邦研修の実施
インドネシア	・インドネシア法務省法規総局（DGL） ・最高裁判所（SC）	2025年9月までのプロジェクト（「前プロジェクト」という。） ・法令間の整合性確保に関するドラフターの能力の向上 ・知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力の向上 2025年10月からのプロジェクト（「現行プロジェクト」という。） ・経済分野における法司法制度の改革促進	・前プロジェクトに基づきワーキンググループ活動を通じて法令間の整合性を確保するための制度整備、起草・審査担当者や裁判官の人材育成、執務参考資料の作成等を支援 ・前プロジェクトの最終合同調整委員会、現行プロジェクト第1回合同調整委員会に参加 ・インドネシア法務省法規総局職員を対象に、公務員の研修制度、地方条例に関する本邦研修を実施 ・最高裁判所職員を対象に、知的財産法に関する本邦研修を実施	2025年4月1日～2026年3月31日	・法務総合研究所長及びICD教官が参加して前プロジェクトの最終合同調整委員会を実施、ICD副部長及び同教官が参加して現行プロジェクトの第1回合同調整委員会実施 ・本邦研修の実施 ・ICD教官が現地へ出張し、関係機関との協議を実施するとともに、国際倒産分野のセミナーに参加

対象国	プロジェクト支援対象機関	目標	成果	実施期間	活動概要
ネパール	・最高裁判所 ・国家司法学院 ・法務・司法・議会省 ・法律委員会 ・弁護士会	・ネパール民法の逐条解説書（RM）の作成・普及 ・ネパール民法の適切な理解、運用の促進	・JICA技術協力プロジェクトの専門家（短期・長期）と協力し、執筆要領を策定し、現地ドラフターと民法の論点を協議	2025年4月1日～2026年3月31日	・ICD部長及び同教官による現地調査及び協議のための現地出張 ・民法の論点に関する現地セミナー及びオンラインセミナーを実施
東ティモール	・司法省法律諮問立法局（DNAJL） ・法律司法研修所（LJTC） ・土地財産委員会（LPC）	・東ティモールの優先度及び要望を踏まえた具体的な法律案の起草支援 ・法案起草能力の向上	・司法大臣を表敬訪問するとともに、司法省法律諮問立法局との協議や、法律司法研修所の研修生及び土地財産委員会に対する現地セミナーを実施 ・司法大臣を招へいし、協力覚書締結	2025年4月1日～2026年3月31日	・現地セミナーの実施 ・司法大臣招へい・協力覚書締結
モンゴル	・国立法律研究所 ・裁判所 ・法務内務省 ・国立大学	・商法典起草支援 ・国立法律研究所との間で家庭裁判所制度に関する知見を共有 ・民法改正支援に向けた調査 ・犯罪白書に関する知見の共有	・商法典起草に携わるワーキンググループメンバーを対象に、商法、会社法、民法及び民事訴訟法に関する共同研究を実施 ・家庭裁判所制度に関する現地セミナーを実施 ・民法改正の議論状況に関する現地調査 ・現地のシンポジウムでの犯罪白書に関する発表	2025年4月1日～2026年3月31日	・共同研究の実施 ・ICD教官による現地セミナーの実施 ・民法に関するフォーラムでの発表、現地調査 ・モンゴル犯罪防止委員会主催のシンポジウムへの参加
バングラデシュ	・法務・司法・国会担当省 ・最高裁判所 ・国家法律扶助事務所（NLASO） ・司法研修所（JATI）	・調停の普及促進及び民事裁判の迅速化による市民の司法アクセスの改善 ・調停の利用促進及び訴訟実務の改善、審理の改善とデジタル化等による適正かつ迅速な紛争解決に向けた取組の紹介	・JICA技術協力プロジェクトの専門家と協力し、調停人トレーニングの実施、パイロット地区でのワーキンググループ活動、セミナー等の実施に協力 ・民事訴訟の迅速化に関する現地セミナーを実施 ・各CP構成員を対象に、調停の利用促進、訴訟実務の改善及び審理の改善とデジタル化等による適正かつ迅速な紛争解決に関する本邦研修を実施	2025年4月1日～2026年3月31日	・JICA技術協力プロジェクト及び長期専門家に対する協力 ・JATIを対象とした現地セミナー実施 ・各CP構成員を対象とした本邦研修の実施
ウズベキスタン	・司法省 ・法執行アカデミー ・法律家研究所 ・最高裁判所 ・立法・法律政策研究所	・行政法解説書作成支援 ・行政訴訟法に関する支援 ・基本的かつ重要な民法改正上の検討点等についての知見の提供 ・法書養成制度や公証人制度についての知見の提供	・司法省職員等を対象に、行政法解説書作成に関する共同研究を実施するとともに、同解説書作成を支援するオンラインセミナーを実施 ・裁判官等を対象に、行政訴訟法に関するオンラインセミナーを実施 ・立法・法律政策研究所職員等を対象に、基本的かつ重要な民法改正上の検討点等に関する本邦研修を実施 ・法律家研究所関係者を対象に、法書養成制度や公証人制度に関する訪日プログラムを実施	2025年4月1日～2026年3月31日	・司法省職員等を対象とした共同研究の実施 ・司法省職員や裁判官等を対象としたオンラインセミナー実施 ・立法・法律政策研究所職員等を対象とした本邦研修の実施 ・法律家研究所関係者を対象とした訪日プログラムの実施

対象国	プロジェクト支援対象機関	目標	成果	実施期間	活動概要
ウクライナ	・ウクライナ司法省 ・ウクライナ国家汚職対策局 ・特別汚職対策検察 ・高等汚職対策裁判所	・汚職対策に関する知見の提供 ・司法面接、家庭裁判所等に関する知見の提供	・汚職撲滅に向けた科学捜査をテーマとした国別研修を実施 ・子供の権利保護をテーマとした共同研究を実施	2025年4月1日～2026年3月31日	・ICD職員による現地調査のための現地への出張 ・定期的なオンライン会議の実施 ・司法省職員、国家汚職対策局、特別汚職対策検察、高等汚職対策裁判所の職員を対象とした国別研修を実施 ・司法省職員を対象とした共同研究の実施
スリランカ	・司法省 ・汚職疑惑捜査委員会 (CIABOC)	・公正な司法アクセス強化 ・量刑判断等に関する知見を共有 ・公正なビジネス環境整備（汚職対策）	2026年1月に「公正なビジネス環境整備」に関するJICA国別研修を実施予定だったが、先方の都合により延期。	2025年4月1日～2026年3月31日	・JICA国別研修を実施予定だったが、延期。
キルギス	・キルギス法務省 ・最高裁判所 ・検察総長府	・キルギスにおいて具体的に支援のニーズのある分野についての調査及び協議 ・第2回共同研究の実施に向けた協議	・現地に出張し、第2回共同研究の実施に向けて、キルギス法務省、最高裁判所、検察総長府等との協議を実施 ・第2回共同研究の実施に向けてキルギス法務省とオンラインで協議を実施	2025年4月1日～2026年3月31日	・第2回共同研究の実施に向けて現地へ出張し、調査を実施。
フィジー	（以下、協力協議中の機関） ・司法省 ・司法長官府 ・裁判所 ・法律扶助委員会（LAC）	・今後の協力関係構築に向けたプロセス等の協議 ・具体的な支援ニーズのある分野についての調査及び協議 ・民事裁判の長期化対策や民事裁判・行政手続の効率化とデジタル化の現状と課題に関する知見の提供 ・裁判の長期化対策、調停・和解・ADRの活用、民事裁判・行政手続の効率化とデジタル化に関する知見の提供	・二国間ミーティングにより今後の協力関係構築に向けたプロセス等を協議 ・司法省、司法長官府、裁判所、法律扶助委員会（LAC）、検察庁（DPP）及び汚職対策独立委員会（FICAC）等への訪問や現地セミナーの実施を通じて、具体的な支援ニーズのある分野についての調査及び協議を実施 ・裁判所職員等を対象に、民事裁判の長期化対策や民事裁判・行政手続の効率化とデジタル化の現状と課題に関する共同研究を実施 ・司法省、司法長官府、裁判所及び法律扶助委員会（LAC）等への訪問を通じ、具体的な支援ニーズのある分野についての調査及び協議を実施	2025年4月1日～2026年3月31日	・ICD及び司法長官府による二国間ミーティング実施 ・法務総合研究所長及びICD教官による現地への出張 ・裁判所、司法長官府、司法省及び法律扶助委員会職員を対象とした共同研究の実施

対象国	プロジェクト支援対象機関	目標	成果	実施期間	活動概要
タンザニア	・憲法司法省 ・司法長官府 ・訟務長官府 ・司法府 ・国家検察庁	・今後の協力関係構築に向けたプロセス等の協議及び協力覚書の締結 ・具体的な支援ニーズのある分野についての調査及び協議	・二国間ミーティングにより今後の協力関係構築に向けたプロセスや具体的な支援ニーズ等を協議 ・憲法司法省次官を含むタンザニアの法務・司法機関職員を訪日招へいし、協力覚書を締結	2025年4月1日～2026年3月31日	・ICD教官による現地への出張 ・ICD及び先方関連機関による二国間ミーティングの実施 ・憲法司法省次官等の訪日招へいと協力覚書の締結

別紙2

プロジェクト活動国	WG、セミナーの実施回数
ベトナム	1
カンボジア	16
ラオス	5
インドネシア	1
ネパール	2
東ティモール	6
モンゴル	3
バングラデシュ	1
ウズベキスタン	0
ウクライナ	0
スリランカ	0
キルギス	0
フィジー	0
タンザニア	1

別紙3

法令起草	
ベトナム	1
カンボジア	3
ラオス	0
インドネシア	3
ネパール	0
東ティモール	3
モンゴル	2
バングラデシュ	1
ウズベキスタン	2
ウクライナ	0
スリランカ	0
キルギス	0
フィジー	0
年度集計	15

執務資料	
ベトナム	4
カンボジア	2
ラオス	2
インドネシア	2
ネパール	1
東ティモール	0
モンゴル	0
バングラデシュ	0
ウズベキスタン	1
ウクライナ	0
スリランカ	0
キルギス	0
フィジー	0
年度集計	12

人材育成研修等の実施状況	開催回数	参加人数
人材育成研修	1回	7名
法整備支援へのいざない	1回	102名（内オンライン78名）
司法修習の選択型プログラム	1回	8名
インターンシップ	2回	14名（第1回4名、第2回10名）

関係機関との会議の開催件数	対象数
法制度整備支援へのいざない	102名（内オンライン78名）
法整備支援連絡会	80名（内オンライン0名）

広報活動の実施件数	件数等	対象数
中学生職場体験	1件	2名
司法修習生見学	2件	140名
その他見学	14件	493名
外部講義	17回	
取材	10件	
広報誌	4 件	2,564部

国連主催の会議	発表・発信内容
ASEAN MLAT（第2回ASEAN捜査共助要請テンプレートの開発に関する協議）	捜査共助要請テンプレートの事例演習等について協議。
第34会期国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）	UNAFEIの活動（京都モデル戦略策定への貢献含む）について紹介。
国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関（PNI）間調整会議	UNAFEIの活動（京都モデル戦略策定への貢献含む）について紹介。
越境組織犯罪対策等に関するワークショップ（令和7年9月）	刑事司法における国際協力について、講義やケーススタディを実施。
越境組織犯罪対策等に関するワークショップ（令和8年3月）	刑事司法における国際協力について、講義やケーススタディを実施。
南アジア地域におけるテロ対策・法の支配ワークショップ	UNAFEIが実施する越境犯罪対策に関する研修等について、発表。
UNAFEI-UNODC-Nitivajra（タイ）共催 電子証拠に関するワークショップ	UNAFEIの活動（ASEAN刑事司法セミナー）について紹介。
カンボジア内務省等の関係職員を対象とした社会内処遇に関するセミナー	社会内処遇の導入について講義等を実施。
国際詐欺サミット2026	日本における組織的詐欺の現状と対策について発表。

その他国際会議	発表・発信内容
アフリカ開発会議（TICAD）におけるサイドイベント	UNAFEIが実施する刑事司法実務家の能力構築支援等について発表。
国際刑事矯正財団（IPPF）コロキウム	
第12回韓国刑事・法務政策研究院国際フォーラム	UNAFEIが実施する越境犯罪対策に関する研修等について発表。
国際矯正刑務所協会（ICPA）年次総会	UNAFEIが実施する越境犯罪対策に関する研修等について発表。
第43回アジア太平洋矯正局長等会議（APCCA）	UNAFEIが実施する越境犯罪対策に関する研修等について発表。
第4回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム	
第4回アジア太平洋刑事司法フォーラム（Crim-AP）	UNAFEIの紹介、特に京都モデルストラテジーに関する国際研修について発表。
アジア・パシフィック学術フォーラム	UNAFEIが実施する刑事司法実務家の能力構築支援等について発表。
第3回ASEAN地域矯正会議（ARCC）	UNAFEIが実施する刑事司法実務家の能力構築支援等について発表。
京都モデルストラテジー国連採択記念イベント	UNAFEIが実施する刑事司法実務家の能力構築支援等について発表。
東ティモールにおける暴力防止プログラム導入に関するワークショップ	暴力防止プログラムの導入について、ワークショップを実施。

政策名		法務行政における国際協力の推進								
目指す姿		アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治（グッドガバナンス）の実現に向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。								
施策群 1		法制度整備支援事業の実施								
活動目標（アウトプット）		派遣した専門家等により、法令の整備、法執行機関の強化を含む法制度の運用改善、法律実務家の人材育成など各国の実情に応じた支援を行う								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	現地専門家の派遣状況	法制度整備支援事業に係る現地専門家の派遣依頼件数及び派遣人数		派遣依頼件数	4	6	4	4	
					派遣人数	5	6	4	4	
1	定性	各プロジェクトの内容等	法制度整備支援事業に係る各プロジェクトの支援対象機関、目標、成果、実施期間、活動概要			別添のとおり	別添のとおり	別紙1のとおり	別紙1のとおり	
1	定量	各プロジェクトの活動状況等	法制度整備支援事業に係る各プロジェクトの活動状況等			別紙1のとおり	評価書のとおり	別紙2のとおり	別紙2のとおり	
1	定量	立法上又は実務上の課題への対応状況	法制度整備支援事業によって起草された法令等の数及び法令等の解説書等の作成状況		起草法令等の数	別紙2のとおり	評価書のとおり	別紙3のとおり	別紙3のとおり	
					解説書等の作成状況	別紙2のとおり	評価書のとおり	別紙3のとおり	別紙3のとおり	
1	定量	本邦研修やセミナーの実施状況	法制度整備支援事業によって実施された本邦研修やセミナーの実施回数、参加人数		実施回数	30	41	46	41	
					参加人数	2,466	評価書のとおり	3,723	3,941	
1	定量	調査活動の実施状況	法制度整備支援事業に関する調査活動の実施件数及び派遣人数		実施件数	9	11	11	13	
					派遣人数	19	15	17	14	
成果目標（アウトカム）		支援対象国において、基本法令とそれを運用する司法関係機関の制度が整備されるとともに、 法曹実務家等の人材が増加する								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定性	各プロジェクトの活動に従事した参加者の声	法制度整備支援事業によって実施されたプロジェクトの参加者を対象にしたアンケート等の結果				別紙 1 のとおり			
5	定量	実施した研修やセミナーの参加者の声	法制度整備支援事業によって実施された研修やセミナーへの参加者を対象にしたアンケート等の結果				評価書のとおり			
5	定性	支援対象国における支援を実施した法令等の普及・利用状況	法制度整備支援事業の支援対象国における支援対象法令等や解説書等の普及・利用状況				別紙 2 のとおり			
5	定性	調査成果の活用状況	法制度整備支援事業の調査成果の活用状況				別紙 3 のとおり			
施策群 2		法制度整備支援事業の基盤強化								
活動目標（アウトプット）		法制度整備支援や国際法務に関心のある国際法務人材を確保、育成する								
		多様なニーズに応える法制度整備支援の基盤を作る								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	人材育成研修等の実施状況	人材育成研修、法整備支援へのいざない、司法修習の選択型プログラム及びインターンシップの開催回数及び参加人数		開催回数	別紙3のとおり	評価書のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	
					参加人数	別紙3のとおり	評価書のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	
2	定量	調査・研究活動等の実施状況	法制度整備支援事業の基盤強化に係る調査・研究活動等の実施状況			2	3	4	7	
2	定量	関係機関との会議等や広報活動の実施状況	法制度整備支援事業の基盤強化に係る関係機関との会議の開催件数、広報活動の実施件数及び対象数		実施件数	別紙4のとおり	評価書のとおり	別紙5のとおり	別紙5のとおり	
					対象数	別紙4のとおり	評価書のとおり	別紙5のとおり	別紙5のとおり	
成果目標（アウトカム）		法制度整備支援に対する理解・関心が高まる								
		法制度整備支援のノウハウが国内で共有される（オールジャパンの体制構築）								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6	定性	人材育成研修等に参加した者の声	人材育成研修等への参加者を対象にしたアンケート結果				評価書のとおり			
6	定性	関係機関との会議等に参加した者の声	法整備支援連絡会等への参加者を対象にしたアンケート結果				評価書のとおり			

施策群 3			国際研修・セミナー等の実施						
活動目標（アウトプット）			各国の実務家を対象に、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題について、国際研修を実施する						
			研修参加者のネットワークを活用した情報共有を行う						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	研修の実施状況	実施した国際研修の件数、日数	件数	14	10	16	15	
				日数	164	145	161	176	
3	定量	研修員の参加状況（参加国数・参加人数）	実施した国際研修の参加国数及び参加人数	参加国数	48	55	50	41	
				参加人数	275	238	519	310	
3	定量	支援対象機関の関与する会議等への参加状況	支援対象機関の関与する会議等への参加件数及び参加国数	参加件数	20	8	30	9	
				参加国数	4	3	4	4	
3	定量	教材・マニュアル・執務参考資料等の作成状況	教材・マニュアル・執務参考資料等の作成数及び提供国数	作成数	53	評価書のとおり	25	18	
				提供国数	6	評価書のとおり	5	4	
3	定量	研修参加者のネットワークを活かした情報発信の数	ソーシャルメディア等を活用した研修修了者等に対する情報発信の数				190		
成果目標（アウトカム）			研修等に参加した各国の刑事司法実務家の能力が向上する						
			研修参加者のネットワークを土台とする日本と諸外国との良好な関係が構築される						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
7	定量	研修に対する評価	研修員からのフィードバック等			評価書のとおり			
7	定量	研修等修了者のうち、外国政府等で要職を務めた者の数	実施した研修等修了者のうち、外国政府等で要職を務めた者の数		32	35	37	37	
8	定量	研修参加者のネットワークを活かした情報発信によるフォローの数	ソーシャルメディア等を活用した研修修了者等に対する情報発信によるフォロー数					190	
施策群 4			国際連合等の国際機関との連携・協力						
活動目標（アウトプット）			国連等の国際機関の主催する会議に参加し、国際機関や参加国の関係者等との協力関係を構築する						
			会議等を通じて最新の国際的動向に関する情報を収集するとともに、我が国の知見や経験、考え方を他国に発信する						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4	定量	国際連合主催の会議への参加状況	参加した国際連合主催の会議の数、参加人数及び日数	会議数	2	7	3	9	
				参加人数	10	23	7	11	
				参加日数	8	21	9	20	
4	定性	国際連合主催の会議における活動状況	国際連合主催の会議におけるステートメント、発表、ワークショップ等の内容		別紙5のとおり	別紙 4 のとおり	別紙6のとおり	別紙6のとおり	
4	定量	（その他国際会議等）会議への参加状況	参加したその他国際会議等の数、参加人数及び日数	会議数	8	14	8	11	
				参加人数	14	23	19	26	
				参加日数	19	28	20	27	
4	定性	（その他国際会議等）活動状況	その他国際会議等におけるステートメント、発表、ワークショップ等の内容		別紙5のとおり	別紙 4 のとおり	別紙6のとおり	別紙6のとおり	
成果目標（アウトカム）			諸外国、国際機関等との協力関係の構築により国際協力の基盤が醸成され、刑事に関する知見・経験が共有されるとともに、協力関係に基づく活動等を通じて、刑事に関する国際的な政策形成に貢献する						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
9	定量	国際機関等との間での協力覚書等の締結状況	国際機関等との間での協力覚書等の締結状況		2	評価書のとおり	0	0	
9	定量	協力覚書に基づくものを含む国際機関等との会議等共催状況（共催したイベントの数、規模等）	国際機関等との会議等において共催したイベントの数及び規模等	イベント数	2	評価書のとおり	2	6	
				規模	199	評価書のとおり	60	260	
9	定性	共催機関等からの評価	共催機関等からのフィードバック				(今後の評価書に反映予定)		
政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み			(把握する方法がある場合、その内容を記載)						
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み			(把握する方法がある場合、その内容を記載)						
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題			(関係する施策群)						
			(関係する施策群)						
			(関係する施策群)						
その他総合評価実施時に参考とする事項			・国際研修、法制度整備支援に係る予算額 ・関係職員定員 ・国際関係業務に従事する職員の男女別の割合 ・職員の年次休暇取得日数 ・職員の育児休暇取得日数、割合						